

知多市地域強靱化計画

令和元年 1 1 月

(アクションプラン令和 8 年 4 月更新)

知 多 市

目 次

第1	計画の策定趣旨、位置付け	1
1	計画の策定趣旨	1
2	計画の位置付け等	1
	(1) 計画の位置付け	1
	(2) 対象とする区域	1
第2	知多市の地域特性等	2
1	知多市の地域特性	2
	(1) 地形	2
	(2) 人口動向	2
	(3) 産業特性	5
	(4) まちの現状	11
	(5) 社会資本の老朽化等	11
2	知多市に影響を及ぼす大規模自然災害	12
	(1) 想定するリスクの考え方	12
	(2) 地震・津波により想定される被害	12
	(3) 豪雨・台風による過去の被害と想定される被害	16
第3	知多市の強靱化の基本的な考え方	19
1	知多市地域強靱化計画の基本目標	19
2	知多市の強靱化を進める上での留意事項	19
第4	知多市の脆弱性評価と強靱化の推進方針	20
1	脆弱性の評価	20
	(1) 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）設定	20
	(2) 施策分野（個別施策分野と横断的分野）の設定	22
	(3) 脆弱性評価結果	23
2	推進すべき施策の方針	23
	(1) リスクシナリオごとの施策の推進方針	23
	(2) 施策分野ごとの施策の推進方針	52
第5	計画推進の方策	73
1	計画の推進体制	73
2	計画の進捗管理	73
3	計画の見直し	73
(別紙)		74
1	リスクシナリオごとの脆弱性評価結果	74

2 施策分野ごとの脆弱性評価結果	100
3 知多市地域強靱化計画アクションプラン	124
用語説明	130

第1 計画の策定趣旨、位置付け

1 計画の策定趣旨

平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行され、平成26年6月には基本法に基づき、国土強靱化に関する国の他の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」が策定されました。

また、愛知県では、県の強靱化に関する施策を、国全体の国土強靱化施策との調和を図りながら、国や県内市町村、民間事業者などの関係者相互の連携によって推進する指針として「愛知県地域強靱化計画」を策定し、平成28年3月に公表しています。

こうした動向を踏まえ、本市においても、現在取り組んでいる防災・減災対策を含め、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する強靱化に関する施策を総合的、計画的に推進するために、その指針となる知多市地域強靱化計画を策定するものです。

2 計画の位置付け等

(1) 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、基本計画で示された「基本目標」、「基本的な方針」を踏まえるなど、基本計画と調和を保ちつつ（同法第14条）、愛知県地域強靱化計画との連携・役割分担を図ります。

また、本計画は、市政の基本方針である「知多市総合計画」、災害対策基本法に基づき災害に対処するための基本的な計画である「知多市地域防災計画」などとの連携を図りながら、本市における国土強靱化施策を推進する上での指針として位置付けるものです。

(2) 対象とする区域

本計画の対象区域は知多市全域を基本とし、知多市が主体となる取組を中心に扱いますが、大規模自然災害による広域的な被災を念頭に置き、地域の強靱化に必要な国や県、民間事業者、地域等との連携や役割分担も考慮した内容とします。

第2 知多市の地域特性等

1 知多市の地域特性

(1) 地形

本市は知多半島の北西部に位置し、西は伊勢湾に面して約 15km の海岸線を有し、北は東海市、東は東浦町及び阿久比町、南は常滑市に接しており、名古屋都心から約 20km、中部国際空港から約 18km の距離に位置しています。

地形は、海岸線から標高 75m 以下までの小起伏の丘陵帯で、もっとも高くなる東部一帯は知多半島の東西分水界地域となっています。低地は、これら丘陵が河川によって開析され樹枝状に発達した谷低平野と海岸平野、埋立地、干拓地などの海岸低地からなります。

市域に一級河川はなく、二級河川が 5 河川あります。そのうち伊勢湾に注ぐ河川が、佐布里地区から北に流れて東海市との境を西に向かう信濃川、岡田地区から西に流れ、旭北地区で南西に向かう日長川、日長川支流で旭東地区から北西に流れ、旭北地区で日長川と合流する鍛冶屋川、常滑市から本市南境に流れて西に向かう矢田川の 4 河川です。残りの 1 河川は阿久比川で、市の最東端の東浦町及び阿久比町との境付近を流れ、衣浦港に注ぐ川です。

本市の地質は、丘陵地の主部を占める東海層群と沖積層（海岸沿いの埋立地を含む。）が主なもので、北部と南部の一部で段丘堆積物が分布しています。

地震の際に被害が問題になりやすいのは、一般には軟弱な未固結層の地域であり、特に軟弱な地層が厚いほど振幅が増幅され被害が大きくなりやすいという過去の事例があります。本市内の地質のうち軟弱な地層は、沖積層（海岸沿いの埋立地を含む。）です。本市内の内陸部の沖積層は、ほとんどが 10m 前後の厚みで、海岸部の沖積層と埋立地盤を合わせた場所の未固結層は、20m を超える地域もあります。特に海岸沿いの埋立地においては、内陸から海岸に向かうほど未固結層は厚くなって 40m に達するところもあり、これらの軟弱な地層では地震の際、振幅だけでなく、液状化現象の発生が懸念されます。

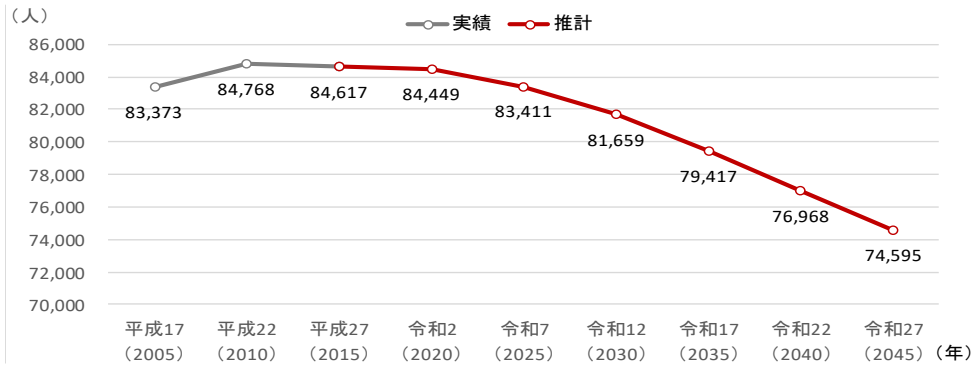
また、急傾斜地崩壊危険箇所が市内全域に散在しています。

(2) 人口動向

本市の人口は、市制施行した昭和 45(1970)年以降増加し続けてきましたが、平成 22(2010)年の 84,768 人を境に減少に転じ、平成 27(2015)年は 84,617 人となっています。

なお、将来の本市の人口は、第 6 次知多市総合計画基礎調査報告書による推計では、人口減少は今後も続き、令和 27(2045)年には、約 74,600 人になると見込まれています。

知多市の人口の推移

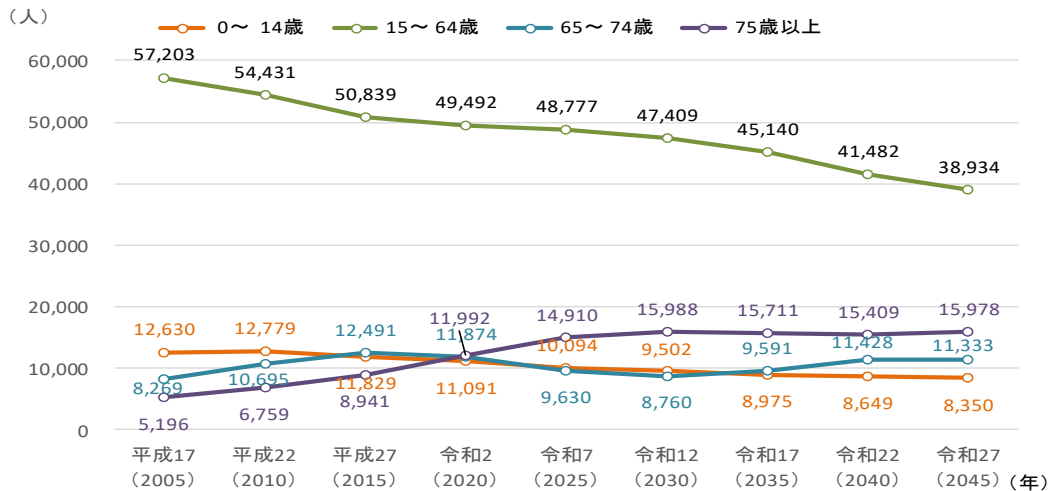


※ 平成 27 (2015) 年までは国勢調査に基づく実績値

出典：第 6 次知多市総合計画 基礎調査報告書 (平成 31 (2019) 年 3 月)

また、全国的な傾向である高齢化も進んでおり、65 歳以上人口が総人口に占める割合を示す高齢化率は、平成 27 (2015) 年に 25.5%でしたが、令和 27 (2045) 年には 36.6%と市民の 3 人に 1 人以上が 65 歳以上となる見込みです。

年齢 4 階級別による人口見通し

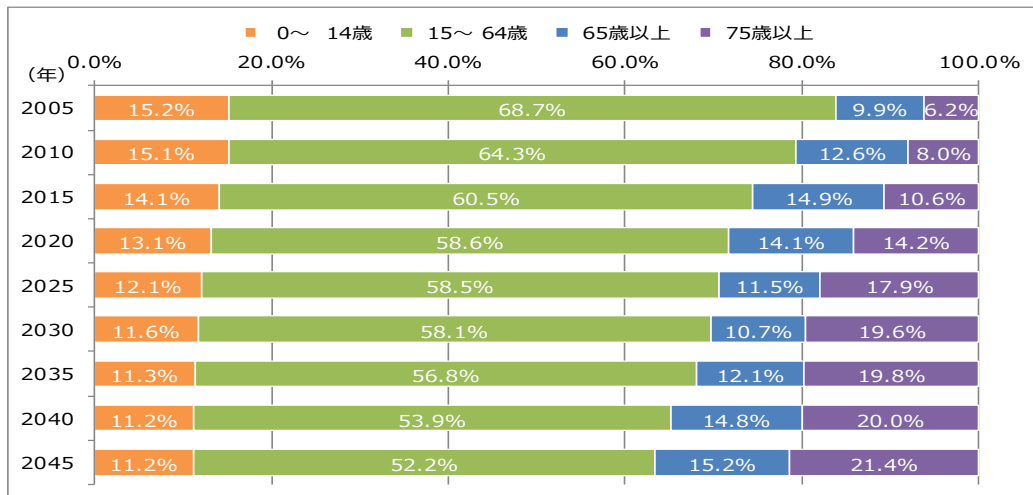


※ 平成 27 (2015) 年までは国勢調査に基づく実績値

※ 各年齢区分の推計値は、1 の位の末尾を四捨五入しているため、合計値と異なる場合がある。

出典：第 6 次知多市総合計画 基礎調査報告書 (平成 31 (2019) 年 3 月)

年齢 4 階級別による人口構成の見通し



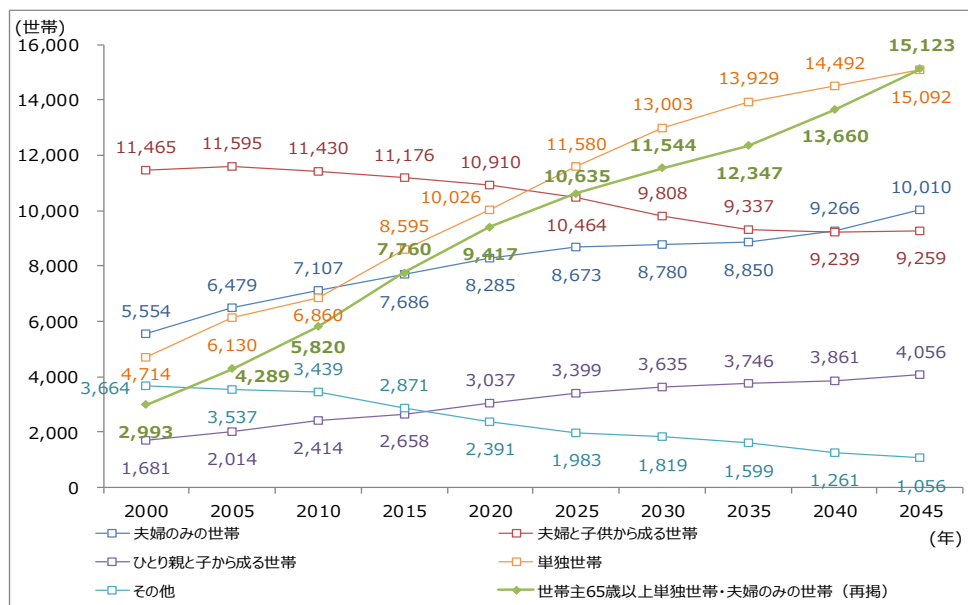
※ 2015 (平成 27) 年までは国勢調査に基づく実績値

※ 各年齢区分の構成比は、1 の位の末尾を四捨五入しているため、合計値が 100%にならない場合がある。

出典：第 6 次知多市総合計画 基礎調査報告書 (平成 31 (2019) 年 3 月)

世帯の構成も、世帯主 65 歳以上で単独・夫婦のみの世帯が今後増加する見込みです。

世帯類型別世帯数の推計結果



※ 2015 (平成 27) 年までは国勢調査に基づく実績値

※ 各年齢区分の推計値は、1 の位の末尾を四捨五入しているため、合計値と異なる場合がある。

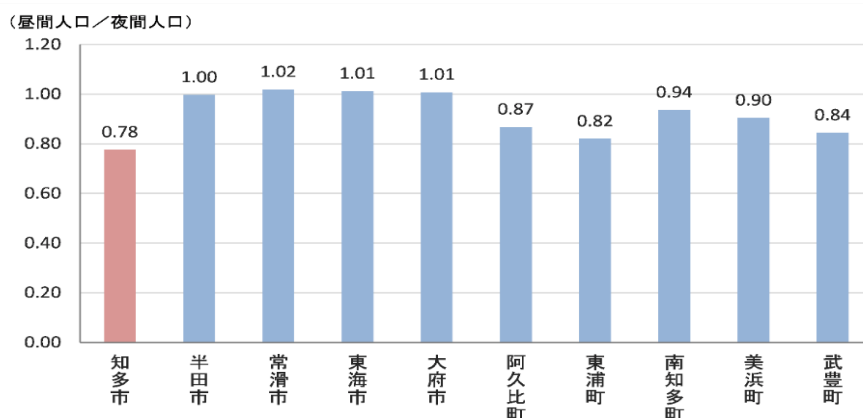
出典：第 6 次知多市総合計画 基礎調査報告書 (平成 31 (2019) 年 3 月)

このように生産年齢人口 (15 歳～64 歳) の割合は将来大きく減少し、高齢者人口 (65 歳以上) の割合が一層大きくなるとともに、高齢者のみの世帯も増加すると予測されています。

また、本市は典型的なベッドタウンであり、近隣の市町と比較しても昼夜間人口比が低い (昼の人口が少ない) という特徴があります。15 歳から 59 歳までの年齢階級では、「他市区町村で従業・通学」する人が 6 割以上であり「自市で従業・通学」する人を大きく上回っています。

したがって、災害の種類・様態、発生時間によっては、従業・通学中の相当数の人々が市外に離れた状態であることが予測されます。

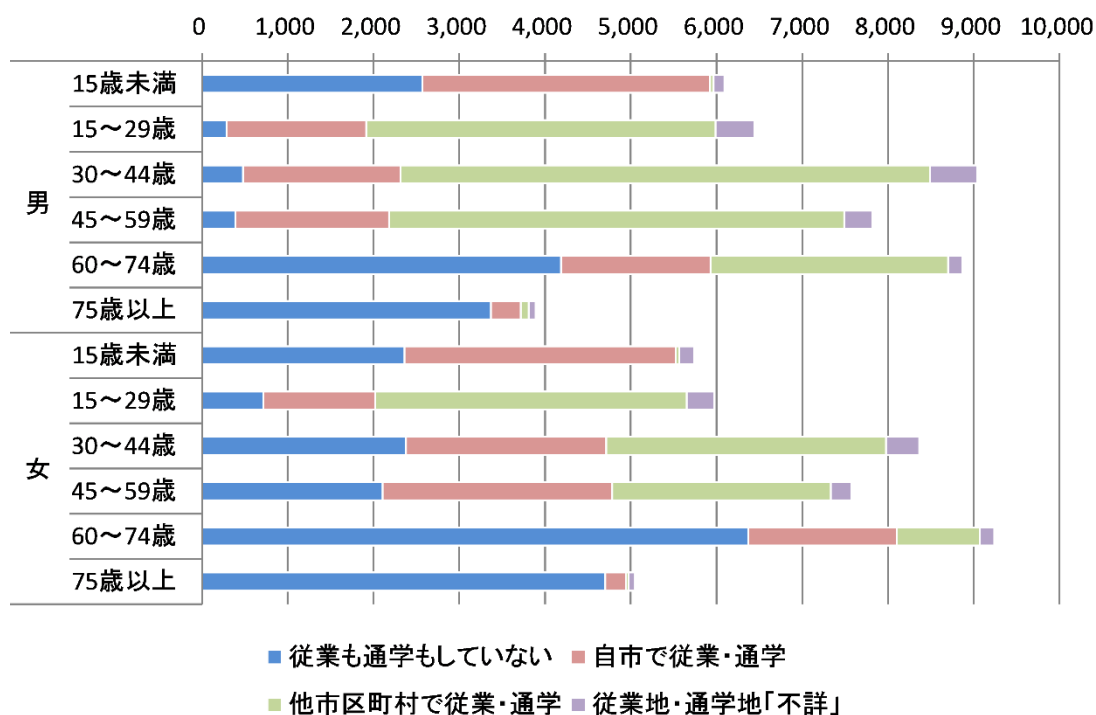
昼夜間人口比<2015 年> (知多半島地区)



出典：第 6 次知多市総合計画 基礎調査報告書 (平成 31 (2019) 年 3 月)

年齢区分別による従業・通学<2015年>

(人)



出典：第6次知多市総合計画 基礎調査報告書（平成31(2019)年3月）

今後の高齢者の増加に加えて、本市の特徴である市外で従業・通学している市民の多さを考慮すると、災害発生時の自助・共助による救難・減災や早期の復旧・復興の面では問題があり、これらについては、ソフト対策と合わせた総合的な施策が必要になります。このことは将来ますます重大になっていくと考えられます。

(3) 産業特性

ア 農工商業

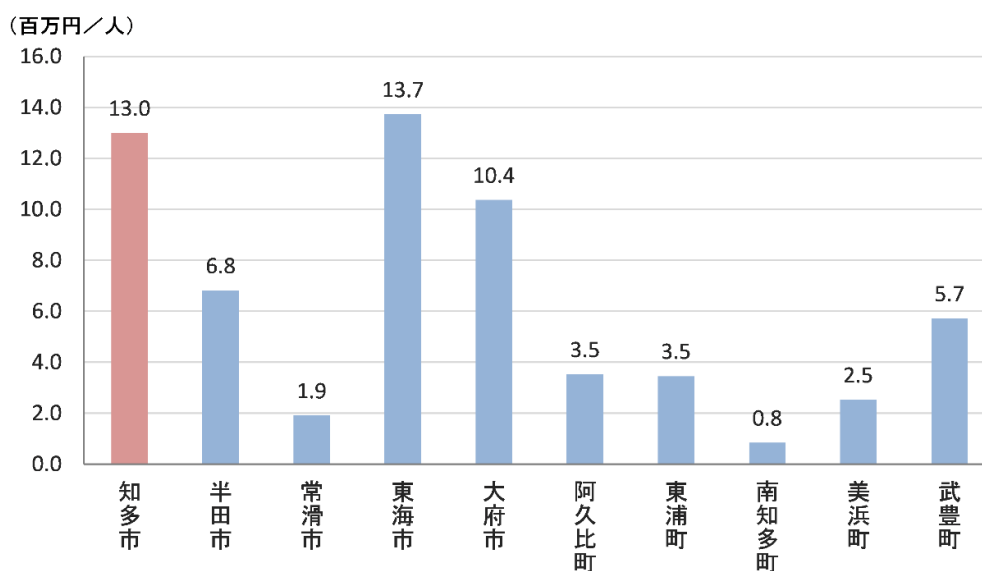
本市の農業産出額、製造品出荷額等、年間商品販売額の3つで農・工・商を比較すると、工業の製造品出荷額等が突出して大きな金額を占めています。

<知多市の産業に関する統計まとめ>

	金額	備考
農業産出額	22 億円	農林水産省 平成 29 年市町村別農業産出額(推計)
製造品出荷額等	10,150 億円	経済産業省 工業統計調査(平成 30 年)
年間商品販売額	992 億円	平成 28 年 経済センサス - 活動調査

知多半島地区における人口当たり製造品出荷額等でみると、知多市は、東海市に次いで高い水準となっています。東海市・知多市は臨海部に名古屋港東部のコンビナートがあることが要因と考えられます。これらコンビナート地域は埋立地であり、液状化、高潮、津波による被害が懸念されます。

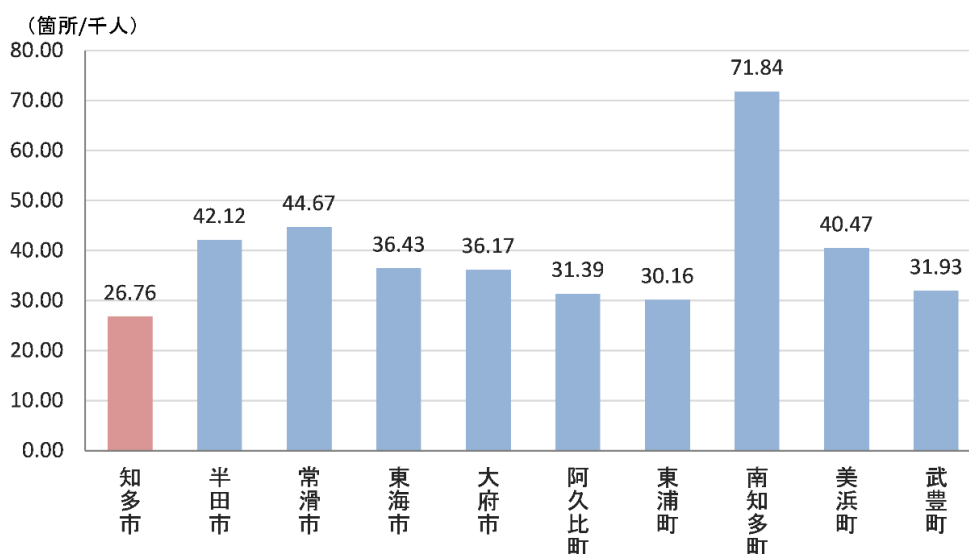
人口当たり製造品出荷額等<2015年> (知多半島地区)



出典：第6次知多市総合計画 基礎調査報告書 (平成31(2019)年3月)

知多市の場合、石油化学系の大型プラント等の装置産業が多く、大企業であっても多数の従業員を抱える事業所が少ないため、市内の雇用規模は小さくなっています。

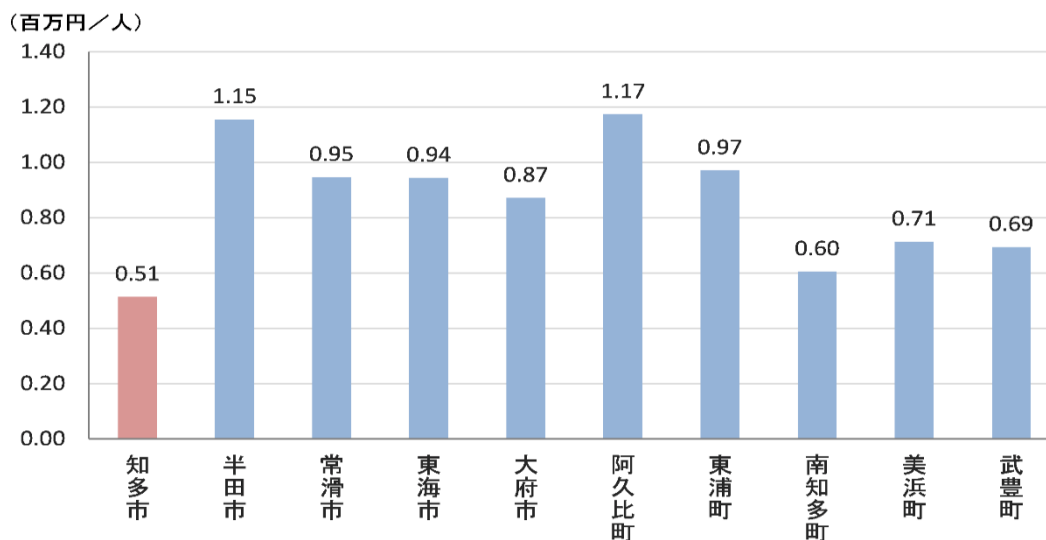
人口1,000人当たり事業所数<2014年> (知多半島地区)



出典：第6次知多市総合計画 基礎調査報告書 (平成31(2019)年3月)

商業の面では、知多市の人口当たり小売業年間商品販売額は、知多半島地区において最も低い水準となっています。

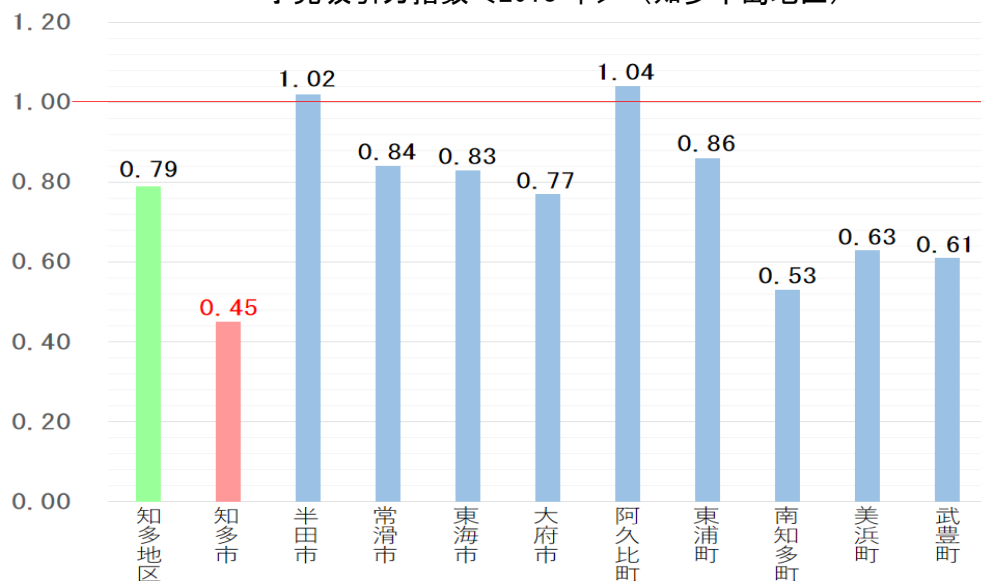
人口当たり小売業年間商品販売額<2016年> (知多半島地区)



出典：第6次知多市総合計画 基礎調査報告書 (平成31(2019)年3月)

小売吸引力指数を見ると、知多市は、知多半島地区の平均値 0.79 より下の 0.45 と知多半島地区最低であり、本市内の人口当たりの商品在庫・流通量は、他の市町と比べて非常に少ないと思われます。

小売吸引力指数<2018年> (知多半島地区)



出典：「あいちビジョン2020 平成30年度版年次レポート あいちレポート2018」(平成31(2019)年3月)内、「第1章 愛知の地域づくりを巡る現状と課題 8 県内の地域構造と各地域の現状と課題 2 各地区の現状と課題 (4) 知多地区」のデータより作成)

イ 交通

(7) 道路

本市の道路は、局地的に被害を受ける可能性のある箇所が随所にあるため、災害時には被害状況の確認と、道路管理者との連携によるルートの確保、復旧、道路利用者への迅速な情報提供が重要になります。なお、以下の道路線名は主に「知多市都市計画マスタープラン 平成 23 年 3 月」によるものです。

○第 1 次緊急輸送道路（県指定）

・一般国道 155 号・247 号（バイパス）

本道の自動車専用道路区間は片側 2 車線、制限速度 70km/h で、伊勢湾岸自動車道や名古屋高速 4 号東海線と東海市で接続しています。日長以南の一般道路区間は常滑市街や知多横断道路に至り、併せて名古屋港東部の工業地帯や、中部国際空港への交通・輸送手段として大きな役割を果たしています。その交通量は、日長付近で 28,200 台/日、知多市・東海市の境付近で 50,800 台/日です。（平成 26 年 国土交通省）

大きな災害時、津波・高潮・その他の水害による冠水（旭南地区）や、液状化の可能性（臨海地区）が懸念されます。

今後の輸送量の増大に応じるとともに、災害時の輸送路確保等のため、都市計画道路西知多道路の拡幅・新設が計画されています。

○第 2 次緊急輸送道路（県指定）

・主要地方道西尾知多線

一般国道 155 号・247 号（バイパス）の長浦 IC から南東に走り、岡田地区を通り阿久比町で知多半島道路阿久比 IC につながる 2 車線道路で、交通量は、12 時間に 7,274 台です。（一般国道 155 号との交差点（美城ヶ根交差点）、午前 7 時から午後 7 時まで 「平成 27 年度 全国道路・街路交通情勢調査 交通量調査表 愛知県」より）

なお、日長川（岡田）辺りには過去に冠水した箇所があります。

・主要地方道名古屋半田線

名古屋市熱田区から、東海市、東浦町、知多市（東部地区）、阿久比町を通過して、半田市住吉町までを結ぶ道路で、知多半島を南北に走る主要道路の一つです。交通量は、12 時間に 12,509 台です。（知多市と阿久比町の境付近 午前 7 時から午後 7 時まで 「平成 27 年度 全国道路・街路交通情勢調査 交通量調査表 愛知県」より）

現在、東海市（加木屋）～東浦町（緒川）間のバイパスを整備中です。

巽ヶ丘駅前辺りには、過去に冠水した箇所があります。また本道は、加木屋一成岩断層のほぼ直上を通っています。

- ・市道北浜金沢線他（北浜跨道橋、南浜跨道橋含む。）

一般国道 155 号・247 号（バイパス）の朝倉 IC 及び長浦 IC から、臨海地区を結ぶ 4 車線道路（橋りょう部は 2 車線道路）です。

○市指定緊急輸送道路

- ・市道知多刈谷線他（市道池下線等を含む。）

東海知多線の坊ノ下交差点から東南東に走り、北部地域から東部地域を通り東浦町で知多半島道路東浦知多 IC につながる 2 車線道路及び 1 車線道路です。

都市計画道路知多刈谷線では、東部地区に整備中の箇所があります。

信濃川（佐布里）付近には過去に冠水した箇所があります。

- ・市道東海知多線・一般国道 155 号

一般国道 155 号・247 号（バイパス）の概ね 1km ほど東を並行して走り、北は東海市高横須賀町、南は常滑市金山を通り知多横断道路常滑 IC に至る 2 車線道路（一部、4 車線道路）です。新知地区から日長地区に至る一般国道 155 号のバイパスとなる区間に未整備の箇所があります。

日長川（旭北、岡田）、信濃川（八幡）、野崎川（八幡）付近には過去に冠水した箇所があります。

- ・一般県道大府常滑線

東浜交差点から南下して旭東、南粕谷地区を通り、常滑市内で一般国道 155 号と交差して蒲池に至る 2 車線道路です。

都市計画道路岡田蒲池線では、岡田地区付近に未整備の箇所があります。

落田川（旭東）付近、藤戸川（南粕谷）付近には過去に冠水した箇所があります。

- ・主要地方道知多東浦線

長曾橋西交差点から八幡地区と東部地区を結び、東浦町（緒川）に至る 2 車線道路（一部、1 車線道路）です。

信濃川（八幡）、野崎川（八幡）付近には過去に冠水した箇所があります。

- ・市道新知馬背口線・広域農道知多満作道他（その他市道を含む。）

新知台 2 丁目交差点からつつじが丘地区の南から東を取り巻くように、新知地区～佐布里地区～八幡地区～東海市（野崎橋南交差点）に至る 2 車線道路です。

信濃川（八幡）、野崎川（八幡）付近には過去に冠水した箇所があります。

- ・市道朝倉線

一般国道 155 号・247 号（バイパス）の朝倉 IC とつつじが丘交差点を結ぶ 2 車線道路です。

- ・市道新舞子大興寺線

新舞子南西田交差点から旭東小東交差点を結ぶ 2 車線道路です。

・一般県道草木金沢線

旭南五丁目交差点から旭南地区と旭東地区を通過し、阿久比町(草木)へ至る2車線道路です。

神田川(旭南)、落田川(大興寺)付近には過去に冠水した箇所があります。

・一般国道155号・247号(バイパス)、市道浦浜線

一般国道155号・247号(バイパス)寺本ICから堀切西交差点までの1車線道路(一方通行)です。

・市道大田朝倉線

東海市(大田)から知多市役所南交差点を結ぶ2車線道路(一部、4車線道路)です。

(イ) 鉄道

本市内には、名古屋鉄道(名鉄)の常滑線が市西部に約9km、河和線が市東部に約0.8km通っており、市内には常滑線6駅、河和線1駅の計7駅があります。

名鉄名古屋駅から常滑線の特急停車駅である朝倉駅までは22分、新舞子駅までは27分、河和線の快速急行停車駅である巽ヶ丘駅までは26分です。このように本市は、名古屋駅からの鉄道アクセス20分圏に位置しています。

平成30年度 知多市内駅別乗降客数(1日当たり)と駅間距離

常滑線		河和線	
(東海市 尾張横須賀駅)	—	(東海市 八幡新田駅)	—
1.4km		1.2km	
知多市 寺本駅 (急)	3,835人	知多市 巽ヶ丘駅 (快急)	6,338人
1.3km		0.8km	
知多市 朝倉駅 (特)	7,326人	(阿久比町 白沢駅)	—
0.9km			
知多市 古見駅 (急)	3,383人		
1.4km			
知多市 長浦駅	1,010人		
2.3km			
知多市 日長駅	369人		
1.5km			
知多市 新舞子駅 (特)	6,109人		
1.6km			
(常滑市 大野町駅)	—		
知多市内常滑線駅 計	22,032人		
知多市内駅 総数		28,370人	

(特) 特急停車駅、(快急) 快速急行停車駅、(急) 急行停車駅

※駅別乗降客数は「令和元年版 知多の統計」(令和元年10月)による。
駅間距離・停車駅は名古屋鉄道時刻表による。

なお、常滑線は常滑市～知多市～東海市～名古屋市を結び、河和線は（知多新線と接続して）南知多町～美浜町～武豊町～半田市～阿久比町～東海市を結んでおり、知多市だけでなく知多半島の交通上、大きな役割を果たしています。特に常滑線は空港線と直結する名古屋～中部国際空港のアクセス手段でもあり、愛知県のみならず日本にとって大きな意味をもつ鉄道線です。

（名鉄名古屋駅～中部国際空港駅の鉄道線は 39.3km、中部国際空港の旅客数は年間 12,356,882 人（2018 年 国土交通省）、その約半分が名鉄常滑線・空港線を利用（2015 年 47% 名古屋鉄道）

しかし、本市内の常滑線には、高潮・津波による冠水や土砂災害、液状化の危険箇所があり、また、河和線は加木屋一成岩断層のほぼ直上を通過しています。したがって、大きな災害の際には、鉄道の不通による相当数の帰宅困難者等の発生や、復旧の長期化が懸念されます。

（4）まちの現状

本市の市街化区域の面積は、平成 31 年 3 月では 2,026.0ha となっており、その約 22.9%に当たる 463.6ha で、土地区画整理事業が施行済み又は施行中となっています。市街化区域面積に対する土地区画整理事業の施行地区面積の割合は、愛知県平均（約 29 %（平成 23 年 3 月末現在））と比較して低い状況にあります。旧市街地は狭あい道路が多いため、避難、救難、消防活動等に支障をきたすのみならず、火災発生時には延焼による被害拡大も懸念されます。これら市街地の防災性を高めるために、基盤未整備地区や低未利用地の改善・解消を図ることが必要です。

また、区画整理事業のうち、古いものは昭和 30 年代後半、多くは昭和 40 年代から 50 年代にかけて開発されており、昭和 56 年 6 月の建築基準法改正以前に造成された住宅地や、それ以前からある旧市街地の建物は、耐震性の面で特に注意が必要です。本市では平成 28 年 3 月に「知多市建築物耐震改修促進計画改訂版」を策定し、平成 27 年 1 月時点の住宅の耐震化率 79%を、平成 32 年度（令和 2 年度）時点で 95%にする目標を設定し、耐震化率の向上を図っています。

（5）社会資本の老朽化等

本市では、市の人口が急増した昭和 45 年度から昭和 61 年度までに多くの公共施設や市民生活に欠かせない道路や上・下水道施設を始めとした様々なインフラ施設を整備しています。

公共建築物、インフラ施設ともに、その耐用年数は 50～60 年であり、老朽化が進行している状況です。そのため、令和 12 年度から 28 年度までに施設等の更新のピークを迎えると見込まれます。

公共建築物やインフラ施設の老朽化を受けて、本市では施設や都市基盤の安全確保を最優先事項として、維持管理や修繕、更新に取り組んでいます。施設の維持管理や修繕、更新に当たっては、従来の事後保全型から予防保全型の維持管理に転換して長寿命化、併せてライフサイクルコストの軽減を図るよう努めています。

公共建築物の耐震化については、「知多市建築物耐震改修促進計画」に基づき、平成 28 年度に完了していますが、照明灯や天井などの非構造部材の耐震化を引き続き行う必要があります。

また、上・下水道施設（管路・設備）の耐震化は、優先度を考慮した上で計画的に実施しています。

2 知多市に影響を及ぼす大規模自然災害

(1) 想定するリスクの考え方

本計画で想定するリスクは、知多市に被害が生じる大規模自然災害を基本としており、災害の規模等を限定するものではありません。一方で、知多市の強靱化の現状と課題を把握して推進すべき施策を設定する上では、地震・津波や高潮などの具体的な被害想定等も参照し、具体的な被害想定等がない災害については、過去の災害事例等を参考としました。

なお、複合災害（同時又は連続して 2 以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することによって、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性についても配慮します。

(2) 地震・津波により想定される被害

県の地震被害予測調査（平成 26 年 5 月公表）においては、南海トラフで繰り返し発生する大規模な海溝型地震として、規模の異なる 2 つの地震・津波モデルによる被害を想定してします。この調査結果による南海トラフ地震で想定される被害の概要は次のとおりです。

「過去地震最大モデル」

過去に発生したことが明らかで規模の大きい宝永地震、安政東海地震、安政南海地震、昭和東南海地震、昭和南海地震の 5 地震を重ね合わせたモデル（本県の地震・津波対策を進める上で軸となる想定として位置付けられるもの）

「理論上最大想定モデル」

あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波モデル（主として「命を守る」という観点で補足的に参照するもの）

【被害想定】

地震の区分	過去地震最大モデル	理論上最大想定モデル
最大震度	6強	7
最大津波高	T. P. 3. 1m	T. P. 3. 7m
最短津波到達時間（津波高30cm）	76分	73分
浸水面積（浸水深1cm以上）	47ha	58ha

理論上最大想定モデルは、地震及び津波の複数のケース別に想定したうち、被害が最大なる場合を掲載しました。（いずれも地震：陸側ケースで、最大津波高は津波：ケース①、最短津波到達時間（津波高30cm）は津波：ケース⑦、浸水面積（浸水深1cm以上）は津波：ケース⑨）

【建物被害（全壊・焼失）】

地震の区分	過去地震最大モデル	理論上最大想定モデル
揺れによる全壊	約500棟	約5,200棟
液状化による全壊	約20棟	約20棟
浸水・津波による全壊	被害わずか（5棟未満）	被害わずか（5棟未満）
急傾斜地崩壊等による全壊	約10棟	約20棟
地震火災による焼失	約200棟	約2,000棟
合計	約700棟	約7,200棟

注1）端数処理のため合計が各数値の和に一致しない場合がある。

注2）過去地震最大モデルは、季節時間帯別に3ケースを想定したうち、県全体の全壊・焼失棟数の合計が最大となる場合（冬の夕方18時）。

注3）理論上最大想定モデルは、地震及び津波の複数のケース別に想定したうち、県全体の全壊・焼失棟数の合計が最大となる場合（地震：陸側ケース、津波：ケース⑦、季節時間帯：冬の夕方18時）。

【人的被害（死者）】

地震の区分	過去地震最大モデル	理論上最大想定モデル
建物倒壊等による死者	約20人	約300人
（うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物）	被害わずか（5人未満）	約20人
浸水・津波による死者	被害わずか（5人未満）	約10人
（うち自力脱出困難）	被害わずか（5人未満）	約10人
（うち逃げ遅れ）	被害わずか（5人未満）	約10人
急傾斜地崩壊等による死者	被害わずか（5人未満）	被害わずか（5人未満）
地震火災による死者	被害わずか（5人未満）	約60人
合計	約30人	約400人

注1）端数処理のため合計が各数値の和に一致しない場合がある。

注2）過去地震最大モデルは、季節時間帯別に3ケースを想定したうち、県全体の死者数の合計が最大となる場合（冬の深夜5時）。

注3）理論上最大想定モデルは、地震及び津波の複数のケース別に想定したうち、県全体の死者数の合計が最大となる場合（地震：陸側ケース、津波：ケース①、季節時間帯：冬の深夜5時）。

ア 強い揺れ、液状化に伴う被害

過去地震最大モデルでは、市内の広い範囲にわたり震度6弱以上の揺れが想定され、臨海部、市北部の一部等の地域で、震度6強の強い揺れが想定される場所もあります。

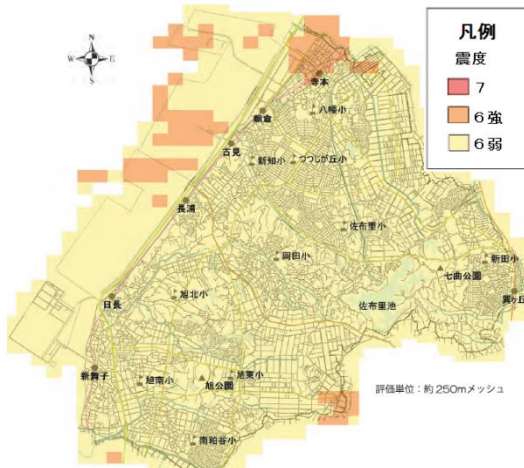
また、臨海部、市北部の一部等の地域に、液状化危険度が高い地域が広がっています。

理論上最大想定モデルでは、市内の広い範囲にわたり震度6強以上の強い揺れが想定され、臨海部、市北部及び南東部の一部等の地域で、震度7の非常に強い揺れが想定されます。

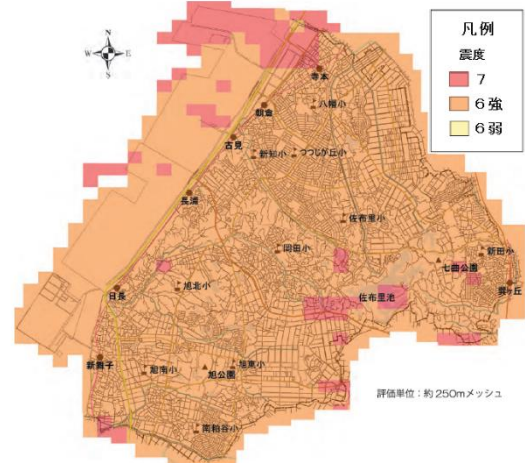
また、臨海部、市北部の一部等の地域に、液状化危険度が高い地域が広がっています。

特に、強い揺れによる建物被害（全壊・焼失）、人的被害（死者）については、いずれのケースにおいても市全体の被害量の約7割を占めています。

【震度分布図】

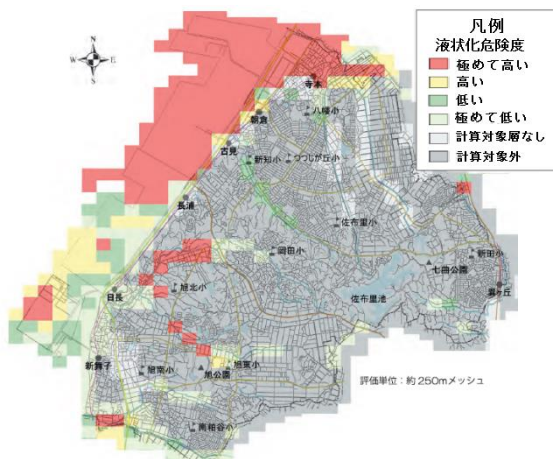


過去地震最大モデル

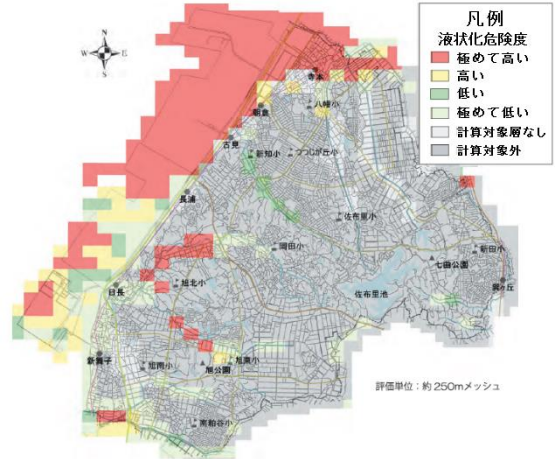


理論上最大想定モデル

【液状化危険度分布図】



過去地震最大モデル



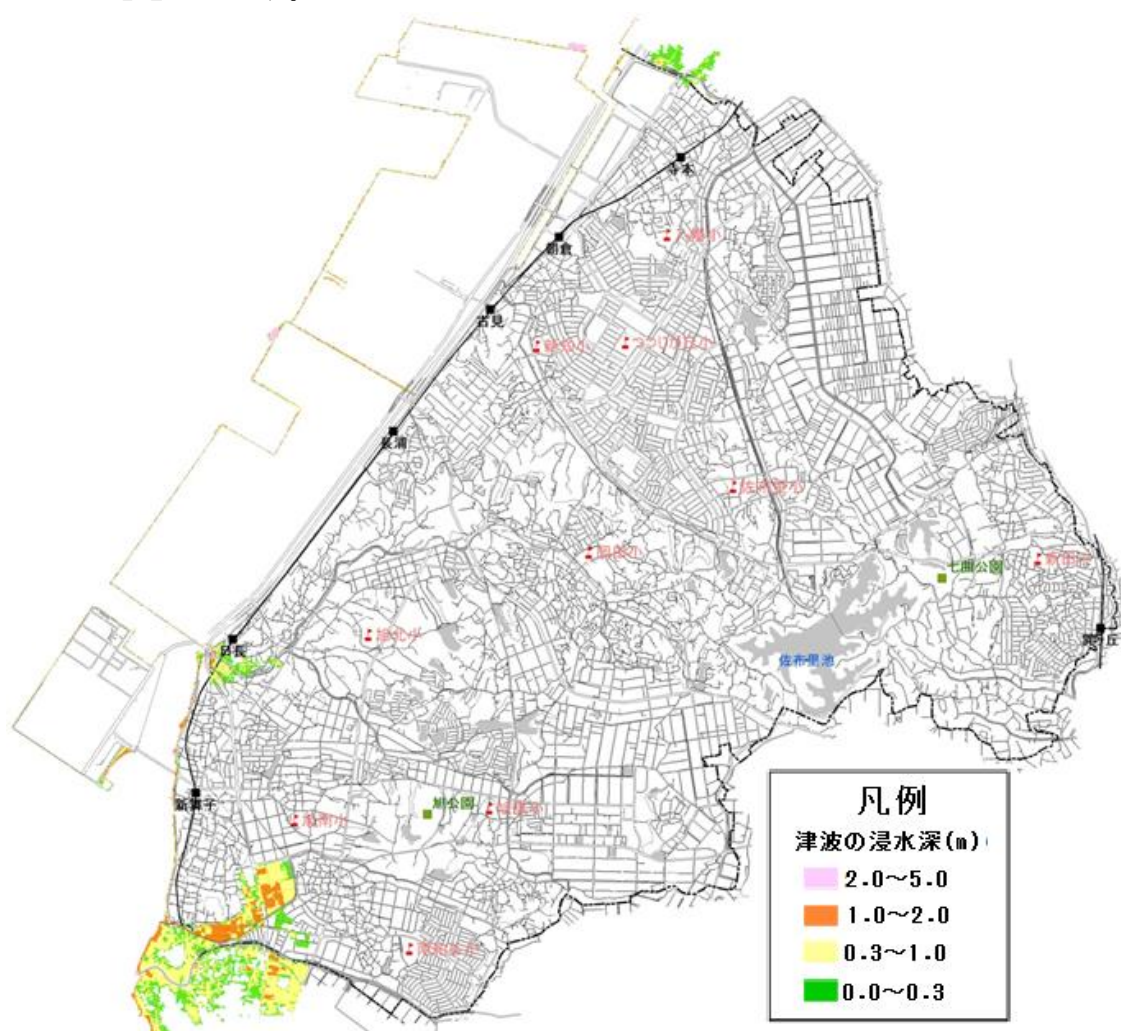
理論上最大想定モデル

イ 広範囲に渡る浸水・津波に伴う被害

過去地震最大モデルでは、市南部の沿岸部に最短で約 76 分後に津波（津波高 30cm）が到達すると想定されます。理論上最大想定モデルでは、市南部の沿岸部に最短のケースで約 73 分後に津波（津波高 30cm）が到達すると想定されます。堤防等の被災を考慮した想定で、市北部では八幡地区の一部、市南部では、日長、新舞子、大草、金沢、旭南、南粕谷新海、緑浜町地区の一部で浸水が見込まれます。

また、揺れ、液状化によって堤防等が被災した場合には、河川や海岸付近で津波到達前から浸水が始まる地域があると想定されます。

海岸・河川沿いの低地部や埋立地においては、強い揺れや液状化により、堤防等の被災による浸水域が拡大することに伴い、建物被害、人的被害の拡大が懸念されます。



南海トラフ地震による津波浸水想定区域図（理論上最大想定モデル）

※平成26年5月公表の愛知県地震被害予測調査結果

<活断層で起きる地震>

本市に対して影響の大きい活断層は、加木屋一成岩断層です。加木屋一成岩断層は、本市東部をかすめるように南北方向に延び、确实度 I（断層の位置・ずれの向きがともに明確で、地形的特徴から断層であることが确实なもの。）で、延長（30km）からも周辺の活断層の中では、本市に影響を与える可能性が高いと推定されるものです。

しかし、近年の研究によれば、「加木屋一成岩断層」の活動度は高くないため、地震発生の可能性は一般的には高くないと考えられています。

(3) 豪雨・台風による過去の被害と想定される被害

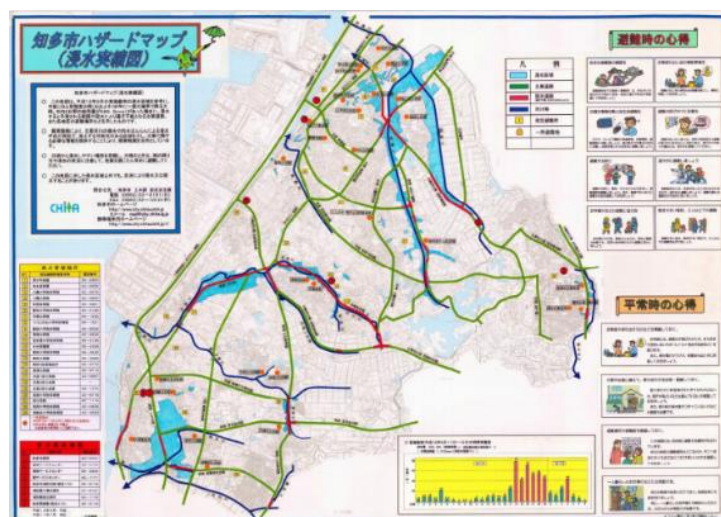
近年、短時間豪雨の発生回数が全国的に増加傾向にあるなど、雨の降り方は局地化、集中化しています。さらに今後、地球温暖化等に伴う気候変動により、極端な降水がより強く、より頻繁となる可能性が非常に高いと予測されています。このため、風水害、土砂災害が頻発・激甚化することが懸念されます。

ア 洪水・内水

水防法に基づき、洪水により重大な損害を生ずるおそれがある河川は洪水予報河川、水位周知河川に指定されています。本市では、洪水予報河川、水位周知河川に指定された河川はなく、河川が氾濫した場合の浸水想定区域の設定もなされていません。

しかし、過去には平成 12 年の東海豪雨、平成 21 年の台風 18 号などの豪雨による浸水被害などが発生しています。特に、平成 12 年 9 月の東海豪雨では、消防署東部出張所の観測値において、時間最大雨量 79mm、総雨量は 586.5mm を記録し、市内河川及びため池 15 箇所が越水し、負傷者 2 名、住宅の一部破損 3 件、床上・床下浸水 398 件などの被害が発生しました。

一方、洪水が河川の堤防の決壊や河川からあふれた水に起因する浸水であるのに対し、下水道その他の排水施設や河川等に雨水を排水できないことにより発生する浸水、いわゆる内水氾濫についても、被害が発生しています。



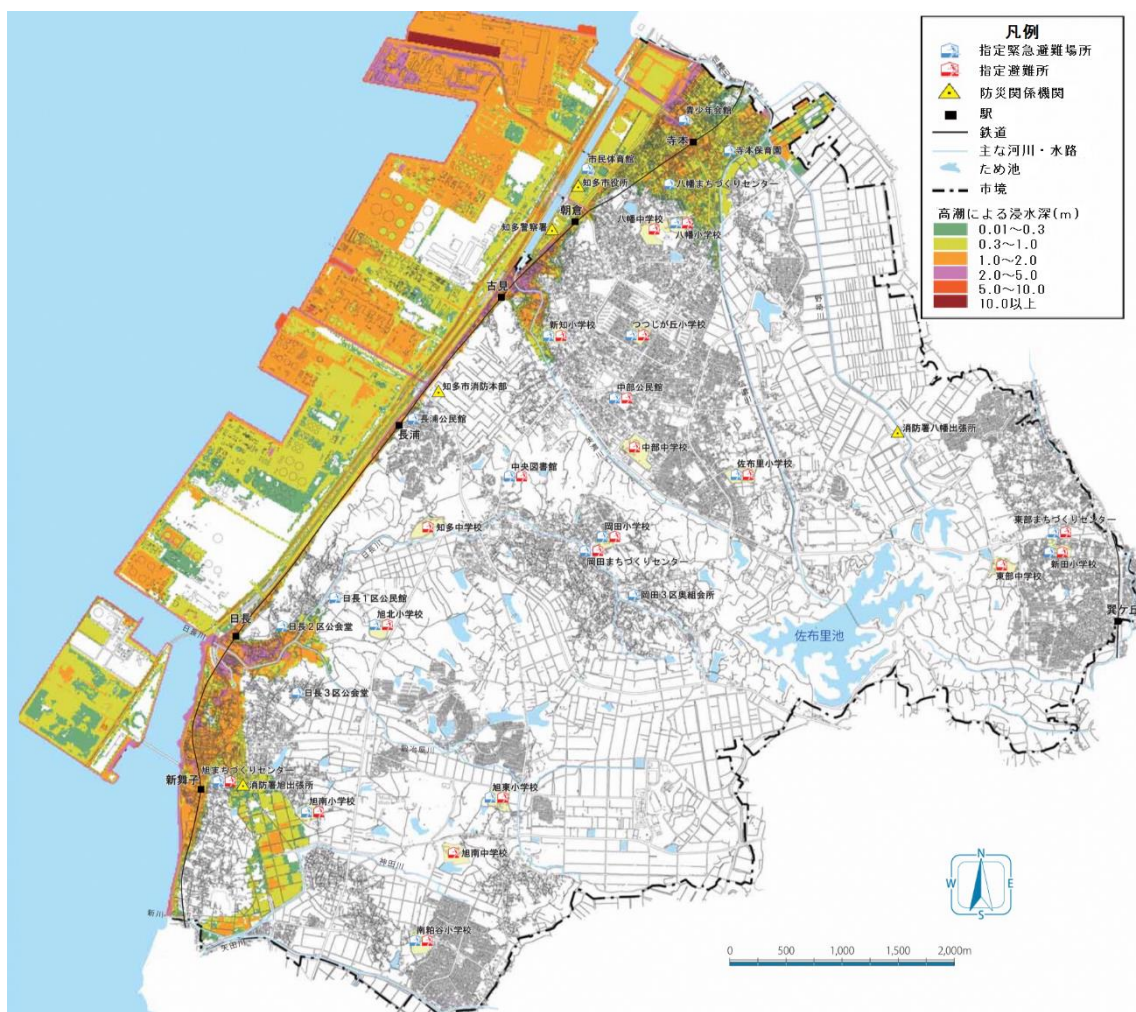
知多市ハザードマップ（浸水実績図）

イ 高潮

内湾に位置する伊勢湾沿岸では地形形状から、台風等により高潮が発生しやすい特性を備えており、特に湾奥部ではその現象が顕著です。過去には、昭和28年の台風13号、昭和34年の伊勢湾台風により大規模な高潮が発生し、未曾有の大災害を経験し、その復興工事により多くの海岸保全施設や河川管理施設が築造されました。

こうした中、県では高潮の浸水リスク情報を提供するとともに、市町村における高潮ハザードマップの作成を支援するために、「愛知県沿岸部における津波・高潮対策検討会」での検討結果を受け、平成26年11月に高潮浸水想定を作成しました。この想定において、本市は市北部で八幡、寺本新町、平野、清水が丘、新知、緑町の一部が、市南部では長浦、日長、新舞子、大草、旭南の一部が、臨海部では北浜町、南浜町、緑浜町の一部において高潮による浸水被害の発生が想定されています。

その後、平成27年に水防法の一部が改正され、県が高潮に関する水位周知海岸の指定と浸水想定区域の指定・公表を進めています。



高潮浸水ハザードマップ（知多市津波ハザードマップより）

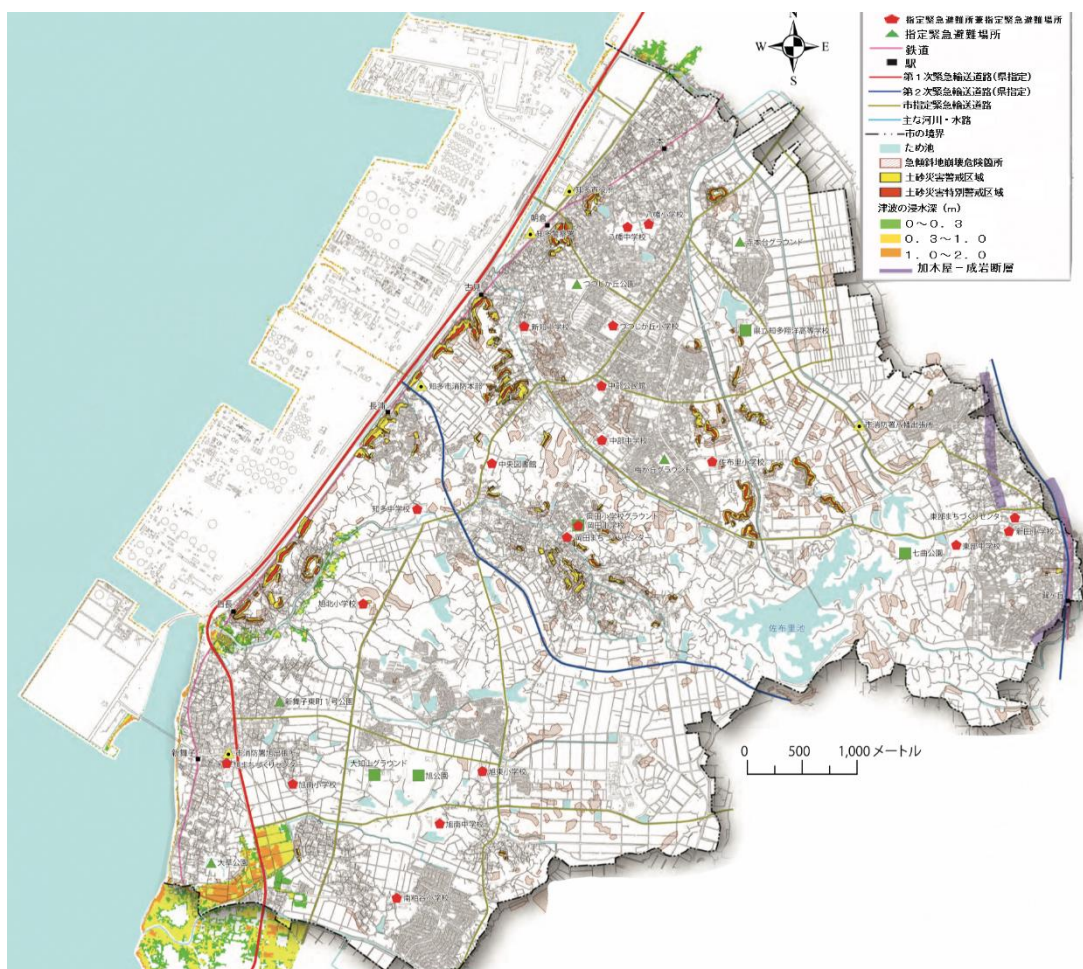
※平成26年5月公表の愛知県地震被害予測調査結果

ウ 土砂災害

県が公表している市内の土砂災害危険箇所は、急傾斜地崩壊危険箇所が 107 箇所ありますが、土石流危険渓流及び地すべり危険箇所はありません。

現在、土砂災害危険箇所を対象として、県が土砂災害防止法に基づき「基礎調査」を行い、土砂災害のおそれのある区域を「土砂災害警戒区域」に、特に大きな被害が生じるおそれがある区域を「土砂災害特別警戒区域」に指定しています。

市内では、佐布里、新知、長浦、岡田、日長地区などで 173 箇所が土砂災害警戒区域に指定され、そのうち 158 箇所が土砂災害特別警戒区域に指定されています。



土砂災害警戒区域等（知多市地震防災マップより）

※平成26年5月公表の愛知県地震被害予測調査結果

第3 知多市の強靱化の基本的な考え方

1 知多市地域強靱化計画の基本目標

基本法第14条において、本計画は、「国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない」と規定されており、基本計画及び愛知県地域強靱化計画や基礎自治体の役割などを踏まえ、以下のとおり基本目標を設定しました。

- (1) 人命の保護を最大限図ることができる。
- (2) 地域及び社会の重要な機能を維持する。
- (3) 市民の財産及び公共施設、産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する。
- (4) 迅速な復旧復興を可能とする。

2 知多市の強靱化を進める上での留意事項

基本計画で示されている「基本的な方針」も踏まえ、「本市の強靱化を進める上での留意事項」を以下のとおり取りまとめ、取組を進めていくこととします。

- (1) 短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組む。
- (2) 災害リスクから、市民の命を守り被害を最小限に抑えるために、本市の特性に合ったハード対策及びソフト対策を組み合わせ、効果的に施策を推進する。
- (3) 非常時に防災・減災等の効果を発揮するだけでなく、平時においても有効に活用できる対策となるように工夫する。
- (4) 自助、共助及び公助を適切に組み合わせ、国、県、近隣市町、市民、民間事業者等が適切に連携及び役割分担して取り組む。
- (5) 人口減少等に起因する市民の需要の変化及び社会資本の老朽化等を踏まえた施設の適正な配置を進めるとともに、持続可能な財政運営に配慮して、施策の重点化を図る。
- (6) 既存の社会資本の有効活用や、効率的かつ効果的な施設管理等によって、費用を削減しつつ効率的に施策を推進する。
- (7) 地域における人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境づくりに取り組む。
- (8) 施策の推進に当たり、女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に配慮する。

第4 知多市の脆弱性評価と強靱化の推進方針

1 脆弱性の評価

(1) 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）設定

知多市を強靱化する意義とも言える基本目標の達成に向けて、必要な事項を明らかにするために、脆弱性評価を行い、知多市の強靱化の現状と課題を示します。

脆弱性評価に当たり、愛知県地域強靱化計画をもとに、知多市の地域特性等を踏まえ、項目の追加や削除、表現の修正を行い、8つの「事前に備えるべき目標」と40の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を設定しました。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護を最大限図ることができる	1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による多数の死傷者の発生
		1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による多数の死傷者の発生
		1-3	大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4	大規模地震や異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水での多数の死傷者の発生
		1-5	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動を迅速に行うことができる (それがなされない場合の必要な対応を含む。)	2-1	被災地での食糧・飲料水等の生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防、海上保安庁等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生による混乱
		2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化
		3-2	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等による災害情報が必要な者に伝達できない事態
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む。）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
		5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4	基幹的交通ネットワークの機能停止
		5-5	食糧等の安定供給の停滞
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・ガスサプライチェーンの機能停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる機能停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
		6-5	大規模自然災害等による用水の供給の途絶
		6-6	避難所の機能不足等による避難者の生活に支障が出る事態

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
		7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-4	排水機場等の防災施設、ため池等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-5	有害物質の大規模拡散・流出
		7-6	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		7-7	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
8	大規模自然災害発生後であっても、人口や企業の流出を回避し、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	人材（専門家、コーディネーター、ボランティア、労働者、地域に精通した技術者等）や物資等の不足による復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等による復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	基幹インフラの損壊による復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-5	被災者の住居確保等の遅延による生活再建が遅れる事態

(2) 施策分野（個別施策分野と横断的分野）の設定

愛知県地域強靱化計画において設定された施策分野をもとに、項目の追加や統合、表現の修正を行い、10の個別施策分野及び3つの横断的分野を設定しました。

個別施策分野	
①行政機能・消防等	⑥産業・経済
②住宅・都市	⑦交通・物流
③保健医療・福祉	⑧農林水産
④エネルギー	⑨環境
⑤情報通信	⑩土地利用及び地域保全

横断的分野
①リスクコミュニケーション
②老朽化対策
③産学官民・広域連携

(3) 脆弱性評価結果

国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」を参考に、本市における脆弱性の分析・評価を実施しました。評価結果は、附属資料の別紙のとおりです。

リスクシナリオごとの達成度・進捗の把握に当たっては、リスクシナリオとの関連性や客観性等に着目して、リスクシナリオごとに重要業績指標（KPI：Key Performance Indicator）をできる限り選定しました。

2 推進すべき施策の方針

(1) リスクシナリオごとの施策の推進方針

前節(3)で整理したリスクシナリオごとの脆弱性評価の結果を踏まえた推進方針は次のとおりです。これらの強靱化施策の推進に当たっては、リスクシナリオごとの強靱化施策が分野横断的な施策群であり、いずれも、複数の主体が連携して行う取組によって一層効果が発現することを踏まえ、関係者間で重要業績指標等の具体的数値指標に関係するデータを共有するなど、推進方針に掲げた目標の実現に向けて実効性・効率性が確保できるように十分に留意することとしました。

下記の表中、
 (○-○) は、他のリスクシナリオ又は施策分野でも、施策の推進方針が掲載されている場合の番号を表示しています。
 【 】 は、取組主体、関係機関等を表示しています。
 [] は、重要業績指標の現状値又は目標値の年度を表示しています。

目標（1）大規模自然災害が発生したときでも人命の保護を最大限図ることができる

1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

(住宅・建築物等の耐震化)

○住宅・建築物の耐震化促進のために、耐震化の必要性の啓発、木造住宅の無料耐震診断や耐震改修、除却、シェルター設置の補助、ブロック塀の除却の補助等による施策を推進する。

【市・地域・民間】(都市計画課)

(家具等の転倒防止対策及びガラスの飛散防止対策の推進)

○地震動による家具等の転倒やガラスの飛散による被害を防ぐために、家具等転倒防止対策事業を推進するとともに、出前講座等によってガラス飛散防止対策の普及・啓発を図る。【市・地域】(防災危機管理課・長寿課)

(災害に強いまちづくりの推進)

○避難・延焼遮断空間の確保と狭あい道路の解消のために、道路・公園などの公共施設の整備を推進する。【市】(7-1) (都市計画課、土木課、緑と花の推進課)

○災害時に大きな被害が想定される密集市街地等を対象に、防災対策に資する計画的な都市基盤整備を展開するとともに、地域住民が実施する防災対策に資する事業を支援することによって、市街地の防災空間の拡大を推進する。【市】(7-1) (防災危機管理課、市民協働課、都市計画課、予防課)

○倒壊や火災の危険性のある空家等に対し、適正管理や除却等を促進する。【市・地域】(7-1) (都市計画課)

○安全で良好な居住環境の確保と災害に強いまちづくりのために、狭あい道路の道路後退用地の取得を推進する。【市】(7-1) (土木課)

(地域防災力の強化)

○地域防災力を向上させるために、コミュニティ・自主防災会による防災訓練・初期消火訓練等の充実・強化を推進する。【市・地域】(防災危機管理課、予防課)

○研修会への派遣や出前講座の開催によって、防災リーダーや自主防災会の育成を推進する。【市・地域】(防災危機管理課)

(企業防災力の強化)

○企業の防災意識及び防災力の向上を図るために、事業所における防災訓練・消防訓練の充実・強化を推進する。【市・民間】(防災危機管理課、予防課)

○企業を地域コミュニティの一員として捉え、地域で行われる防災訓練等への積極的な参加を推進する。【市・地域・民間】(防災危機管理課、予防課)

(公共施設の非構造部材の耐震化等の推進)

○地震によって内外壁や吊り天井等が落下しないように、公共施設の非構造部材の落下防止対

策を推進する。【市】(1-2、3-2)(公共施設所管課)

(公共施設の耐震化・老朽化対策の推進)

○大規模地震発災時における公園施設、保育施設、高齢者施設、学校施設等の安全性の向上を図るために、施設の耐震化・老朽化対策を推進する。【市】(公共施設所管課)

(重要業績指標)

【都市計画課】

旧耐震民間木造住宅耐震化率 現状値：82.3% [H30] →目標値：95% [R7]

市営住宅長寿命化改修工事 現状値：1/8件 [R元] →目標値：8/8件 [R8]

【長寿課】

家具等転倒防止対策事業利用件数 現状値：6件/年 [H30] →目標値：10件/年 [毎年度]

【防災危機管理課】

防災訓練参加者数 現状値：延べ2,790人/年 [H30] →目標値：延べ3,000人/年 [毎年度]

出前講座・研修事業受講者数

現状値：延べ2,605人/年 [H30] →目標値：延べ3,000人/年 [毎年度]

【緑と花の推進課】

公園施設長寿命化更新工事 現状値：12/53件 [H30] →目標値：53/53件 [R3]

1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による多数の死傷者の発生

(不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進)

○不特定多数の者が利用する建築物や、防災上重要な建築物の耐震化の向上を図るために、耐震化の必要性の啓発を推進する。【市】(都市計画課)

(公共施設の小規模部材の耐震化等の推進)

○地震によって内外壁や吊り天井等が落下しないように、公共施設等の小規模部材の落下防止対策を推進する。【市】(1-1、3-2)(公共施設所管課)

(不特定多数の者が利用する建築物等の防火・耐火対策)

○消防法に規定する防火対象物は、防火管理者を必ず選任させ、消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の点検整備、火気の使用又は取扱いに関する指導を推進する。【市・民間】(予防課)

○防火対象物は、消防法の規定に基づく消防用設備等の完全設置を推進し、当該対象物における防火管理体制の強化を推進する。【市・民間】(予防課)

○建物の防火・耐火性能を保持するために、定期的な施設及び設備の安全点検の実施を推進す

る。【市】（公共施設所管課）

1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

（津波・高潮に強い地域づくり）

- 津波・高潮による浸水の危険性がある地域では、津波避難ビルの指定・確保についての調査・研究を進める。【市】（防災危機管理課）
- 避難対象地域では、その地域の自主防災会との協働によって作成した津波避難経路図を活用し、早期避難を目指した避難訓練の実施を推進する。【市・地域】（防災危機管理課）
- 津波災害警戒区域内にある要配慮者利用施設における避難確保計画の策定、避難訓練の実施を推進する。【市・民間・地域】（防災危機管理課）

（避難場所・避難路の確保・整備等）

- 災害の種類に応じ、危険の及ばない場所・施設を災害対策基本法施行令に定める基準に従って避難場所・避難所として指定し、災害の危機が切迫した場合における住民の安全な避難先の確保を推進する。【市】（1-5）（防災危機管理課）
- 被災した場合に避難路としての使用が見込まれる道路は、見通しの確保、安全性の向上等、避難の円滑化に必要な整備を推進する。【市】（土木課）
- 避難路を確保するために、橋りょう等の耐震化、老朽化対策を推進する。【市】（土木課）

（河川・海岸施設の強化）

- 津波・高潮による浸水を防ぐために、老朽化した堤防護岸の補強、堤防高の低い箇所のかさ上げを推進する。【県・市】（7-2）（土木課）
- 河川の河口部や海岸にある水門等は、地震発生時においても操作が可能となるように、耐震対策を推進するとともに、地震後の地域の排水機能を確保するために、排水機場等の耐震対策を推進する。【県・市】（7-2）（農業振興課、土木課）

（重要業績指標）

【農業振興課】

排水機場耐震対策 現状値：0箇所 [H30] →目標値：1箇所 [R2]

【土木課】

知多市橋梁長寿命化修繕計画に基づく定期点検

現状値：137橋 [H28～H30] →目標値：137橋 [R元～R5]

知多市橋梁長寿命化修繕計画に基づく補修工事

現状値：6橋 [H28～R元] →目標値：点検結果により見直し

1-4 大規模地震や異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水での多数の死傷者の発生

(市街地における河川・海岸施設等の強化)

- 河川・海岸施設、水門、排水機場等の耐震化・老朽化対策を推進する。【県・市】(農業振興課、土木課)
- 市管理河川において、堤防背後が低い地区における河川堤防の老朽程度を把握するとともに、河川の維持水位を低下させるための河川改修を計画的に推進する。【市】(土木課)

(雨水対策の推進)

- 大雨等による市街地の浸水被害を防止するために、雨水管や排水路、調整池等の整備を推進するとともに、市街地における雨水排除を図るために、ポンプ場、下水管きよの新設又は改修を推進する。【市】(土木課、下水道課)

(ハザードマップの作成・周知・啓発)

- ハザードマップ(浸水実績図)によって、平時から水害の危険性を周知するとともに、市内河川流域が洪水浸水想定区域の指定を受けた場合には、早期に洪水ハザードマップを作成し、住民への周知・啓発を推進する。【市】(土木課)

(河川氾濫からの減災に係る取組の実施)

- 知多半島圏域水防災協議会でとりまとめる「知多半島圏域に係る取組方針」に沿った河川氾濫に対する減災の取組を国・県・市が連携して継続的に推進する。【国・県・市・地域】(土木課)
- 市内の河川で洪水浸水想定区域の指定がされた場合に、区域内にある要配慮者利用施設における避難確保計画の策定、避難訓練の実施を推進する。【市・民間・地域】(防災危機管理課)

(ハード・ソフトを組み合わせた浸水対策の推進)

- 大規模水害を未然に防ぐために、土地利用と一体となった減災対策や、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うための防災情報の高度化、地域水防力の強化等のソフト対策をハード対

策と組み合わせて実施することによって、より効果的な浸水対策を推進する。【国・県・市・地域】（防災危機管理、土木課）

1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

（土砂災害対策の推進）

- 台風や集中豪雨等による土砂災害に対し、人的被害を防止するために、土砂災害防止施設（急傾斜地崩壊防止施設）の整備を着実に推進する。【国・県・市】（土木課）
- 土砂災害警戒区域の指定がされた地区は、土砂災害の危険性や避難の重要性を周知するために、土砂災害ハザードマップの作成・配布の実施を推進する。【市】（土木課）
- 土砂災害の危険性や避難の重要性を周知するために、住民説明会の開催や土砂災害を想定した避難訓練を実施し、住民の防災意識向上を推進する。【市・地域】（防災危機管理課、土木課）
- 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設における避難確保計画の策定、避難訓練の実施を推進する。【市・民間・地域】（防災危機管理課）

（治山対策の推進）

- 市街地等の周辺にある保安林の機能を高度に発揮させ、山地災害の防止等と併せて生活環境を保全・形成するために、森林の造成改良整備等を推進する。【県・市】（7-6）（緑と花の推進課）

（農業用ため池の安全性の向上）

- 周辺住民の生命・財産を守るために、農業用ため池の老朽化対策や地震対策を推進する。【県・市】（7-4）（農業振興課）
- 農業用ため池について、地震や集中豪雨などによって堤体が決壊した場合の被害を周知し、周辺住民の防災意識の向上を図るために、ハザードマップの作成・配布の実施を推進する。【県・市】（7-4）（農業振興課）

（避難場所・避難路の確保・整備等）

- 災害の種類に応じ、その危険の及ばない場所・施設を災害対策基本法施行令に定める基準に従って避難場所・避難所として指定し、災害の危機が切迫した場合における住民の安全な避難先の確保を推進する。【市】（1-3）（防災危機管理課）

(重要業績指標)

【農業振興課】

農業用ため池のハザードマップ作成箇所数

現状値：17箇所 [H30] (対象とする防災重点ため池分作成済)

農業用ため池の耐震化等の整備 現状値：3/10箇所 [H30] →目標値：6/10箇所 [R2]

1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

(効果的な教育・啓発の推進)

- 住民が的確な避難行動を取ることができるようにするために、避難場所、避難所、災害危険地域等を明示した防災マップ、洪水時の浸水実績を示したハザードマップ（浸水実績図）などを配布・公表し、住民への意識啓発を推進する。【市】（防災危機管理課、土木課）
- ちたまる安全安心メルマガ、広報ちた、SNS、ホームページ等を活用した広報活動によって、災害発生時の早期避難などについて住民の意識啓発を推進する。【市】（防災危機管理課、秘書広報課）
- 災害に対する知識と的確な避難行動の知識を教育・啓発するために、防災まちづくり講演会や中学生を対象としたジュニア防災リーダー養成講座等を開催し、防災教育を推進する。【市】（防災危機管理課）

(市民への確実な情報の伝達等)

- 情報伝達の不備等によって避難行動が遅れないように、防災行政無線等の防災設備の適切な運用・維持管理及び計画的な更新を推進する。【市】（防災危機管理課）
- 川の増水や氾濫、道路の冠水等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、河川監視カメラの整備を推進する。【国・県・市】（防災危機管理課、土木課）
- 外国人市民が防災や災害時の対応について理解を深めることができるように、基本的な知識を提供する啓発事業を実施する。【市】（防災危機管理課、市民協働課）

(防砂)

- 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告などの避難情報は、適切な時機に、迅速かつ確実に発令するとともに、外国人、高齢者、障がい者など、要配慮者にも情報を確実に伝えることができるように、多様な手段による情報提供を推進する。【市・民間】（防災危機管理課、秘書広報課）

(専用通信における事前予防対策)

- 通信機能を確保するために、衛星通信回線の設定、通信ルートの多重化を推進する。【市】（防

災危機管理課)

(重要業績指標)

【防災危機管理課】

ちたまる安全安心メルマガの登録者数 現状値：約 6,400 人 [H30] →目標値：8,500 人 [R11]
市内の学校での防災教育の実施 現状値：5 校 [H30] →目標値：全校実施 [R6]
防災カメラの設置箇所数 現状値：0 箇所 [H30] →10 箇所 [R2]

目標(2) 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等を迅速に行うことができる(それがなされない場合の必要な対応を含む。)

2-1 被災地での食糧・飲料水等の生命に関わる物資供給の長期停止

(物資輸送ルートの確保)

- 物資輸送ルートを確実に確保するために、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備を推進する。【国・県・市】(2-4、5-4、6-4)(朝倉駅周辺整備推進室、土木課)
- 緊急輸送道路等における重要な橋りょうは、橋りょう本体の耐震補強を推進する。【国・県・市】(2-4、5-4、6-4)(土木課)
- 避難路や緊急輸送道路となる道路や道路付属物、橋りょう等の維持補修、老朽化対策を推進する。【国・県・市】(2-4、5-4)(土木課)

(迅速な輸送道路啓開に向けた体制整備)

- 迅速な輸送道路啓開に向けて、災害時受援計画を策定し、緊急輸送ルートの情報共有、道路啓開に必要な体制整備を推進する。【国・県・市】(2-4、5-4、6-4)(防災危機管理課、土木課)

(水道施設の耐震化・老朽化対策の推進)

- 安全・安心な給水を確保するために、水道施設の老朽化対策と合わせて耐震対策を推進する。【市】(水道課)

(物資調達体制の強化・受援体制の構築)

- 被災者に物資を確実にかつ迅速に届けることができるように、災害時受援計画を策定し、物資の要請体制、調達体制、輸送体制等、供給の仕組みの整備を推進する。【市】(防災危機管理課)

(備蓄の推進)

- 備蓄計画に基づき、必要とされる食糧・飲料水等の備蓄を推進するとともに、避難所などに

おける必要物資の研究・検討を推進する。【市】(防災危機管理課)

○防災訓練、出前講座、防災教育での啓発によって、各家庭における備蓄を推進する。【市・民間・地域】(防災危機管理課)

(災害時の広域連携の推進)

○災害発生時に広域的な応援を受けることができるように、関係機関、他の自治体との協定を締結することで災害時に物資調達がスムーズに実施できる体制の構築を推進する。【市】(防災危機管理課、企画情報課)

(重要業績指標)

【朝倉駅周辺整備推進室】

朝倉駅周辺整備事業(都市計画道路緑町線他)進捗率

現状値：0% [H30] →目標値：100% [R4]

【土木課】

知多市橋梁長寿命化修繕計画に基づく定期点検(再)

現状値：137橋 [H28~H30] →目標値：137橋 [R元~R5]

知多市橋梁長寿命化修繕計画に基づく補修工事(再)

現状値：6橋 [H28~R元] →目標値：点検結果により見直し

知多市舗装修繕計画に基づく定期点検

現状値：1級市道 11路線の点検 [H26、27]

→目標値：1級市道 11路線、2級市道 33路線 [R元、2]

知多市舗装修繕計画に基づく補修工事

現状値：1級市道 4路線 [H29~R元] →目標値：1級市道 5路線 [H29~R2]

【水道課】

基幹配水管の耐震化率 現状値：13.4% [H30] →目標値：23% [R11]

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

(孤立集落等の発生を防ぐ施設整備等の推進)

○孤立の可能性のある集落等につながる道路の整備を推進する。特に津波浸水や土砂災害による被害が想定される地域等では、道路網の充実に努める。【市】(土木課)

(情報収集・伝達手段の充実)

○災害時に必要な情報を確実に収集・伝達するために、防災行政無線の整備、デジタル無線・衛星携帯電話の配備、メール配信システムの導入など、多様な手段を取り入れているが、

より多くの市民へ情報が確実に伝達できるように、更なる伝達手段の整備について検討を進める。【市】(防災危機管理課)

2-3 自衛隊、警察、消防、海上保安庁等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(災害対応の体制・資機材強化)

○自衛隊、警察、消防、海上保安庁等の連携による迅速な救助・救急活動等に向けた合同訓練、情報交換を推進する。【国・県・市】(防災危機管理課、予防課、消防署)

(消防力の強化)

○消防署・出張所等の各施設を適切に維持管理するとともに時代に合わせ積極的な機能強化を推進するとともに、機能の不足や老朽化した施設は、計画的な改修、移転・建替えを推進する。【市】(庶務課)

○大規模化、複雑多様化する各種災害に対応するために、消防車両や資機材、消防水利等の施設、設備の計画的な更新・整備を推進する。【市】(庶務課)

(消防団の災害対応力の強化)

○地域防災力の維持・向上に必要不可欠である消防団員の入団促進や訓練の充実を推進する。【市】(庶務課)

○地域の災害活動拠点である消防団詰所や消防団車両、資機材等の装備の充実・強化を推進する。【市】(庶務課)

(重要業績指標)

【庶務課】

消防車両の計画的更新 現状値：2台/年 [R元] →目標値：2~3台/年 [R6]

耐震性貯水槽の整備 現状値：83基 [R元] →目標値：87基 [R9]

2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

(災害時における燃料の確保)

○災害対策本部のある市役所等において、機能確保に必要となる非常用発電設備用の石油燃料を確保するために、知多石油業協同組合との協定に基づく供給方法の調整、情報伝達訓練を推進する。【市・民間】(財政課)

○消防・救急車両及び公用車の燃料確保のために、災害時受援計画を策定し、臨時給油所設置のための資機材等の整備を推進する。【市】(財政課、防災危機管理課)

(災害時における電力の確保)

○市役所や消防署等において、電力確保対策のための非常用発電設備の機能強化及び適切な更新を図る。【市】(総務課、防災危機管理課、庶務課、公共施設所管課)

(道路等の災害対策の推進)

○物資輸送ルートを実際に確保するために、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備を推進する。【国・県・市】(2-1、5-4、6-4)(朝倉駅周辺整備推進室、土木課)

○緊急輸送道路等における重要な橋りょうは、橋りょう本体の耐震補強を推進する。【国・県・市】(2-1、5-4、6-4)(土木課)

○避難路や緊急輸送道路となる道路や道路付属物、橋りょう等の維持補修、老朽化対策を推進する。(2-1、5-4)(土木課)

○迅速な輸送道路啓開に向けて、災害時受援計画を策定し、緊急輸送ルートの情報共有、道路啓開に必要な体制整備を推進する。【国・県・市】(2-1、5-4)(防災危機管理課、土木課)

(重要業績指標)

【朝倉駅周辺整備推進室】

朝倉駅周辺整備事業(都市計画道路緑町線他)進捗率(再)

現状値：0% [H30] →目標値：100% [R4]

【土木課】

知多市橋梁長寿命化修繕計画に基づく定期点検(再)

現状値：137橋 [H28~H30] →目標値：137橋 [R元~R5]

知多市橋梁長寿命化修繕計画に基づく補修工事(再)

現状値：6橋 [H28~R元] →目標値：点検結果により見直し

知多市舗装修繕計画に基づく定期点検(再)

現状値：1級市道 11路線の点検 [H26、27]

→目標値：1級市道 11路線、2級市道 33路線 [R元、2]

知多市舗装修繕計画に基づく補修工事(再)

現状値：1級市道 4路線 [H29~R元] →目標値：1級市道 5路線 [H29~R2]

2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生による混乱

(帰宅困難者等支援対策の推進)

○帰宅困難者対策は、行政、事業所、学校などの多岐に課題が及ぶことから、大規模災害発生時における従業員や児童・生徒の保護についての啓発を推進する。【市・民間】(防災危機管理課、商工振興課、学校教育課)

○鉄道の不通によって発生する帰宅困難者に対する支援策として、食糧・飲料水、徒歩帰宅

支援マップなどの備蓄品配備を推進する。【市】(防災危機管理課)

2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

(災害時の医療機能の確保・充実)

- 大規模災害発生時には、医師団・歯科医師会・薬剤師会とともに応急救護活動を実施することから、平時から医師団・歯科医師会・薬剤師会と防災訓練などを通じた連携強化を推進する。【市・民間】(健康推進課)
- DMAT(災害時派遣医療チーム)の運用を行う「知多半島医療圏災害医療対策会議」を所管する半田保健所と、大規模災害時の医師などの派遣について会議を通じた連携強化を推進する。【県・市】(防災危機管理課、健康推進課)
- 災害発生時には、知多保健所に防災WEBメール等によって、被害状況報告及び保健師派遣・応援要請を行うことから、迅速な保健師応援要請ができるように、平時から知多保健所と伝達訓練などを通じて連携強化を推進する。【国・県・市】(防災危機管理課、健康推進課)

(要配慮者等への支援体制の整備)

- 避難所における長期避難生活が困難となる高齢者や障がい者などの要配慮者等が二次的に避難する場所を確保するために、社会福祉施設などとの福祉避難所に関する協定の締結を推進する。【市・民間】(福祉課、長寿課)

(重要業績指標)

【福祉課・長寿課】

福祉避難所として要配慮者等の受入れに関する協定を提携した社会福祉施設

現状値：14施設 [H30] →目標値：14施設を維持 [毎年度]

2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

(資機材・防疫体制の整備)

○災害発生時の生活環境の悪化、被災者の抵抗力の低下等による感染症等の発生を抑えるために、感染症に関する資機材の整備や民間事業者との防疫活動に関する協定の締結を推進する。【市】(環境政策課)

(円滑な遺体の処置に向けた体制等の確保)

○遺体の処置を円滑に行うために、遺体安置所の確保、物資等の整備や訓練を実施するとともに、老朽化した火葬施設の計画的な改修及び火葬場の体制整備を推進する。【市・民間】(8-2)(環境政策課)

(重要業績指標)

【環境政策課】

液体消毒液の備蓄

現状値：20本(全避難所分) [R元] →目標値：20本(全避難所分) を維持 [毎年度]

防疫活動に従事する民間事業者との協定締結数

現状値：1事業所 [H30] (必要とする事業所と締結済)

収容可能遺体数 現状値：30/400体 [H30] →目標値：400/400体 [R11]

目標(3) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する

3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化

(災害時防犯体制の強化)

○大規模災害の発生後における住宅侵入盗などの街頭犯罪の多発を抑止するために、平時から自主防犯団体への支援を行い、地域における防犯活動の強化を推進する。【市・地域】(市民協働課)

3-2 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(業務継続計画の作成及び見直し)

○業務の継続と早期復旧を図るために平成28年2月に策定した「知多市業務継続計画」を定期的に見直すとともに、職員へ計画の周知を推進する。【市】(8-2)(防災危機管理課)

(市所管施設の機能確保)

○災害発生時には、大半の市所管施設が活動拠点や避難所として活用されることから、想定される地震や津波等に対して施設の整備、機能面の充実を推進する。【市】(8-2)(公共施設所管課)

(公共施設の非構造部材の耐震化等の推進)

○地震によって内外壁や吊り天井等が落下しないように、公共施設等の非構造部材の落下防止対策を推進する。【市】(1-1、1-2) (公共施設所管課)

(災害対策本部の機能確保)

○市役所新庁舎の建設に併せて、災害対応の中心となる災害対策本部及び広域受援によって来訪する応援部隊の活動拠点となる防災センターを整備し、災害時における指揮命令システムの機能を確保する。【市】(8-2) (総務課、防災危機管理課)

(災害時の広域連携の推進)

○災害発生時に広域的な応援を受けることができるように、自衛隊・警察・消防・海上保安庁・TEC-FORCE (緊急災害対策派遣隊)・DMAT (災害時派遣医療チーム)を始めとする応援部隊等の受入れ拠点、緊急輸送ルート確保などをまとめた災害時受援計画を策定し、広域における連携を推進する。【市】(防災危機管理課)

(重要業績指標)

【防災危機管理課】

知多市業務継続計画の更新 現状値：1回/年 [H30] →目標値：1回/年を維持 [毎年度]

新庁舎 (災害対策本部、防災センター含む。) 整備事業進捗率

現状値：0% [H30] →目標値：100% [R5]

目標 (4) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

(情報通信機能の耐災害性の強化・高度化)

○電力の供給停止等によって、情報通信が麻痺・長期停止した場合でも、災害情報を市民へ情報伝達できるように、情報通信機能の複線化等、情報システムや通信手段の強化、高度化を推進する。【県・市】(防災危機管理課)

○災害時に住民へ確実かつ円滑に情報伝達するために、また、電波法改正に対応するために、防災行政無線設備の計画的な更新を推進する。【市】(防災危機管理課)

(重要業績指標)

【防災危機管理課】

防災行政無線設備改修事業進捗率 現状値：0% [H30] →目標値：100% [R2]

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等による災害情報が必要な者に伝達できない事態

(情報提供手段の多様化)

- 市民に警報等の災害情報を確実に伝えることができるように、関係事業者の協力を得て、防災行政無線、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ホームページ、SNS等を用いた伝達手段の多重化、多様化を推進する。【市・民間】（防災危機管理課、秘書広報課）
- 防災拠点等において、災害時にも有効に機能する無料公衆無線LANの検討を進める。【市・民間】（防災危機管理課、公共施設所管課）
- 災害情報伝達手段の一つとして「ちたまる安全安心メルマガ」への登録を推進する。【市】（防災危機管理課）

(重要業績指標)

【防災危機管理課】

ちたまる安全安心メルマガの登録者数（再）

現状値：約6,400人 [H30] →目標値：8,500人 [R11]

目標（5）大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む。）を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

(企業BCP策定の促進等)

- 市内企業の事業継続や早期復旧を可能とするために、BCP策定に関する情報提供や周知・啓発を推進する。【市・民間】（防災危機管理課、商工振興課）

(企業防災力の強化)

- 市内企業の防災意識の向上を図るために、要請に応じて、地震・津波等に関する出前講座を実施する。【市・民間】（防災危機管理課）
- 発災直後の社内での災害対応や社員が帰宅困難な状態になることに備えるために、食糧、飲料水、毛布などの企業内備蓄の推進を啓発する。【市・民間】（防災危機管理課）

5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

(燃料供給ルートの確保に向けた体制整備)

- ライフライン事業者との防災訓練や協定締結によって、連携強化を推進する。【市・民間】（防災危機管理課）
- 燃料供給ルートを確実に確保するために、緊急輸送道路などの整備を推進する。【国・県・

市】(土木課)

5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

(石油コンビナート地区の災害時連携体制の確立)

- 石油コンビナート地区において、災害時の連携体制を確立するために、関係機関が加盟する協議会による各種検証や情報共有を行うほか、地区内の企業が連携する地域連携BCPの普及、流出油処理や火災への対応に関する海上保安庁との業務提携などを図る。【国・県・市・民間】(防災危機管理課、商工振興課、予防課)

(危険な物質を扱う施設における防災対策)

- 大規模災害時に市街地への被害拡大の防止を図るために、法令に基づく定期的な検査等を通じた施設の適正管理及びエネルギー関連施設、危険な物質を取扱う施設の大規模災害への対策及び老朽化対策を促す。【市・民間】(7-2)(予防課)

(コンビナート災害等への対応力の強化)

- 愛知県石油コンビナート等防災計画を踏まえ、コンビナート災害等の発生・拡大の防止を図るために、関係機関による合同訓練に参加するとともに、被災状況等の情報共有や大規模・特殊災害対応体制、装備資機材等の機能向上を図る。【市】(7-2)(庶務課、予防課、消防署)

(有害物質の漏えい等の防止対策の推進)

- 有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するために、企業における化学物質の管理方法や事故発生時の対応計画策定等の事前対策の強化に対する啓及び大規模な出火や有害物資の流出が発生した際の周知体制の強化を推進する。【市・民間】(7-2、7-5)(環境政策課、予防課)

(海岸保全施設等の整備)

- 大規模な地震・津波に備え、名古屋港の高潮防波堤や防潮壁などの防災施設の整備を推進する。【国・名古屋港管理組合・県・市】(企画情報課、土木課)

5-4 基幹的交通ネットワークの機能停止

(道路等の災害対策の推進)

- 物資輸送ルートを実際に確保するために、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備を推進する。【国・県・市】(2-1、2-4、6-4) (朝倉駅周辺整備推進室、土木課)
- 緊急輸送道路等における重要な橋りょうは、橋りょう本体の耐震補強を推進する。【国・県・市】(2-1、2-4、6-4) (土木課)
- 避難路や緊急輸送道路となる道路や道路付属物、橋りょう等の維持補修、老朽化対策を推進する。【国・県・市】(2-1、2-4) (土木課)
- 迅速な輸送道路啓開に向けて、災害時受援計画を策定し、緊急輸送ルートの情報共有、道路啓開に必要な体制整備を推進する。【国・県・市】(2-1、2-3、6-4) (防災危機管理課、土木課)

(重要業績指標)

【朝倉駅周辺整備推進室】

朝倉駅周辺整備事業(都市計画道路緑町線他)進捗率(再)

現状値:0% [H30] →目標値:100% [R4]

【土木課】

知多市橋梁長寿命化修繕計画に基づく定期点検(再)

現状値:137橋 [H28~H30] →目標値:137橋 [R元~R5]

知多市橋梁長寿命化修繕計画に基づく補修工事(再)

現状値:6橋 [H28~R元] →目標値:点検結果により見直し

知多市舗装修繕計画に基づく定期点検(再)

現状値:1級市道 11路線の点検 [H26、27]

→目標値:1級市道 11路線、2級市道 33路線 [R元、2]

知多市舗装修繕計画に基づく補修工事(再)

現状値:1級市道 4路線 [H29~R元] →目標値:1級市道 5路線 [H29~R2]

5-5 食糧等の安定供給の停滞

(物流ネットワークの整備)

- 物流インフラの災害対応の強化に向けて、道路、橋りょう等の耐震対策等を推進する。【国・県・市】(土木課)

(食糧の確保)

- 市民の生活を確保するために、食糧等の計画的な備蓄を行うとともに、事業者等との協定

締結によって食糧等の確保を推進する。【市・民間】(防災危機管理課)

(農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化)

○農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力強化のために、土地改良施設の耐震化、老朽化対策等のハード対策と、地区農業団体と連携した施設の保全・管理や施設管理者の体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する。【県・市】(農業振興課)

(重要業績指標)

【土木課】

知多市橋梁長寿命化修繕計画に基づく定期点検 (再)

現状値：137 橋 [H28～H30] →目標値：137 橋 [R 元～R5]

知多市橋梁長寿命化修繕計画に基づく補修工事 (再)

現状値：6 橋 [H28～R 元] →目標値：点検結果により見直し

知多市舗装修繕計画に基づく定期点検 (再)

現状値：1 級市道 11 路線の点検 [H26、27]

→目標値：1 級市道 11 路線、2 級市道 33 路線 [R 元、2]

知多市舗装修繕計画に基づく補修工事 (再)

現状値：1 級市道 4 路線 [H29～R 元] →目標値：1 級市道 5 路線 [H29～R2]

目標 (6) 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・ガスサプライチェーンの機能停止

(ライフラインの災害対応力強化)

○電力の長期供給停止を発生させないために、発電所、送電線網や電力システムの災害対応力強化及び復旧の迅速化を促進する。【市・民間】(防災危機管理課)

○災害に備え、耐震性に優れたガス管への計画的な取替えを促進する。【市・民間】(防災危機管理課)

○災害発生時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るために、電気、ガス等ライフライン事業者との協力体制の構築を推進する。【市・民間】(防災危機管理課)

(自立・分散型エネルギーの導入の促進)

○災害時のエネルギー供給を確保するための取組を進めるとともに、エネルギー供給源を多様化するために、太陽光発電などの再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を

促進する。【国・県・市・民間・地域】（防災危機管理課、環境政策課）

6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止

（水道施設の耐震化・老朽化対策の推進）

- 被災時に配水場から市街地まで配水する主要な配水管（基幹配水管）の耐震化を進めるとともに、老朽化が進行している配水管の更新を計画的に進める。【市】（水道課）

（広域的な応援体制の確立）

- 大規模自然災害発生時の断水に速やかに対応するために、他都市からの給水車の受入れなど広域的な応援体制の確立を推進する。【市】（水道課）

（復旧体制の強化）

- 大規模自然災害発生時の水道施設損傷に対する応急処置や復旧を行う要員及び資機材を確保するために、関係業者の協力体制の整備を推進する。【市・民間】（水道課）

（重要業績指標）

【水道課】

基幹配水管の耐震化率

現状値：13.4% [H30] →目標値：23% [R11]

6-3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

（マンホールトイレの整備）

- 大規模地震における避難所のトイレ不足に対応するために、避難所に指定されている小中学校等に整備した災害用マンホールトイレの適切な利用に向けて周知・啓発を行う。【市】(6-6)
（防災危機管理課、下水道課）

（下水道施設の耐震化・老朽化対策の推進）

- 災害時の下水道施設の破損による機能停止や交通障害の発生を防止するために、南部浄化センター、中継ポンプ場及び汚水管きょ等の更新及び耐震化を推進する。【市】（下水道課）

（災害時の廃棄物の処理体制の整備）

- 知多市災害廃棄物処理計画に基づき、災害時にし尿等の処理を適正かつ円滑に実施できる体制整備を推進する。【市】（環境政策課）

(重要業績指標)

【防災危機管理課・下水道課】

マンホールトイレ設置学校数 現状値：12校 36基 [H30] →目標値：18校 54基 [R元]

【下水道課】

南部浄化センター耐震対策

(水処理施設、管理棟、放流渠、流入渠、塩素混和池、汚泥処理棟、消化タンク棟)

現状値：1/7 施設 [H30] →目標値：2/7 施設 [R5]

南部浄化センター老朽化対策 (沈砂池、汚泥棟 機械設備・電気設備更新)

現状値：0/8 施設 [H30] →目標値：8/8 施設 [R5]

中継ポンプ場老朽化対策 (にしの台、西部、古見、浜小根、粕谷)

現状値：0/5 施設 [H30] →目標値：4/5 施設 [R5]

污水管きょ耐震対策 (重要幹線耐震補強、西部1号污水幹線、南部2号污水幹線)

現状値：0km [H30] →目標値：4.1km [R5]

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

(基幹的交通ネットワークの確保)

- 物資輸送ルートを実際に確保するために、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備を推進する。【国・県・市】(2-1、2-4、5-4) (朝倉駅周辺整備推進室、土木課)
- 緊急輸送道路等における重要な橋りょうは、橋りょう本体の耐震補強を推進する。【国・県・市】(2-1、2-4、5-4) (土木課)

(迅速な輸送道路啓開に向けた体制整備)

- 迅速な輸送道路啓開に向けて、災害時受援計画を策定し、緊急輸送ルートの情報共有、道路啓開に必要な体制整備を推進する。【国・県・市】(2-1、2-4、5-4) (防災危機管理課、土木課)
- 大規模自然災害発生時に、道路上の放置車両や立ち往生車両によって救助活動、緊急物資輸送等災害応急対策に支障を生じることが懸念されるため、道路管理者や警察等が連携して、放置車両などの移動を行うなど、緊急車両等通行ルートの早期啓開体制の整備を推進する。
【国・県・市】(土木課)
- 南海トラフ地震対策中部圏戦略会議が策定・公表している「早期復旧支援ルート確保手順(中部版 くしの歯作戦)」について、関係機関の役割を具体化し、計画の実効性向上を推進する。【国・県・市】(7-2) (土木課)

(重要業績指標)

【朝倉駅周辺整備推進室】

朝倉駅周辺整備事業（都市計画道路緑町線他）進捗率（再）

現状値：0% [H30] →目標値：100% [R4]

【土木課】

知多市橋梁長寿命化修繕計画に基づく定期点検（再）

現状値：137 橋 [H28～H30] →目標値：137 橋 [R 元～R5]

知多市橋梁長寿命化修繕計画に基づく補修工事（再）

現状値：6 橋 [H28～R 元] →目標値：点検結果により見直し

6-5 大規模自然災害等による用水の供給の途絶

（水の安定供給体制の確保）

- 大規模自然災害発生時においても安定した給水を行うことが可能となる受水体制を目指し、水資源関連施設の耐震化、水源の増備といったハード対策とともに、災害発生時復旧対策の策定、関係機関の連携等ソフト対策を推進する。【国・水資源機構・県・市】（水道課）

6-6 避難所の機能不足等による避難者の生活に支障が出る事態

（避難所運営体制の整備）

- 地域が主体的に避難所の運営管理ができるように、避難所運営マニュアルの活用・周知を推進する。【市】（福祉課）
- 町内会や自主防災会等と避難所運営に関する訓練を通じて、地域が主体的に避難所の管理運営を行うことができるように意識啓発を推進する。【市・地域】（防災危機管理課、福祉課）
- 主たる避難所である小中学校、まちづくりセンター等には、近隣に在住する職員を避難所派遣職員として配備し、円滑な避難所開設・運営体制の強化を推進する。【市】（防災危機管理課）

（避難所施設の老朽化対策及び耐震化の推進）

- 避難者の安全な避難所生活を確保するために、避難所に指定されている学校施設等の老朽化対策及び内外壁の落下等を防止する非構造部材の耐震化を推進する。【市】（市民協働課、学校教育課、生涯学習課）

（避難所施設的环境改善）

- 避難生活を安心して送ることができるように、多目的トイレの設置やトイレの洋式化など、

避難所施設の環境改善を図るとともに、災害情報等を迅速に提供できるように、テレビやラジオ等の情報伝達機器の設置を推進する。【市】（公共施設所管課）

（避難所用備蓄品及び救助用資機材の確保）

- 主たる避難所である小中学校、まちづくりセンター等に備蓄している避難所用備蓄品について、避難者の良好な生活環境の確保に向けた内容の見直しを行うとともに、適切な量を確保する。【市】（防災危機管理課）
- 各コミュニティや自主防災会等が整備する災害対応用備蓄品や資機材について、その購入支援を行うことで地域における備蓄品や資機材の確保を推進する。【市・地域】（防災危機管理課、市民協働課）
- 大規模地震における避難所のトイレ不足に対応するために、避難所に指定されている小中学校等に整備した災害用マンホールトイレの災害時の適切な利用に向けて周知・啓発を行う。【市】（6-3）（防災危機管理課、下水道課）

（要配慮者等への支援体制の整備）

- 災害時において避難行動要支援者の安否確認や避難誘導を円滑に行うことができるように、日頃から避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者（災害時要援護者）の登録制度の普及・啓発活動を推進する。【市・地域】（福祉課、長寿課）
- コミュニケーション支援ボードを各避難所に配置し、高齢者や障がい者、外国人の避難所生活支援を推進する。【市】（福祉課）
- オストメイトの避難生活を支援するために、ストマ用装具を携帯できないまま避難せざるを得ない場合に備え、1週間程度の使用量を保健センターで預かり、災害時に預入者の求めに応じて供給できる体制を整える。【市】（福祉課、健康推進課）

（重要業績指標）

【市民協働課】

コミュニティ交付金等支援

現状値：10 コミュニティ [H30] →目標値：10 コミュニティを維持 [毎年度]

【福祉課】

コミュニケーション支援ボード配置箇所数

現状値：121 箇所 [H30]（必要とする施設等に設置済）

【福祉課・長寿課】

災害時要援護者支援事業の周知・広報

現状値：2回以上／年→目標値：2回以上／年を維持 [毎年度]

【福祉課・健康推進課】

災害時用ストマ装具預入制度の周知・広報

現状値：1回以上／年→目標値：1回以上／年を維持 [毎年度]

【学校教育課】

小中学校校舎トイレ改修校数（洋式化）

現状値：9校/15校 [H30] →目標値：15校/15校 [R3]

小中学校校舎トイレ改修校数（多目的トイレ設置）

現状値：9校/15校 [H30] →目標値：13校/15校 [R3]

小中学校屋内運動場トイレ改修校数（洋式化）

現状値：6校/15校 [H30] →目標値：15校/15校 [R11]

小中学校屋内運動場トイレ改修校数（多目的トイレ設置）

現状値：7校/15校 [H30] →目標値：15校/15校 [R11]

目標（7）制御不能な二次災害を発生させない

7-1 市街地での大規模火災の発生

（救助・救急活動能力の充実・強化）

○大規模地震災害などの災害現場での救助・救急活動能力を高めるために、活動に必要な救助資機材、高度救命処置資機材等を充実させるとともに、教育訓練の充実・強化を推進する。

【市】（庶務課、消防署）

○消防団、自主防災会の充実・強化を推進する。**【市・地域】**（庶務課）

（災害に強いまちづくりの推進）

○避難・延焼遮断空間の確保と狭あい道路の解消のために、道路・公園などの公共施設の整備を推進する。**【市】**（1-1）（都市計画課、土木課、緑と花の推進課）

○災害時に大きな被害が想定される密集市街地等を対象に、防災対策に資する計画的な都市基盤整備を展開するとともに、地域住民が実施する防災対策に資する事業を支援することによって、市街地の防災空間の拡大を推進する。**【市】**（1-1）（防災危機管理課、市民協働課、都市計画課、予防課）

○倒壊や火災の危険性のある空家等に対し、適正管理や除却等を促進する。**【市・地域】**（1-1）（都市計画課）

○安全で良好な居住環境の確保と災害に強いまちづくりのために、狭あい道路の道路後退用地の取得を推進する。**【市】**（1-1）（土木課）

7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

（河川・海岸施設の強化）

○津波・高潮による浸水を防ぐために、老朽化した堤防護岸の補強、堤防高の低い箇所のかさ

上げを推進する。【県・市】(1-3) (土木課)

- 河川の河口部や海岸にある水門等は、地震発生時においても操作が可能となるように、耐震対策を推進するとともに、地震後の地域の排水機能を確保するために、排水機場等の耐震対策を推進する。【県・市】(1-3) (農業振興課、土木課)

(危険な物質を扱う施設における防災対策)

- 大規模災害時に市街地への被害拡大の防止を図るために、法令に基づく定期的な検査等を通じた施設の適正管理及びエネルギー関連施設、危険な物質を取扱う施設の大規模災害への対策及び老朽化対策を促す。【市・民間】(5-3) (予防課)

(コンビナート災害等への対応力の強化)

- 愛知県石油コンビナート等防災計画を踏まえ、コンビナート災害等の発生・拡大の防止を図るために、関係機関による合同訓練に参加するとともに、被災状況等の情報共有や大規模・特殊災害対応体制、装備資機材等の機能向上を図る。【市】(5-3) (庶務課、予防課、消防署)

(有害物質の漏えい等の防止対策の推進)

- 有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するために、企業における化学物質の管理方法や事故発生時の対応計画策定等の事前対策の強化に対する啓及び大規模な出火や有害物資の流出が発生した際の周知体制の強化を推進する。【市・民間】(5-3、7-5) (環境政策課、予防課)

(臨海部の物流ルートの確保)

- 南海トラフ地震対策中部圏戦略会議が策定・公表している「早期復旧支援ルート確保手順(中部版 くしの歯作戦)」について、関係機関の役割を具体化し、計画の実効性向上を推進する。【国・県・市】(6-4) (土木課)

7-3 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

(沿道の通行障害建築物の耐震化の促進)

- 緊急輸送道路や避難路等の機能及び安全を確保するために、道路等に面する建築物の耐震診断、耐震改修の実施や、ブロック塀・屋外看板等の耐震対策、落下防止対策に対する所有者への指導・助言を推進する。【市・地域】(都市計画課)

(災害情報の収集体制の強化)

- 被害状況の早期把握、二次災害の防止、復旧計画の速やかな立案等に役立てるために、住民

からの通報、現場職員からの報告、観測データなど、災害情報の収集体制の強化を推進する。
【県・市】（防災危機管理課）

7-4 排水機場等の防災施設、ため池等の損壊・機能不全による二次災害の発生

（ため池等の防災対策の推進）

- 周辺住民の生命・財産を守るために、農業用ため池の老朽化対策や地震対策を推進する。
【県・市】（1-5）（農業振興課）
- 農業用ため池について、地震や集中豪雨などによって堤体が決壊した場合の被害を周知し、周辺住民の防災意識の向上を図るために、ハザードマップの作成・配布の実施を推進する。
【県・市】（1-5）（農業振興課）

（排水機場等の防災対策の推進）

- 排水不良による浸水の長期化を防ぐために、排水機場等の耐震化を推進する。【国・県・市】（農業振興課）
- 災害発生時に、排水機場等が安定的に施設機能の効果を発揮できるように、計画的な整備・維持管理を推進する。【国・県・市】（農業振興課）

（重要業績指標）

【農業振興課】

農業用ため池のハザードマップ作成箇所数（再）

現状値：17箇所 [H30]（対象とする防災重点ため池分作成済）

農業用ため池の耐震化等の整備（再） 現状値：3/10箇所 [H30] →目標値：6/10箇所 [R2]

排水機場耐震対策（再） 現状値：0箇所 [H30] →目標値：1箇所 [R2]

7-5 有害物質の大規模拡散・流出

（有害物質の漏えい等の防止対策の推進）

- 有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するために、企業における化学物質の管理方法や事故発生時の対応計画策定等の事前対策の強化に対する啓及び大規模な出火や有害物資の流出が発生した際の周知体制の強化を推進する。【市・民間】（5-3、7-2）（環境政策課、予防課）

7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

（農地や農業水利施設等の保全管理と体制整備）

- 地域の主体性・協働力を活かした農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理及び自立的な防災・復旧活動の体制整備を推進する。【県・市・地域】（農業振興課）

（治山対策の推進）

- 市街地等の周辺にある保安林の機能を高度に発揮させ、山地災害の防止等と併せて生活環境を保全・形成するために、森林の造成改良整備等を推進する。【県・市】（1-5）（緑と花の推進課）

7-7 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

（風評被害を防止する的確な情報発信のための体制強化）

- 災害発生時に、風評被害等に対応するために、的確な情報発信のための体制強化を推進する。【市】（防災危機管理課、秘書広報課、商工振興課、農業振興課）

目標（8）大規模自然災害発生後であっても、人口や企業の流出を回避し、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興が大幅に遅れる事態

（災害廃棄物処理計画の推進）

- 知多市災害廃棄物処理計画の実行性を高めるために、教育・訓練による人材育成等を行い、災害廃棄物処理体制の充実を推進する。【市】（ごみ対策課）

（廃棄物処理施設の災害対応力の強化）

- 老朽化したごみ焼却施設の計画的な改修を推進する。【市】（ごみ対策課）
- 廃棄物処理施設の災害対応力の強化として、廃棄物の広域的な処理体制の整備を推進する。【市】（ごみ対策課）

8-2 人材（専門家、コーディネーター、ボランティア、労働者、地域に精通した技術者等）や物資等の不足による復旧・復興が大幅に遅れる事態

(復旧・復興を担う人材等の育成)

- 被災した住宅や宅地の危険度判定を的確に実施するために、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の養成を推進するとともに、訓練等の実施によって実施体制の整備を推進する。【県・市・民間】(8-5)(防災危機管理課、都市計画課)

(行政機関の機能低下の回避)

- 大規模自然災害時に、復旧・復興業務に従事する行政職員等が勤務する施設の被災による機能の大幅な低下を回避するための体制・施設の強化を推進する。【国・県・市】(防災危機管理課、公共施設所管課)

(市役所等の機能低下の回避)

- 災害発生時には、大半の市所管施設が活動拠点や避難所として活用されることから、想定される地震や津波等に対して施設の整備、機能面の充実を推進する。【市】(3-2)(公共施設所管課)
- 市役所新庁舎の建設に併せて、災害対応の中心となる災害対策本部及び広域受援によって来訪する応援部隊の活動拠点となる防災センターを整備し、災害時における指揮命令系統の機能を確保する。【市】(3-2)(総務課、防災危機管理課)
- 業務の継続と早期復旧を図るために平成28年2月に策定した「知多市業務継続計画」を毎年度、適宜に見直すとともに、職員へ計画の周知を推進する。【市】(3-2)(防災危機管理課)

(円滑な遺体の処置に向けた体制等の確保)

- 遺体の処置を円滑に行うために、遺体安置所の確保、物資等の整備や訓練を実施するとともに、老朽化した火葬施設の計画的な改修及び火葬場の体制整備を推進する。【市・民間】(2-7)(環境政策課)

(事前復旧・復興計画等の策定)

- 事前復旧・復興計画等を策定し、施設整備や訓練等を行いながら復旧・復興体制の強化を推進する。【県・市】(防災危機管理課)

(災害ボランティアの円滑な受入れ・活動体制の構築)

- 災害ボランティアを受け入れるボランティアコーディネーターを養成するなど、災害ボランティアセンターの体制整備を推進する。【市・知多市社会福祉協議会】(防災危機管理課)

(重要業績指標)

【都市計画課】

市職員の応急危険度判定士数 現状値：149人 [H30] (必要とする人数確保済)

【防災危機管理課】

知多市業務継続計画の更新(再) 現状値：1回/年 [H30] →目標値：1回/年を維持 [毎年度]
新庁舎(災害対策本部、防災センター含む。)整備事業進捗率(再)

現状値：0% [H30] →目標値：100% [R5]

【環境政策課】

収容可能遺体数（再） 現状値：30/400体 [H30] →目標値：400/400体 [R11]

【防災危機管理課】

ボランティアコーディネーター登録者数

現状値：180人 [H30] →目標値：20人/年 登録者増 [毎年度]

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等による復旧・復興が大幅に遅れる事態

（地域コミュニティ力の強化に向けた支援）

○地域防災の担い手であるコミュニティ、町内会、自主防災会等の大規模災害発生時の対応力を向上させるために、防災訓練・教育、防災リーダーの養成などの支援を推進する。**【市・地域】**（防災危機管理課、市民協働課）

（職員・施設等の被災による機能低下の回避）

○治安の悪化等を防ぐために、業務継続計画の充実による行政機能の低下を抑制するとともに、警察、防犯協力団体との連携を強化する取組を推進する。**【県・市・地域】**（防災危機管理課、市民協働課）

（重要業績指標）

【防災危機管理課】

防災訓練参加者数（再）

現状値：延べ約2,790人/年 [H30] →目標値：延べ3,000人/年 [毎年度]

出前講座・研修事業受講者数（再）

現状値：延べ2,605人/年 [H30] →目標値：延べ3,000人/年 [毎年度]

【市民協働課】

町内会加入率 現状値：70.8% [H30] →目標値：70% [R11]

8-4 基幹インフラの損壊による復旧・復興が大幅に遅れる事態

(幹線交通分断に伴うリスクの想定及び対策の推進)

- 地震や津波、洪水、高潮等の浸水想定を踏まえ、幹線道路が分断するリスクの想定とともに対策の検討を推進する。【県・市】(防災危機管理課)

(基幹インフラ復旧等の大幅な遅れへの対応)

- 基幹インフラの広域的な損壊によって復旧・復興が大幅に遅れる事態を想定した対策について、関係機関と連携を図りながら総合的な取組を推進する。【県・市】(防災危機管理課)

(都市機能の適切な配置)

- 立地適正化計画と防災対策との連携を強化することによって、都市機能施設や住居等を適切に配置した災害に強いまちづくりを推進する。【市】(都市計画課)

(地籍調査の推進)

- 災害後の円滑な復旧・復興を確保するために、土地境界等を明確にしておく地籍調査等を推進する。【県・市】(土木課)

8-5 被災者の住居確保等の遅延による生活再建が遅れる事態

(応急仮設住宅・復興住宅の迅速な確保に向けた取組)

- 応急仮設住宅を迅速に提供するために、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保することで、迅速な応急仮設住宅建設に対する取組を推進する。【県・市】(都市計画課)
- 被災者が早期に住居を確保することができるように、県や民間企業との連携によって、公営住宅や民間賃貸住宅等の情報を迅速に把握し、既存ストックの活用を図ることができる体制整備を推進する。【県・市・民間】(都市計画課)

(復旧・復興を担う人材等の育成)

- 被災した住宅や宅地の危険度判定を的確に実施するために、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の養成を推進するとともに、訓練等の実施によって実施体制の整備を推進する。【県・市・民間】(8-2)(防災危機管理課、都市計画課)

(自宅住居による生活再建の促進)

- 自宅居住による生活再建を促進するために、被災住宅の応急修理を適確かつ迅速にできる体制の構築を推進する。【県・市・民間】(都市計画課)

(罹災証明書の交付体制の整備)

○罹災証明書交付業務の迅速性と的確性の確保に向け、従事者を対象とする交付業務の訓練や住家の被害認定調査業務研修を推進する。【市】(税務課、市民窓口課、防災危機管理課)

(重要業績指標)

【都市計画課】

応急仮設住宅建設候補地数 現状値：622戸 [H30] (必要戸数確保済)

市職員の応急危険度判定士数(再) 現状値：149人 [H30] (必要とする人数確保済)

(2) 施策分野ごとの施策の推進方針

13の施策分野(10の個別施策分野/3つの横断的分野)ごとの推進方針(施策の策定に係る基本的な指針、長期的な施策)を以下に示します。これら13の推進方針は、8つの目標に照らして必要な対応を施策の分野ごとに分類してとりまとめたものですが、それぞれの分野間には相互に関係があります。このため、各分野における施策の推進に当たっては、主管する部局等を明確にした上で関係する各主体において推進体制を構築してデータや工程管理を共有するなど、施策の実効性・効率性が確保できるように十分に配慮します。

ア 個別施策分野

① 行政機能・消防等

【行政機能】

(災害対策本部の機能確保)

○市役所新庁舎の建設に併せて、災害対応の中心となる災害対策本部及び広域受援によって来訪する応援部隊の活動拠点となる防災センターを整備し、災害時における指揮命令システムの機能を確保する。【市】(3-2、8-2)(総務課、防災危機管理課)

(業務継続計画の作成及び見直し)

○業務の継続と早期復旧を図るために平成28年2月に策定した「知多市業務継続計画」を定期的に見直すとともに、職員へ計画の周知を推進する。【市】(3-2、8-2)(防災危機管理課)

(市所管施設の機能確保)

○災害発生時には、大半の市所管施設が活動拠点や避難所として活用されることから、想定される地震や津波等に対して施設の整備、機能面の充実を推進する。【市】(3-2、8-2)(公共施設所管課)

(公共施設の非構造部材の耐震化等の推進)

○地震によって内外壁や吊り天井等が落下しないように、公共施設等の非構造部材の落下防止対策を推進する。【市】(1-1、1-2) (公共施設所管課)

(避難所運営体制の整備)

○地域が主体的に避難所の運営管理ができるように、避難所運営マニュアルの活用・周知を推進する。【市】(6-6) (福祉課)

(避難所施設の老朽化対策及び耐震化の推進)

○避難者の安全な避難所生活を確保するために、避難所に指定されている学校施設等の老朽化対策及び内外壁の落下等を防止する非構造部材の耐震化を推進する。【市】(6-6) (市民協働課、学校教育課、生涯学習課)

(避難所施設的环境改善)

○避難生活を安心して送ることができるように、多目的トイレの設置やトイレの洋式化など、避難所施設的环境改善を図るとともに、災害情報等を迅速に提供できるように、テレビやラジオ等の情報伝達機器の設置を推進する。【市】(6-6) (公共施設所管課)

(備蓄の推進)

○備蓄計画に基づき、必要とされる食糧・飲料水等の備蓄を推進するとともに、避難所などにおける必要物資の研究・検討を推進する。【市】(2-1) (防災危機管理課)

(避難所用備蓄品及び救助用資機材の確保)

○主たる避難所である小中学校、まちづくりセンター等に備蓄している避難所用備蓄品について、避難者の良好な生活環境の確保に向けた内容の見直しを行うとともに、適切な量を確保する。【市】(6-6) (防災危機管理課)

(災害時の広域連携の推進)

○災害発生時に広域的な応援を受けることができるように、関係機関、他の自治体との協定を締結することで災害時に物資調達がスムーズに実施できる体制の構築を推進する。【市】(2-1) (防災危機管理課、企画情報課)

○災害発生時に広域的な応援を受けることができるように、自衛隊・警察・消防・海上保安庁・TEC-FORCE (緊急災害対策派遣隊)・DMAT (災害時派遣医療チーム)を始めとする応援部隊等の受入れ拠点、緊急輸送ルートの確保などをまとめた災害時受援計画を策定し、広域における連携を推進する。【市】(3-2) (防災危機管理課)

(行政機関の機能低下の回避)

○大規模自然災害時に、復旧・復興業務に従事する行政職員等が勤務する施設の被災による機能の大幅な低下を回避するための体制・施設の強化を推進する。【国・県・市】(8-2) (防災危機管理課、公共施設所管課)

(職員・施設等の被災による機能低下の回避)

○治安の悪化等を防ぐために、業務継続計画の充実による行政機能の低下を抑制するとともに、警察、防犯協力団体との連携を強化する取組を推進する。【県・市・地域】(8-3) (防災危機管理課、市民協働課)

(事前復旧・復興計画等の策定)

○事前復旧・復興計画等を策定し、施設整備や訓練等を行いながら復旧・復興体制の強化を推進する。【県・市】(8-2) (防災危機管理課)

(罹災証明書の交付体制の整備)

○罹災証明書交付業務の迅速性と的確性の確保に向けて、従事者を対象とする交付業務の訓練や住家の被害認定調査業務研修を推進する。【市】(8-5) (税務課、市民窓口課、防災危機管理課)

【消防等】

(災害時防犯体制の強化)

○大規模災害の発生後における住宅侵入盗などの街頭犯罪の多発を抑止するために、平常時から自主防犯団体への支援を行い、地域における防犯活動の強化を推進する。【市・地域】(3-1) (市民協働課)

(消防力の強化)

○消防署・出張所等の各施設を適切に維持管理するとともに時代に合わせ積極的な機能強化を推進するとともに、機能の不足や老朽化した施設は、計画的な改修、移転・建替えを推進する。【市】(2-3) (庶務課)

○大規模化、複雑多様化する各種災害に対応するために、消防車両や資機材、消防水利等の施設、設備の計画的な更新・整備を推進する。【市】(2-3) (庶務課)

(災害対応の体制・資機材強化)

○自衛隊、警察、消防、海上保安庁等の連携による迅速な救助・救急活動等に向けた合同訓練、情報交換を推進する。【国・県・市】(2-3) (防災危機管理課、予防課、消防署)

(救助・救急活動能力の充実・強化)

○大規模地震災害などの災害現場での救助・救急活動能力を高めるために、活動に必要な救助資機材、高度救命処置資機材等を充実させるとともに、教育訓練の充実・強化を推進する。

【市】(7-1) (庶務課、消防署)

○消防団、自主防災会の充実・強化を推進する。【市・地域】(7-1) (庶務課)

(消防団の災害対応力の強化)

○地域防災力の維持・向上に必要不可欠である消防団員の入団促進や訓練の充実を推進する。

【市】(2-3) (庶務課)

○地域の災害活動拠点である消防団詰所や消防団車両、資機材等の装備の充実・強化を推進する。【市】(2-3) (庶務課)

(不特定多数の者が利用する建築物等の防火・耐火対策)

○消防法に規定する防火対象物は、防火管理者を必ず選任させ、消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の点検整備、火気の使用又は取扱いに関する指導を推進する。【市・民間】(1-2) (予防課)

○防火対象物は、消防法の規定に基づく消防用設備等の完全設置を推進し、当該対象物における防火管理体制の強化を推進する。【市・民間】(1-2) (予防課)

○建物の防火・耐火性能を保持するために、定期的な施設及び設備の安全点検の実施を推進する。【市】(1-2) (公共施設所管課)

(危険な物質を扱う施設における防災対策)

○大規模災害時に市街地への被害拡大の防止を図るために、法令に基づく定期的な検査等を通じた施設の適正管理及びエネルギー関連施設、危険な物質を取扱う施設の大規模災害への対策及び老朽化対策を促す。【市・民間】(5-3) (予防課)

(コンビナート災害等への対応力の強化)

○愛知県石油コンビナート等防災計画を踏まえ、コンビナート災害等の発生・拡大の防止を図るために、関係機関による合同訓練に参加するとともに、被災状況等の情報共有や大規模・特殊災害対応体制、装備資機材等の機能向上を図る。【市】(5-3) (庶務課、予防課、消防署)

(住宅・建築物等の耐震化)

○住宅・建築物の耐震化促進のために、耐震化の必要性の啓発、木造住宅の無料耐震診断や耐震改修、除却、シェルター設置の補助、ブロック塀の除却の補助等による施策を推進する。

【市・地域・民間】(1-1) (都市計画課)

(家具等の転倒防止対策及びガラスの飛散防止対策の推進)

○地震動による家具等の転倒やガラスの飛散による被害を防ぐために、家具等転倒防止対策事業を推進するとともに、出前講座等によってガラス飛散防止対策の普及・啓発を図る。【市・地域】(1-1) (防災危機管理課・長寿課)

(災害に強いまちづくりの推進)

○避難・延焼遮断空間の確保と狭あい道路の解消のために、道路・公園などの公共施設の整備を推進する。【市】(1-1、7-1) (都市計画課、土木課、緑と花の推進課)

○災害時に大きな被害が想定される密集市街地等を対象に、防災対策に資する計画的な都市基盤整備を展開するとともに、地域住民が実施する防災対策に資する事業を支援することによって、市街地の防災空間の拡大を推進する。【市】(1-1、7-1) (防災危機管理課、市民協働課、都市計画課、予防課)

○倒壊や火災の危険性のある空家等に対して、適正管理や除却等を促進する。【市・地域】(1-1、7-1) (都市計画課)

○安全で良好な居住環境の確保と災害に強いまちづくりのために、狭あい道路の道路後退用地の取得を推進する。【市】(1-1、7-1) (土木課)

(不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進)

○不特定多数の者が利用する建築物や、防災上重要な建築物の耐震化の向上を図るために、耐震化の必要性の啓発を推進する。【市】(1-2) (都市計画課)

(沿道の通行障害建築物の耐震化の促進)

○緊急輸送道路や避難路等の機能及び安全を確保するために、道路等に面する建築物の耐震診断、耐震改修の実施、ブロック塀・屋外看板等の耐震対策、落下防止対策に対する所有者への指導・助言を推進する。【市・地域】(7-3) (都市計画課)

(都市機能の適切な配置)

○立地適正化計画と防災対策との連携を強化することによって、都市機能施設や住居等を適切に配置した災害に強いまちづくりを推進する。【市】(8-4) (都市計画課)

(応急仮設住宅・復興住宅の迅速な確保に向けた取組)

○応急仮設住宅を迅速に提供するために、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保することで、迅速な応急仮設住宅建設に対する取組を推進する。【県・市】(8-5) (都市計画課)

○被災者が早期に住居を確保することができるように、県や民間企業との連携によって、公営住宅や民間賃貸住宅等の情報を迅速に把握し、既存ストックの活用を図ることができる体制整備を推進する。【県・市・民間】(8-5) (都市計画課)

(復旧・復興を担う人材等の育成)

○被災した住宅や宅地の危険度判定を的確に実施するために、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の養成を推進するとともに、訓練等の実施によって実施体制の整備を推進する。【県・市・民間】(8-2、8-5) (防災危機管理課、都市計画課)

(自宅住居による生活再建の促進)

○自宅居住による生活再建を促進するために、被災住宅の応急修理を適確かつ迅速にできる体制の構築を推進する。【県・市・民間】(8-5) (都市計画課)

(避難場所・避難路の確保・整備等)

○災害の種類に応じ、その危険の及ばない場所・施設を災害対策基本法施行令に定める基準に従って避難場所・避難所として指定し、災害の危機が切迫した場合における住民の安全な避難先の確保を推進する。【市】(1-3、1-5) (防災危機管理課)

○被災した場合に避難路としての使用が見込まれる道路は、見通しの確保、安全性の向上等、避難の円滑化に必要な整備を推進する。【市】(1-3) (土木課)

○避難路を確保するために、橋りょう等の耐震化及び、老朽化対策を推進する。【市】(1-3) (土木課)

(津波・高潮に強い地域づくり)

○津波・高潮による浸水の危険性がある地域では、津波避難ビルの指定・確保についての調査・研究を進める。【市】(1-3) (防災危機管理課)

○避難対象地域では、その地域の自主防災会との協働によって作成した津波避難経路図を活用し、早期避難を目指した避難訓練の実施を推進する。【市・地域】(1-3) (防災危機管理課)

○津波災害警戒区域内にある要配慮者利用施設における避難確保計画の策定、避難訓練の実施を推進する。【市・民間・地域】(1-3) (防災危機管理課)

(市街地における河川・海岸施設等の強化)

○河川・海岸施設、水門、排水機場等の耐震化・老朽化対策を推進する。【県・市】(1-4) (農業振興課、土木課)

○市管理河川において、堤防背後が低い地区における河川堤防の老朽程度を把握するとともに、河川の維持水位を低下させるための河川改修を計画的に推進する。【市】(1-4) (土木課)

(河川氾濫からの減災に係る取組の実施)

○知多半島圏域水防災協議会でとりまとめる「知多半島圏域に係る取組方針」に沿った河川氾濫に対する減災の取組を国・県・市が連携して継続的に推進する。【国・県・市・地域】(1-4) (土木課)

○市内の河川で洪水浸水想定区域の指定がされた場合に、区域内にある要配慮者利用施設における避難確保計画の策定、避難訓練の実施を推進する。【市・民間・地域】(1-4) (防災危機管理課)

(ハザードマップの作成・周知・啓発)

○ハザードマップ(浸水実績図)によって、平時から水害の危険性を周知するとともに、市内河川流域が洪水浸水想定区域の指定を受けた場合には、早期に洪水ハザードマップを作成し、住民への周知・啓発を推進する。【市】(1-4) (土木課)

(雨水対策の推進)

○大雨等による市街地の浸水被害を防止するために、雨水管や排水路、調整池等の整備を推進するとともに、市街地における雨水排除を図るために、ポンプ場、下水管きよの新設又は改修を推進する。【市】(1-4) (土木課、下水道課)

(ハード・ソフトを組み合わせた浸水対策の推進)

○大規模水害を未然に防ぐために、土地利用と一体となった減災対策や、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うための防災情報の高度化、地域水防力の強化等のソフト対策をハード対策と組み合わせて実施することによって、より効果的な浸水対策を推進する。【国・県・市・地域】(1-4) (防災危機管理、土木課)

(排水機場等の防災対策の推進)

○排水不良による浸水の長期化を防ぐために、排水機場等の耐震化を推進する。【国・県・市】(7-4) (農業振興課)

○災害発生時に、排水機場等が安定的に施設機能の効果を発揮できるように、計画的な整備・維持管理を推進する。【国・県・市】(7-4) (農業振興課)

(水道施設の耐震化・老朽化対策の推進)

○安全・安心な給水を確保するために、水道施設の老朽化対策と合わせて耐震対策を推進する。

【市】(2-1) (水道課)

(広域的な応援体制の確立)

○大規模自然災害発生時の断水に速やかに対応するために、他都市からの給水車の受入れなど広域的な応援体制の確立を推進する。【市】(6-2) (水道課)

(復旧体制の強化)

○大規模自然災害発生時の水道施設損傷に対する応急処置や復旧を行う要員及び資機材を確保するために、関係業者の協力体制の整備を推進する。【市・民間】(6-2) (水道課)

(水の安定供給体制の確保)

○大規模自然災害発生時においても安定した給水を行うことが可能となる受水体制を目指し、水資源関連施設の耐震化、水源の増備といったハード対策とともに、災害発生時復旧対策の策定、関係機関の連携等ソフト対策を推進する。【国・水資源機構・県・市】(6-5) (水道課)

(下水道施設の耐震化・老朽化対策の推進)

○災害時の下水道施設の破損による機能停止や交通障害の発生を防止するために、南部浄化センター、中継ポンプ場及び污水管きょ等の更新及び耐震化を推進する。【市】(6-3) (下水道課)

③ 保健医療・福祉

(災害時の医療機能の確保・充実)

○大規模災害発生時には、医師団・歯科医師会・薬剤師会とともに応急救護活動を実施することから、平時から医師団・歯科医師会・薬剤師会と防災訓練などを通じた連携強化を推進する。【市・民間】(2-6) (健康推進課)

○DMAT (災害時派遣医療チーム) の運用を行う「知多半島医療圏災害医療対策会議」を所管する半田保健所と、大規模災害時の医師などの派遣について会議を通じた連携強化を推進する。【県・市】(2-6) (防災危機管理課、健康推進課)

○災害発生時には、知多保健所に防災WEBメール等によって、被害状況報告及び保健師派遣・応援要請を行うことから、迅速な保健師応援要請ができるように、平時から知多保健所と伝達訓練などを通じて連携強化を推進する。【国・県・市】(2-6) (防災危機管理課、健康推進課)

(資機材・防疫体制の整備)

○災害発生時の生活環境の悪化、被災者の抵抗力の低下等による感染症等の発生を抑えるために、感染症に関する資機材の整備や民間事業者との防疫活動に関する協定の締結を推進する。【市】(2-7) (環境政策課)

(要配慮者等への支援体制の整備)

○避難所における長期避難生活が困難となる高齢者や障がい者などの要配慮者等が二次的に避難する場所を確保するために、社会福祉施設などとの福祉避難所に関する協定の締結を推進する。【市・民間】(2-6) (福祉課、長寿課)

○災害時において避難行動要支援者の安否確認や避難誘導を円滑に行うことができるように、日頃から避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者(災害時要援護者)の登録制度の普及・啓発活動を推進する。【市・地域】(6-6) (福祉課、長寿課)

○コミュニケーション支援ボードを各避難所に配置し、高齢者や障がい者、外国人の避難所生活支援を推進する。【市】(6-6) (福祉課)

○オストメイトの避難生活を支援するために、ストマ用装具を携帯できないまま避難せざるを得ない場合に備え、1週間程度の使用量を保健センターで預かり、災害時に預入者の求めに応じて供給できる体制を整える。【市】(6-6) (福祉課、健康推進課)

(災害ボランティアの円滑な受入れ・活動体制の構築)

○災害ボランティアを受け入れるボランティアコーディネーターを養成するなど、災害ボランティアセンターの体制整備を推進する。【市・知多市社会福祉協議会】(8-2) (防災危機管理課)

④ エネルギー

(災害時における燃料の確保)

○災害対策本部のある市役所等において、機能確保に必要となる非常用発電設備用の石油燃料を確保するために、知多石油業協同組合との協定に基づく供給方法の調整、情報伝達訓練を推進する。【市・民間】(2-4) (財政課)

○消防・救急車両及び公用車の燃料確保のために、災害時受援計画を策定し、臨時給油所設置のための資機材等の整備を推進する。【市】(2-4) (財政課、防災危機管理課)

(燃料供給ルートの確保に向けた体制整備)

○ライフライン事業者との防災訓練や協定締結によって、連携強化を推進する。【市・民間】(5-2) (防災危機管理課)

○燃料供給ルートを確実に確保するために、緊急輸送道路などの整備を推進する。【国・県・

市】(5-2) (土木課)

(災害時における電力の確保)

○市役所や消防署等において、電力確保対策のための非常用発電設備の機能強化及び適切な更新を図る。【市】(2-4) (総務課、防災危機管理課、庶務課、公共施設所管課)

(ライフラインの災害対応力強化)

○電力の長期供給停止を発生させないために、発電所、送電線網や電力システムの災害対応力強化及び復旧の迅速化を促進する。【市・民間】(6-1) (防災危機管理課)

○災害に備え、耐震性に優れたガス管への計画的な取替えを促進する。【市・民間】(6-1) (防災危機管理課)

○災害発生時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るために、電気、ガス等ライフライン事業者との協力体制の構築を推進する。【市・民間】(6-1) (防災危機管理課)

(自立・分散型エネルギーの導入の促進)

○災害時のエネルギー供給を確保するための取組を進めるとともに、エネルギー供給源を多様化するために、太陽光発電などの再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する。【国・県・市・民間・地域】(6-1) (防災危機管理課、環境政策課)

⑤ 情報通信

(市民への確実な情報の伝達等)

○情報伝達の不備等による避難行動の遅れが出じないように、防災行政無線等の防災設備の適切な運用・維持管理及び計画的な更新を推進する。【市】(1-6) (防災危機管理課)

○川の増水や氾濫、道路の冠水等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、河川監視カメラの整備を推進する。【国・県・市】(1-6) (防災危機管理課、土木課)

○外国人市民が防災や災害時の対応について理解を深めることができるように、基本的な知識を提供するための啓発事業を実施する。【市】(1-6) (防災危機管理課、市民協働課)

(情報通信機能の耐災害性の強化・高度化)

○電力の供給停止等によって、情報通信が麻痺・長期停止した場合でも、災害情報を市民へ情報伝達できるように、情報通信機能の複線化等、情報システムや通信手段の強化、高度化を推進する。【県・市】(4-1) (防災危機管理課)

○災害時に住民へ確実かつ円滑に情報伝達するために、また、電波法改正に対応するために、

防災行政無線設備の計画的な更新を推進する。【市】(4-1) (防災危機管理課)

(専用通信における事前予防対策)

- 通信機能を確保するために、衛星通信回線の設定、通信ルートの多重化を推進する。【市】(1-6) (防災危機管理課)

(情報提供手段の多様化)

- 市民に警報等の災害情報を確実に伝えることができるように、関係事業者の協力を得て、防災行政無線、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ホームページ、SNS等を用いた伝達手段の多重化、多様化を推進する。【市・民間】(4-2) (防災危機管理課、秘書広報課)
- 防災拠点等において、災害時にも有効に機能する無料公衆無線LANの検討を進める。【市・民間】(4-2) (防災危機管理課、公共施設所管課)
- 災害情報伝達手段の一つとして「ちたまる安全安心メルマガ」への登録を推進する。【市】(4-2) (防災危機管理課)

(適時・適切・確実な情報の発信)

- 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告などの避難情報は、適切な時機に、迅速かつ確実に発令するとともに、外国人、高齢者、障がい者などの、要配慮者にも情報を確実に伝えることができるように、多様な手段による情報提供を推進する。【市・民間】(1-6) (防災危機管理課、秘書広報課)

(効果的な教育・啓発の推進)

- ちたまる安全安心メルマガ、広報ちた、SNS、ホームページ等を活用した広報活動によって、災害発生時の早期避難などについて住民の意識啓発を推進する。【市】(1-6) (防災危機管理課、秘書広報課)

(災害情報の収集体制の強化)

- 被害状況の早期把握、二次災害の防止、復旧計画の速やかな立案等に役立てるために、住民からの通報、現場職員からの報告、観測データなど、災害情報の収集体制の強化を推進する。
【県・市】(7-3) (防災危機管理課)

(風評被害を防止する的確な情報発信のための体制強化)

- 災害発生時に、風評被害等に対応するために、的確な情報発信のための体制強化を推進する。
【市】(7-7) (防災危機管理課、秘書広報課、商工振興課、農業振興課)

⑥ 産業・経済

(企業防災力の強化)

- 企業の防災意識及び防災力の向上を図るために、事業所における防災訓練・消防訓練の充実・強化を推進する。【市・民間】(1-1)(防災危機管理課、予防課)
- 企業を地域コミュニティの一員として捉え、地域で行われる防災訓練等への積極的な参加を推進する。【市・地域・民間】(1-1)(防災危機管理課、予防課)
- 市内企業の防災意識の向上を図るために、要請に応じて、地震・津波等に関する出前講座を実施する。【市・民間】(5-1)(防災危機管理課)
- 発災直後の社内での災害対応や社員が帰宅困難な状態になることに備えるために、食糧、飲料水、毛布などの企業内備蓄を啓発する。【市・民間】(5-1)(防災危機管理課)

(企業BCP策定の促進等)

- 市内企業の事業継続や早期復旧を可能とするために、BCP策定に関する情報提供や周知・啓発を推進する。【市・民間】(5-1)(防災危機管理課、商工振興課)

⑦ 交通・物流

(物資輸送ルートの確保・道路等の災害対策の推進・基幹的交通ネットワークの確保)

- 物資輸送ルートを確実に確保するために、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備を推進する。【国・県・市】(2-1、2-4、5-4、6-4)(朝倉駅周辺整備推進室、土木課)
- 緊急輸送道路等における重要な橋りょうは、橋りょう本体の耐震補強を推進する。【国・県・市】(2-1、2-4、5-4、6-4)(土木課)
- 避難路や緊急輸送道路となる道路や道路付属物、橋りょう等の維持補修、老朽化対策を推進する。【国・県・市】(2-1、2-4、5-4)(土木課)
- 迅速な輸送道路啓開に向けて、災害時受援計画を策定し、緊急輸送ルートの情報共有、道路啓開に必要な体制整備を推進する。【国・県・市】(2-1、2-4、5-4、6-4)(防災危機管理課、土木課)

(物流ネットワークの整備)

- 物流インフラの災害対応の強化に向けて、道路、橋りょう等の耐震対策等を推進する。【国・県・市】(5-5)(土木課)

(迅速な輸送道路啓開に向けた体制整備)

- 迅速な輸送道路啓開に向けて、災害時受援計画を策定し、緊急輸送ルートの情報共有、道路啓開に必要な体制整備を推進する。【国・県・市】(2-1、2-4、5-4、6-4)(防災危機管理課、土木課)
- 大規模自然災害発生時に、道路上の放置車両や立ち往生車両によって救助活動、緊急物資輸

送等災害応急対策に支障を生じることが懸念されるため、道路管理者や警察等が連携して、放置車両などの移動を行うなど、緊急車両等通行ルートの早期啓開体制の整備を推進する。

【国・県・市】(6-4) (土木課)

- 南海トラフ地震対策中部圏戦略会議が策定・公表している「早期復旧支援ルート確保手順(中部版 くしの歯作戦)」について、関係機関の役割を具体化し、計画の実効性向上を推進する。【国・県・市】(6-4、7-2) (土木課)

(幹線交通分断に伴うリスクの想定及び対策の推進)

- 地震や津波、洪水、高潮等の浸水想定を踏まえて、幹線道路が分断するリスクの想定とともに対策の検討を推進する。【県・市】(8-4) (防災危機管理課)

(基幹インフラ復旧等の大幅な遅れへの対応)

- 基幹インフラの広域的な損壊によって復旧・復興が大幅に遅れる事態を想定した対策について、関係機関と連携を図りながら総合的な取組を推進する。【県・市】(8-4) (防災危機管理課)

(帰宅困難者等支援対策の推進)

- 帰宅困難者対策は、行政、事業所、学校などの多岐に課題が及ぶことから、大規模災害発生時における従業員や児童・生徒の保護についての啓発を推進する。【市・民間】(2-5) (防災危機管理課、商工振興課、学校教育課)
- 鉄道の不通によって発生する帰宅困難者に対する支援策として、食糧・飲料水、徒歩帰宅支援マップなどの備蓄品配備を推進する。【市】(2-5) (防災危機管理課)

(物資調達体制の強化・受援体制の構築)

- 被災者に物資を確実かつ迅速に届けることができるように、災害時受援計画を策定し、物資の要請体制、調達体制、輸送体制等、供給の仕組みの整備を推進する。【市】(2-1) (防災危機管理課)

(孤立集落等の発生を防ぐ施設整備等の推進)

- 孤立の可能性のある集落等につながる道路の整備を推進する。特に津波浸水や土砂災害による被害が想定される地域等では、道路網の充実に努める。【市】(2-2) (土木課)

（農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化）

- 農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力強化のために、土地改良施設の耐震化、老朽化対策等のハード対策と、地区農業団体と連携した施設の保全・管理や施設管理者の体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する。【県・市】（5-5）（農業振興課）

（農地や農業水利施設等の保全管理と体制整備）

- 地域の主体性・協働力を活かした農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理及び自立的な防災・復旧活動の体制整備を推進する。【県・市・地域】（7-6）（農業振興課）

（農業用ため池の安全性の向上）

- 周辺住民の生命・財産を守るために、農業用ため池の老朽化対策や地震対策を推進する。
【県・市】（1-5、7-4）（農業振興課）
- 農業用ため池について、地震や集中豪雨などによって堤体が決壊した場合の被害を周知し、周辺住民の防災意識の向上を図るために、ハザードマップの作成・配布の実施を推進する。
【県・市】（1-5、7-4）（農業振興課）

（食糧の確保）

- 市民の生活を確保するために、食糧等の計画的な備蓄を行うとともに、事業者等との協定締結によって食糧等の確保を推進する。【市・民間】（5-5）（防災危機管理課）

⑨ 環境

（災害廃棄物処理計画の推進）

- 知多市災害廃棄物処理計画の実行性を高めるために、教育・訓練による人材育成等を行い、災害廃棄物処理体制の充実を推進する。【市】（8-1）（ごみ対策課）

（災害時の廃棄物の処理体制の整備）

- 知多市災害廃棄物処理計画に基づき、災害時にし尿等の処理を適正かつ円滑に実施できる体制整備を推進する。【市】（6-3）（環境政策課）

（廃棄物処理施設の災害対応力の強化）

- 老朽化したごみ焼却施設の計画的な改修を推進する。【市】（8-1）（ごみ対策課）
- 廃棄物処理施設の災害対応力の強化として、廃棄物の広域的な処理体制の整備を推進する。
【市】（8-1）（ごみ対策課）

（マンホールトイレの整備）

○大規模地震における避難所のトイレ不足に対応するために、避難所に指定されている小中学校等に整備した災害用マンホールトイレの適切な利用に向けて周知・啓発を行う。【市】(6-3、6-6) (防災危機管理課、下水道課)

(有害物質の漏えい等の防止対策の推進)

○有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するために、企業における化学物質の管理方法や事故発生時の対応計画策定等の事前対策の強化に対する啓発及び大規模な出火や有害物資の流出が発生した際の周知体制の強化を推進する。【市・民間】(7-5) (環境政策課、予防課)

(円滑な遺体の処置に向けた体制等の確保)

○遺体の処置を円滑に行うために、遺体安置所の確保、物資等の整備や訓練を実施するとともに、老朽化した火葬施設の計画的な改修及び火葬場の体制整備を推進する。【市・民間】(2-7、8-2) (環境政策課)

⑩ 土地利用及び地域保全

(河川・海岸施設の強化)

○津波・高潮による浸水を防ぐために、老朽化した堤防護岸の補強、堤防高の低い箇所のかさ上げを推進する。【県・市】(1-3、7-2) (土木課)

○河川の河口部や海岸にある水門等は、地震発生時においても操作が可能となるように、耐震対策を推進する。また、地震後の地域の排水機能を確保するために、排水機場等の耐震対策を推進する。【県・市】(1-3、7-2) (農業振興課、土木課)

(海岸保全施設等の整備)

○大規模な地震・津波に備え、名古屋港の高潮防波堤や防潮壁などの防災施設の整備を推進する。【国・名古屋港管理組合・県・市】(5-3) (企画情報課、土木課)

(土砂災害対策の推進)

○台風や集中豪雨等による土砂災害に対し、人的被害を防止するために、土砂災害防止施設(急傾斜地崩壊防止施設)の整備を着実に推進する。【国・県・市】(1-5) (土木課)

○土砂災害警戒区域の指定がされた地区は、土砂災害の危険性や避難の重要性を周知するために、土砂災害ハザードマップの作成・配布の実施を推進する。【市】(1-5) (土木課)

○土砂災害の危険性や避難の重要性を周知するために、住民説明会の開催や土砂災害を想定し

た避難訓練を実施し、住民の防災意識向上を推進する。【市・地域】(1-5) (防災危機管理課、土木課)

- 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設における避難確保計画の策定、避難訓練の実施を推進する。【市・民間・地域】(1-5) (防災危機管理課)

(治山対策の推進)

- 市街地等の周辺にある保安林の機能を高度に発揮させ、山地災害の防止等と併せて生活環境を保全・形成するために、森林の造成改良整備等を推進する。【県・市】(1-5、7-6) (緑と花の推進課)

(効果的な教育・啓発の推進)

- 住民が的確な避難行動を取ることができるようにするために、避難場所、避難所、災害危険地域等を明示した防災マップ、洪水時の浸水実績を示したハザードマップ(浸水実績図)などを配布・公表することで、住民への意識啓発を推進する。【市】(1-6) (防災危機管理課、土木課)

イ 横断的分野

① リスクコミュニケーション

(地域コミュニティ力の強化に向けた支援)

- 地域防災の担い手であるコミュニティや町内会、自主防災会等の大規模災害発生時の対応力を向上させるために、防災訓練・教育、防災リーダーの養成などの支援を推進する。【市・地域】(8-3) (防災危機管理課、市民協働課)

(避難所運営体制の整備)

- 地域が主体的に避難所の運営管理ができるように、避難所運営マニュアルの活用・周知を推進する。【市】(6-6) (福祉課)
- 町内会や自主防災会等と避難所運営に関する訓練を通じて、地域が主体的に避難所の管理運営を行うことができるように意識啓発を推進する。【市・地域】(6-6) (防災危機管理課、福祉課)

(避難所用備蓄品及び救助用資機材の確保)

- 各コミュニティや自主防災会等が整備する災害対応用備蓄品や資機材について、その購入支援を行うことで地域における備蓄品や資機材の確保を推進する。【市・地域】(6-6) (防災危機管理課、市民協働課)

(地域防災力の強化)

○地域防災力を向上させるために、コミュニティ・自主防災会による防災訓練・初期消火訓練等の充実・強化を推進する。【市・地域】(1-1) (防災危機管理課、予防課)

○研修会への派遣や出前講座の開催によって、防災リーダーや自主防災会の育成を推進する。
【市・地域】(1-1) (防災危機管理課)

(企業防災力の強化)

○企業の防災意識及び防災力の向上を図るために、事業所における防災訓練・消防訓練の充実・強化を推進する。【市・民間】(1-1) (防災危機管理課、予防課)

○企業を地域コミュニティの一員として捉え、地域で行われる防災訓練等への積極的な参加を推進する。【市・地域・民間】(1-1) (防災危機管理課、予防課)

(石油コンビナート地区の災害時連携体制の確立)

○石油コンビナート地区において、災害時の連携体制を確立するために、関係機関が加盟する協議会による各種検証や情報共有を行うほか、地区内の企業が連携する地域連携BCPの普及、流出油処理や火災への対応に関する海上保安庁との業務提携などを図る。【国・県・市・民間】(5-3) (防災危機管理課、商工振興課、予防課)

(要配慮者等への支援体制の整備)

○コミュニケーション支援ボードを各避難所に配置し、高齢者や障がい者、外国人等の避難所生活支援を推進する。【市】(6-6) (福祉課)

(効果的な教育・啓発の推進)

○ちたまる安全安心メルマガ、広報ちた、SNS、ホームページ等を活用した広報活動によって、災害発生時の早期避難などについて住民の意識啓発を推進する。【市】(1-6) (防災危機管理課、秘書広報課)

○災害に対する知識と的確な避難行動の知識を教育・啓発するために、防災まちづくり講演会や中学生を対象としたジュニア防災リーダー養成講座等を開催し、防災教育を推進する。
【市】(1-6) (防災危機管理課)

(備蓄の推進)

○防災訓練、出前講座、防災教育での啓発によって、各家庭における備蓄を推進する。【市・民間・地域】(2-1) (防災危機管理課)

(帰宅困難者等支援対策の推進)

○帰宅困難者対策は、行政、事業所、学校などの多岐に課題が及ぶことから、大規模災害発生時における従業員や児童・生徒の保護についての啓発を推進する。【市・民間】(2-5) (防災危機管理課、商工振興課、学校教育課)

(災害時防犯体制の強化)

○大規模災害の発生後における住宅侵入盗などの街頭犯罪の多発を抑止するために、平常時から自主防犯団体への支援を行い、地域における防犯活動の強化を推進する。【市・地域】(3-1) (市民協働課)

(風評被害を防止する的確な情報発信のための体制強化)

○災害発生時に、風評被害等に対応するために、的確な情報発信のための体制強化を推進する。【市】(7-7) (防災危機管理課、秘書広報課、商工振興課、農業振興課)

(災害ボランティアの円滑な受入れ・活動体制の構築)

○災害ボランティアを受け入れるボランティアコーディネーターを養成するなど、災害ボランティアセンターの体制整備を推進する。【市・知多市社会福祉協議会】(8-2) (防災危機管理課)

(津波・高潮に強い地域づくり)

○避難対象地域では、その地域の自主防災会との協働によって作成した津波避難経路図を活用し、早期避難を目指した避難訓練の実施を推進する。【市・地域】(1-3) (防災危機管理課)

(河川氾濫からの減災に係る取組の実施)

○知多半島圏域水防災協議会でとりまとめる「知多半島圏域に係る取組方針」に沿った河川氾濫に対する減災の取組を国・県・市が連携して継続的に推進する。【国・県・市・地域】(1-4) (土木課)

(ハード・ソフトを組み合わせた浸水対策の推進)

○大規模水害を未然に防ぐために、土地利用と一体となった減災対策や、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うための防災情報の高度化、地域水防力の強化等のソフト対策をハード対策と組み合わせて実施することによって、より効果的な浸水対策を推進する。【国・県・市・地域】(1-4) (防災危機管理、土木課)

(土砂災害対策の推進)

- 土砂災害の危険性や避難の重要性を周知するために、住民説明会の開催や土砂災害を想定した避難訓練を実施し、住民の防災意識向上を推進する。【市・地域】(1-5) (防災危機管理課、土木課)

② 老朽化対策

(公共施設の耐震化・老朽化対策の推進)

- 大規模地震発災時における公園施設、保育施設、高齢者施設、学校施設等の安全性の向上を図るために、施設の耐震化・老朽化対策を推進する。【市】(1-1) (公共施設所管課)

(避難所施設の老朽化対策及び耐震化の推進)

- 避難者の安全な避難所生活を確保するために、避難所に指定されている学校施設等の老朽化対策及び内外壁の落下等を防止する非構造部材の耐震化を推進する。【市】(6-6) (市民協働課、学校教育課、生涯学習課)

(河川・海岸施設の強化)

- 津波・高潮による浸水を防ぐために、老朽化した堤防護岸の補強、堤防高の低い箇所のかさ上げを推進する。【県・市】(1-3、7-2) (土木課)

(市街地における河川・海岸施設等の強化)

- 河川・海岸施設、水門、排水機場等の耐震化・老朽化対策を推進する。【県・市】(1-4) (農業振興課、土木課)
- 市管理河川において、堤防背後が低い地区における河川堤防の老朽程度を把握するとともに、河川の維持水位を低下させるための河川改修を計画的に推進する。【市】(1-4) (土木課)

(水道施設の耐震化・老朽化対策の推進)

- 安全・安心な給水を確保するために、水道施設の老朽化対策と合わせて耐震対策を推進する。【市】(2-1) (水道課)
- 被災時に配水場から市街地まで配水する主要な配水管(基幹配水管)の耐震化を進めるとともに、老朽化が進行している配水管の更新を計画的に進める。【市】(6-2) (水道課)

(下水道施設の耐震化・老朽化対策の推進)

○災害時の下水道施設の破損による機能停止や交通障害の発生を防止するために、南部浄化センター、中継ポンプ場及び汚水管きょ等の更新及び耐震化を推進する。【市】(6-3) (下水道課)

(農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化)

○農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力強化のために、土地改良施設の耐震化、老朽化対策等のハード対策と、地区農業団体と連携した施設の保全・管理や施設管理者の体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する。【県・市】(5-5) (農業振興課)

(廃棄物処理施設の災害対応力の強化)

○老朽化したごみ焼却施設の計画的な改修を推進する。【市】(8-1) (ごみ対策課)

③ 産学官民・広域連携

(ライフラインの災害対応力強化)

○災害発生時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るために、電気、ガス等ライフライン事業者との協力体制の構築を推進する。【市・民間】(6-1) (防災危機管理課)

(復旧体制の強化)

○大規模自然災害発生時の水道施設損傷に対する応急処置や復旧を行う要員及び資機材を確保するために、関係業者の協力体制の整備を推進する。【市・民間】(6-2) (水道課)

(迅速な輸送道路啓開に向けた体制整備)

○南海トラフ地震対策中部圏戦略会議が策定・公表している「早期復旧支援ルート確保手順(中部版 くしの歯作戦)」について、関係機関の役割を具体化し、計画の実効性向上を推進する。【国・県・市】(6-4、7-2) (土木課)

(災害時の広域連携の推進)

○災害発生時に広域的な応援を受けることができるように、関係機関、他の自治体との協定を締結することで災害時に物資調達がスムーズに実施できる体制の構築を推進する。【市】(2-1) (防災危機管理課、企画情報課)

○災害発生時に広域的な応援を受けることができるように、自衛隊・警察・消防・海上保安庁・TEC-FORCE (緊急災害対策派遣隊)・DMAT (災害時派遣医療チーム)を始めとする応援部隊等の受入れ拠点、緊急輸送ルートの確保などをまとめた災害時受援計画を策定し、広域における連携を推進する。【市】(3-2) (防災危機管理課)

(広域的な応援体制の確立)

○大規模自然災害発生時の断水に速やかに対応するために、他都市からの給水車の受入れなど広域的な応援体制の確立を推進する。【市】(6-2)(水道課)

(廃棄物処理施設の災害対応力の強化)

○廃棄物処理施設の災害対応力の強化として、廃棄物の広域的な処理体制の整備を推進する。
【市】(8-1)(ごみ対策課)

(災害時の廃棄物の処理体制の整備)

○知多市災害廃棄物処理計画に基づき、災害時にし尿等の処理を適正かつ円滑に実施できる体制整備を推進する。【市】(6-3)(環境政策課)

第5 計画推進の方策

1 計画の推進体制

計画の推進に当たっては、市長を会長とする知多市防災会議を中心とした全部局横断的な体制の下、取組を推進します。

また、地域強靱化を実効あるものとするために、市だけでなく、国、県、近隣自治体等の行政機関、市民、民間事業者等の関係者が連携・協力・調整し、強靱化の取組を推進します。

2 計画の進捗管理

本計画を適切に進捗・管理するために、「第4 2 推進すべき施策の方針」で掲載した各施策を具体化した強靱化に資する事業・取組を、施策分野別にアクションプランとしてまとめ、計画的に実施します。アクションプランは、毎年度終了ごとに進捗状況を確認することとし、併せて指標に基づく目標の達成状況の把握、検証を行い、計画・実施・評価・改善のPDCAサイクルを回すことによって計画を推進します。

3 計画の見直し

本計画は強靱化の方針や方向性を示すものであり、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、また、総合計画とも整合を図るために、概ね10年ごとに計画全体を見直すこととします。ただし、毎年度の進捗管理を行う中で、新たに実施すべき事業が発生した場合などは、適宜必要な見直しを行います。

(別紙)

1 リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

目標 (1) 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護を最大限図ることができる

1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による多数の死傷者の発生

(住宅・建築物等の耐震化)

○昭和 56 年以前に着工された木造住宅に対する無料耐震診断や耐震改修、除却、シェルター設置の補助、非木造住宅に対する耐震診断の補助、ブロック塀の除却の補助を実施するとともに、既存建築物の耐震性の向上を推進するために、啓発活動を積極的に実施する必要がある。(都市計画課)

(家具等の転倒防止対策及びガラスの飛散防止対策の推進)

○地震動による家具等の転倒やガラスの飛散による被害を防ぐために、家具等転倒防止対策事業を推進するとともに、出前講座等によってガラス飛散防止対策の普及・啓発を図る必要がある。(防災危機管理課、長寿課)

(災害に強いまちづくりの推進)

- 市街地の災害防除の面から、避難・延焼遮断空間の確保、狭あい道路の解消のために、道路・公園などの公共施設の整備を継続実施していく必要がある。(都市計画課、土木課、緑と花の推進課)
- 災害時に大きな被害が想定される密集市街地等を対象に、防災対策に資する計画的な都市基盤整備を展開するとともに、地域住民が実施する防災対策に資する事業を支援することによって、市街地の防災空間の拡大に取り組んでいく必要がある。(防災危機管理課、市民協働課、都市計画課、予防課)
- 管理不全の空家は、地震による倒壊の危険性や管理の不徹底による防火・防犯上の問題などが指摘されているため、これらの空家に対する取組として、空家等対策計画を策定し、適正管理や除却等を促す必要がある。(都市計画課)
- 狭あい道路の対策は、安全で良好な居住環境の確保と災害に強いまちづくりのために、幅員 1.8 メートル以上 4 メートル未満の狭あい道路の道路後退用地の取得を推進する必要がある。(土木課)

(地域防災力の強化)

○災害時発災直後の減災効果を高めるには、地域の防災力の充実・強化が大切であるため、地域防災力の要となるコミュニティや自主防災会による防災訓練・初期消火訓練等を充実・強化していく必要がある。(防災危機管理課、予防課)

- 地域防災力向上のために、研修会への派遣や出前講座の開催によって、防災リーダーや自主防災会の育成を推進する必要があるとともに、避難所運営をスムーズに実施できるようにするために、女性の担い手の養成にも取り組んでいく必要がある。(防災危機管理課)

(企業防災力の強化)

- 企業の防災意識及び防災力の向上を図るために、事業所における防災訓練・消防訓練の充実・強化を図る必要がある。(防災危機管理課、予防課)
- 企業と地域が連携した自発的な防災活動に取り組むために、企業を地域コミュニティの一員として捉え、地域で行われる防災訓練等への積極的な参加を推進していく必要がある。(防災危機管理課、予防課)

(公共施設の非構造部材の耐震化等の推進)

- 大規模地震発災時の災害対応拠点や避難所となる公共施設では、内外壁や吊り天井等の落下によって施設が使用困難とならないように、非構造部材の落下防止対策を推進していく必要がある。(公共施設所管課)

(公共施設の耐震化・老朽化対策の推進)

- 大規模地震発災時における公園施設、保育施設、高齢者施設、学校施設等の安全性の向上を図るために、施設の耐震化・老朽化対策を推進する必要がある。(公共施設所管課)

1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による多数の死傷者の発生

(不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進)

- 建物等の耐震改修の促進に関する法律に規定する、病院、学校及び劇場、駅、大規模集客施設等不特定多数の人が利用する特定建築物、その他の防災上重要な建築物について、耐震性の向上を図るために、民間施設関係団体等へ耐震化の必要性の啓発に取り組む必要がある。(都市計画課)

(公共施設の非構造部材の耐震化等の推進)

- 大規模地震発災時の災害対応拠点や避難所となる公共施設では、内外壁や吊り天井等の落下によって施設が使用困難とならないように、非構造部材の落下防止対策を推進していく必要がある。(公共施設所管課)

(不特定多数の者が利用する建築物等の防火・耐火対策)

- 消防法に規定する防火対象物は、防火管理者を必ず選任させ、消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の点検整備、火気の使用又は取扱いに関する指導を徹底していく必要がある。(予防課)
- 防火対象物は、消防法の規定に基づく消防用設備等の完全設置を推進し、当該対象物における防火管理体制の強化を図る必要がある。(予防課)
- 不特定多数の者が利用する建物の防火・耐火性能を保持するために、定期的に施設及び設備の安全点検を行い、危険箇所又は補修が必要な箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る必要がある。(公共施設所管課)

1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

(津波・高潮に強い地域づくり)

- 津波・高潮による浸水の危険性のある地域では、津波避難ビルの指定・確保について調査・研究していく必要がある。(防災危機管理課)
- 避難対象地域では、その地区の自主防災会等と市が協働して、津波避難経路図を作成し、早期避難を目指した避難訓練を各自主防災会等と実施していく必要がある。(防災危機管理課)
- 要配慮者利用施設の利用者の津波発生時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、津波災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の所有者又は管理者に、避難確保計画の策定、避難訓練の実施が義務化された。このため、津波災害警戒区域内にある要配慮者利用施設における避難確保計画の策定、避難訓練の実施を支援する必要がある。(防災危機管理課)

(避難場所・避難路の確保・整備等)

- 現在、避難地として避難場所、避難所を指定しているが、引き続き災害対策基本法施行令に定める基準に従って、災害の危機が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する必要がある。(防災危機管理課)
- 被災した場合に避難路としての使用が見込まれる道路は、見通しの確保、安全性の向上等、避難の円滑化に必要な整備を行う必要がある。(土木課)
- 避難路を確保するために、橋りょう等の耐震化、老朽化対策を推進する必要がある。(土木課)

(河川・海岸施設の強化)

- 津波・高潮による浸水を防ぐために、老朽化した堤防護岸の補強、堤防高の低い箇所のかさ上げについて、関係機関への働きかけなどを含めた積極的な取組が必要である。(土木課)

- 河川の河口部や海岸にある水門等は、地震発生時においても操作が可能となるような耐震対策や、地震後の地域の排水機能を確保するために、排水機場等の耐震対策について、関係機関への働きかけなどを含めた積極的な取組が必要である。(農業振興課・土木課)

1-4 大規模地震や異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水での多数の死傷者の発生

(市街地における河川・海岸施設等の強化)

- 河川・海岸施設、水門等の耐震化・機能強化のための改修、排水機場や管きょ、貯留施設等の浸水対策施設の整備などの耐震化・老朽化対策を国・県・市が連携して推進する必要がある。(農業振興課、土木課)
- 本市が管理する河川は、準用河川を始めとし末端水路にまで至るが、堤防の損傷に起因する浸水を未然に防止するために、堤防背後の低い地区の河川堤防の老朽程度を把握するとともに、河川の維持水位を低下させるための河川改修を計画的に促進する必要がある。(土木課)

(雨水対策の推進)

- 大雨等による市街地の浸水被害を防止するために、雨水管や排水路、調整池等を計画的・継続的に整備していく必要があるとともに、市街地における雨水排除を図るために、ポンプ場、下水管きょの新設又は改修を行い、予想される被害を未然に防止する必要がある。(土木課、下水道課)

(ハザードマップの作成・周知・啓発)

- 国及び県は、水防法に基づき洪水予報を実施する河川又は特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川で、洪水浸水想定区域を指定したときは、市に洪水浸水想定等の情報を提供する。現在、県が想定最大規模の洪水浸水想定区域の公表や調査を行っており、市内河川で浸水想定図が公表され、洪水浸水想定区域の指定を受けた場合に、早期に洪水ハザードマップを作成し、住民への周知・啓発を行う必要がある。(1-4) (土木課)

(河川氾濫からの減災に係る取組の実施)

- 知多半島圏域水防災協議会でとりまとめる「知多半島圏域に係る取組方針」に沿った河川氾濫に対する減災の取組を国・県・市が連携して継続的に推進していく必要がある。(防災危機管理課、土木課)
- 要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の所有者又は管理者に、避難確保計画の策

定、避難訓練の実施が義務化された。このため、市内の河川において洪水浸水想定区域の指定がされた場合に、区域内にある要配慮者利用施設における避難確保計画の策定、避難訓練の実施を支援する必要がある。(防災危機管理課)

(ハード・ソフトを組み合わせた浸水対策の推進)

- 大規模水害を未然に防ぐために、土地利用と一体となった減災対策や、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うための防災情報の高度化、地域水防力の強化、自らの生命及び生活を守ることができるように災害に対する意識の醸成と地域で助け合えるような地域防災力の向上といったソフト対策をハード対策と組み合わせて実施することによって、より効果的な浸水対策を国・県・市・地域が連携して実施していく必要がある。(防災危機管理課、土木課)

1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

(土砂災害対策の推進)

- 台風や集中豪雨等による土砂災害に対し、人的被害を防止するために、土砂災害防止施設(急傾斜地崩壊防止施設)の整備の働きかけなど、国・県・市が連携して事業を着実に実施していく必要がある。(土木課)
- 土砂災害警戒区域の指定がされた地区は、土砂災害の危険性或避難の重要性を周知するために、土砂災害ハザードマップを作成するとともに、影響地区の各世帯への配布を実施していく必要がある。(土木課)
- 土砂災害の危険性或避難の重要性を周知するために、住民説明会の開催や、県・市・地域の連携のもと土砂災害を想定した避難訓練を実施するなど、住民の防災意識の向上を図る必要がある。(防災危機管理課、土木課)
- 要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の所有者又は管理者に、避難確保計画の策定、避難訓練の実施が義務化された。このため、土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設における避難確保計画の策定、避難訓練の実施を支援する必要がある。(防災危機管理課)

(治山対策の推進)

- 市街地等の周辺にある保安林の機能を高度に発揮させ、山地災害の防止等と併せて生活環境を保全・形成するために、森林の造成改良整備等を実施していく必要がある。(緑と花の推進課)

(農業用ため池の安全性の向上)

- 周辺住民の生命・財産を守るために、農業用ため池は、老朽化対策や地震対策の必要性に応じ、順次整備を推進する必要がある。(農業振興課)
- 豪雨や地震の発生などによって堤体が決壊した場合に人家等に大きな被害を与えるおそれのある農業用ため池は、周辺住民の防災意識の向上を図るために、ハザードマップを作成・配布していく必要がある。(農業振興課)

(避難場所・避難路の確保・整備等)

- 現在、避難地として避難場所、避難所を指定しているが、引き続き災害対策基本法施行令に定める基準に従って、災害の危機が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する必要がある。(防災危機管理課)

1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

(効果的な教育・啓発の推進)

- 住民が的確な避難行動を取ることができるようにするために、避難場所、避難所、災害危険地域等を明示した防災マップ、洪水時の浸水実績を示したハザードマップ(浸水実績図)などを配布・公表することで、住民への意識啓発を図る必要がある。(防災危機管理課、土木課)
- ちたまる安全安心メルマガ、広報ちた、SNS、ホームページ等を活用した広報活動によって、災害発生時の早期避難などについて住民の意識啓発を推進する必要がある。(防災危機管理課、秘書広報課)
- 若い世代に対し、災害に関する知識と的確な避難行動の知識を教育・啓発することは、迅速な避難行動の開始や、教育・啓発を受けた生徒等が家庭で話題とすることによる知識の拡散など、大きな効果が期待できることが東日本大震災でも報告されているため、中学生などを対象とした防災教育・啓発を実施していく必要がある。(防災危機管理課)

(市民への確実な情報の伝達等)

- 情報伝達の不備等による避難行動の遅れが出ないように、防災行政無線等の防災設備を適切に運用・維持管理するとともに、計画的に更新していく必要がある。(防災危機管理課)
- 川の水位情報を市民に伝達するために、津波による遡上、河川の増水や氾濫、道路の冠水等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、河川監視カメラの整備を進める必要がある。(防災危機管理課)
- 外国人市民が防災や災害時の対応について理解を深めることができるように、基本的な知識を提供するための啓発事業を実施する必要がある。(防災危機管理課、市民協働課)

(適時・適切・確実な情報の発信)

- 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告などの避難情報は、空振りをおそれず、適切な時機に、迅速かつ確実に発令する必要がある。また、外国人、高齢者、障がい者など、要配慮者にも情報を確実に伝えることができるように、防災行政無線による放送、災害情報共有システム(Lアラート)によるテレビ・ラジオによる伝達、携帯電話事業者との連携による緊急速報メールの配信など、多様な手段によって情報提供をする必要がある。(防災危機管理課、秘書広報課)

(専用通信における事前予防対策)

- 発災時の通信機能を確保するために、衛星通信回線の設定、バックアップ回線の設定、通信ルートの二重化等を進めるとともに、移動無線、携帯電話等の資機材の充実を図ることによって災害への備えに取り組んでいく必要がある。(防災危機管理課)

目標(2) 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む。)

2-1 被災地での食糧・飲料水等の生命に関わる物資供給の長期停止

(物資輸送ルートの確保)

- 大規模地震等の災害発生時においても、経済活動、市民に及ぼす影響を最小化し、災害時応急活動及び警戒宣言発令時対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員、救助・救急、医療活動のためのエネルギー等の物資輸送ルートを確実に確保するために、緊急輸送道路や幹線道路など、基幹的交通ネットワークの整備を進める必要がある。(朝倉駅周辺整備推進室、土木課)
- 緊急輸送道路や避難所への物資輸送ルートなどにある重要な橋りょうは、大規模地震発生時においても通行ができるように、橋りょう本体の耐震補強を推進する必要がある。(土木課)
- 大規模災害時に被害の軽減を図り、円滑な避難、救助活動及び物資輸送等を可能にするために、避難路、緊急輸送道路となる道路、道路付属物、橋りょう等の維持補修、老朽化対策を進める必要がある。(土木課)

(迅速な輸送道路啓開に向けた体制整備)

- 迅速な輸送道路啓開に向けて、災害時受援計画を策定し、緊急輸送ルートの情報共有、道路啓開に必要な体制を整備する必要がある。(防災危機管理課、土木課)

（水道施設の耐震化・老朽化対策の推進）

- 大規模地震等の災害発生時においても迅速に水道施設を稼働させ、安全・安心な給水を確保するために、水道施設の老朽化対策と合わせて耐震対策を推進する必要がある。（水道課）

（物資調達体制の強化・受援体制の構築）

- 被災者に物資を確実にかつ迅速に届けることができるように、災害時受援計画を策定し、物資の要請体制、調達体制、輸送体制等、供給の仕組みを整備する必要がある。（防災危機管理課）

（備蓄の推進）

- 避難所への避難者及び在宅避難など避難所以外にいる避難者に食糧、飲料水等を提供するために、備蓄計画に基づき、必要とされる食糧・飲料水等の備蓄を行うとともに、東日本大震災や平成28年熊本地震などの経験から、避難所などにおける必要物資の研究・検討を行っていく必要がある。（防災危機管理課）
- 家庭内での食糧・飲料水等の備蓄は、「3日程度」を啓発してきたが、現在は「3日間(できれば1週間分)」となっているため、家庭内での食糧・飲料水等の備蓄量の増強について、防災訓練、出前講座、防災教育等で啓発していく必要がある。（防災危機管理課）

（災害時の広域連携の推進）

- 災害発生時に広域的な応援を受けることができるように、関係機関、他の自治体との協定を締結することで災害時に物資調達がスムーズに実施できる体制を構築する必要がある。（防災危機管理課、企画情報課）

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

（孤立集落等の発生を防ぐ施設整備等の推進）

- 災害時の救助や輸送等のために、孤立の可能性がある集落等につながる道路の整備を推進する必要がある。特に津波浸水や土砂災害による被害が想定される地域等では、道路網の充実に努める必要がある。（土木課）

（情報収集・伝達手段の充実）

- 災害時に必要な情報を確実に収集・伝達するために、防災行政無線の整備、デジタル無線・衛星携帯電話の配備、メール配信システムの導入など、多様な手段を取り入れているが、より多くの市民へ情報が確実に伝達できるように、更なる伝達手段の整備について検討を進める必要がある。（防災危機管理課）

2-3 自衛隊、警察、消防、海上保安庁等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(災害対応の体制・資機材強化)

- 大規模自然災害発生時に、自衛隊、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、海上保安庁が連携し、迅速な救助・救急活動を実施することができるよう合同訓練や情報交換の機会を設け、災害発生時に相互が連携して活動できる体制を構築していく必要がある。(防災危機管理課、予防課、消防署)

(消防力の強化)

- 消防署・出張所等の各施設を適切に維持管理するとともに、通信機能など時代に合わせ積極的な機能強化を図る必要がある。また、機能の不足や老朽化した施設は、災害発生時にその役割を果たすことができるように計画的な改修、移転・建替えを検討していく必要がある。(庶務課)
- 大規模化、複雑多様化する各種災害に対応するために、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づく消防施設整備計画によって、消防車両や消防水利等の施設、設備を計画的に更新・整備する必要がある。(庶務課)

(消防団の災害対応力の強化)

- 地域防災力の維持・向上に必要不可欠な存在である消防団は、その活動が活発に実施できるように活動環境の整備や処遇改善、市民の消防団活動への理解を深めることで消防団員の入団促進を図るとともに、複雑多様化する各種災害に適切に対応できるように、その知識・技能を向上させるための訓練を充実・強化する必要がある。(庶務課)
- 地域の災害活動拠点である消防団詰所や消防団車両、資機材等の装備を充実・強化する必要がある。(庶務課)

2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

(災害時における燃料の確保)

- 災害対策本部のある市役所等において、機能確保に必要な非常用発電設備用の石油燃料を確保するために、知多石油業協同組合との協定に基づく供給方法の調整、情報伝達訓練を実施していく必要がある。(財政課)
- 災害発生時に救助・救急活動、道路啓開活動、物資輸送を行う消防・救急車両及び公用車の燃料を確保するために、災害時受援計画を策定し、臨時給油所設置のための資機材等の整備を図っておく必要がある。(財政課、防災危機管理課)

(災害時における電力の確保)

- 災害発生時、行政機能の中核である市役所、救助・救急活動の拠点である消防署等は、電力供給がストップした場合でも、その機能が維持できるように、停電発生時の電力確保施設である非常用発電設備について、機能強化の検討や適切な更新を行っていく必要がある。(総務課、防災危機管理課、庶務課、公共施設所管課)

(道路等の災害対策の推進)

- 大規模地震等の災害発生時において、経済活動、市民に及ぼす影響を最小化し、災害時応急活動及び警戒宣言発令時対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員、救助・救急、医療活動のためのエネルギー等の物資輸送ルートを実実に確保するために、緊急輸送道路や幹線道路など、基幹的交通ネットワークの整備を進める必要がある。(朝倉駅周辺整備推進室、土木課)
- 緊急輸送道路や避難所への物資輸送ルートなどにある重要な橋りょうは、大規模地震発生時においても通行ができるように、橋りょう本体の耐震補強を推進する必要がある。(土木課)
- 大規模災害時に被害の軽減を図り、円滑な避難、救助活動及び物資輸送等を可能にするために、避難路や緊急輸送道路となる道路や道路付属物、橋りょう等の維持補修、老朽化対策を進める必要がある。(土木課)
- 各避難所へ迅速に物資を輸送するために、また、救助・救急、医療活動に必要なエネルギーを円滑に輸送するためには、通行不能となった輸送ルートの道路啓開を迅速に実施することが重要であり、災害時受援計画を策定し、「早期復旧支援ルート確保手順(中部版 くしの歯作戦)」で指定されている幹線道路や緊急輸送ルートの情報共有、道路啓開に必要な体制を整備する必要がある。(防災危機管理課、土木課)

2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生による混乱

(帰宅困難者等支援対策の推進)

- 大規模災害発生時に帰宅困難者を発生させないために、各事業所や学校に従業員や児童・生徒をその場に留めるなど、従業員や児童・生徒の保護について啓発し、帰宅困難者発生を少しでも低減させるための取組が必要である。(防災危機管理課、商工振興課、学校教育課)
- 電車不通によって発生する帰宅困難者に対する支援として、食糧、飲料水、防寒用ブランケット、徒歩帰宅支援マップなどの配備を図っていく必要がある。(防災危機管理課)

2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

(災害時の医療機能の確保・充実)

- 大規模災害発生時には、医師団・歯科医師会・薬剤師会とともに応急救護活動を実施することとなっているため、災害時の活動が円滑に進むように平時から医師団・歯科医師会・薬剤師会と防災訓練などを通じた連携強化を図る必要がある。(健康推進課)
- DMAT(災害時派遣医療チーム)の運用を行う「知多半島医療圏災害医療対策会議」を所管する半田保健所と、大規模災害時の医師などの派遣について会議を通じて連携を強化していく必要がある。(防災危機管理課、健康推進課)
- 災害発生時には、知多保健所に防災WEBメール等によって、被害状況報告及び保健師派遣・応援要請を行うことから、迅速な保健師応援要請ができるように、平時から知多保健所と伝達訓練などを通じて連携強化を図る必要がある。(防災危機管理課、健康推進課)

(要配慮者等への支援体制の整備)

- 避難所における長期避難生活が困難となる高齢者や障がい者などの要配慮者等が二次的に避難する場所を確保するために、社会福祉施設などとの福祉避難所に関する協定の締結を進め、福祉避難所の拡充を図っていく必要がある。(福祉課、長寿課)

2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

(資機材・防疫体制の整備)

- 災害発生時には、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件が重なり、感染症などの疾病が発生し、又は多発するおそれが生じる。こうした感染症の流行を未然に防止するために、感染症に関する資機材を整備するとともに、民間事業者等と防疫に関する協定の締結を進めることによって、迅速な防疫活動を実施する必要がある。(環境政策課)

(円滑な遺体の処置に向けた体制等の確保)

- 遺体の処置を円滑に行うために、遺体安置所の確保、物資等の整備や訓練を実施するとともに、老朽化した火葬施設の計画的な改修及び火葬場の体制整備を推進する必要がある。(環境政策課)

目標（3）大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化

（災害時防犯体制の強化）

- 災害時、留守宅への「空き巣」や、休業中の商店などに侵入する「店舗荒らし」「自販機荒らし」などの街頭犯罪の多発を抑制し、地域の安全・安心を確保するためには、警察機能だけでなく、地域による見回りなどの防犯活動が有効な手段となってくる。このため、平常時から地域の自主防犯団体への支援を行うことで、地域における防犯活動の強化を図っていく必要がある。（市民協働課）

3-2 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

（業務継続計画の作成及び見直し）

- 災害発生時に迅速な災害応急対策活動や復旧・復興の主体として重要な役割を担うことから、その業務の継続と早期復旧を図るために、「知多市業務継続計画」を平成28年2月に策定し、定期的に改訂作業を行っている。今後も全ての部署の協力を得て、計画を定期的に見直すとともに職員へ計画の周知を図っていく必要がある。（防災危機管理課）

（市所管施設の機能確保）

- 災害発生時には、市役所を始めとした公共施設は救助・救急活動、災害応急対策活動の活動拠点となることや、小中学校、公民館等は避難所として活用されることから、想定される地震や津波等に対して耐震補強や改修といった施設の整備、非常用発電設備の整備といった機能面の充実を図る必要がある。（公共施設所管課）
- 大規模地震発災時の災害対応拠点や避難所となる公共施設では、内外壁や吊り天井等の落下によって施設が使用困難とならないように、非構造部材の落下防止対策を推進していく必要がある。（公共施設所管課）

（災害対策本部の機能確保）

- 現在、大規模自然災害が発生した際には、市役所庁舎に災害対策本部と事務局を設置することとなっている。この庁舎は、耐震改修工事は既の実施しているものの、建築後50年近く経過しており、地震の揺れなどによって内外壁、吊り天井などの落下による機能制限が発生することが危惧されるため、災害発生時に救助・救急活動、災害応急対策活動といった対策の中心として機能する災害対策本部や、広域受援によって来訪する応援部隊の活動拠点として防災センターを新庁舎の建設と併せて整備し、災害発生時に指揮命令系統が機能するように維持する必要がある。（総務課、防災危機管理課）

(災害時の広域連携の推進)

- 市は、災害発生時に円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるように、自衛隊・警察・消防・海上保安庁・TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）・DMAT（災害時派遣医療チーム）を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルートの確保などをまとめた災害時受援計画を策定しておく必要がある。（防災危機管理課）

目標（４）大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

(情報通信機能の耐災害性の強化・高度化)

- 電力の供給停止によって、情報通信が麻痺・長期停止した場合でも、災害情報を市民へ情報伝達できるように、有線通信機能・無線通信機能の併用といった情報通信機能の複線化、同報系防災行政無線親局及び各子局への非常用予備電源配備、設備の耐震・防火・防水対策など情報システムや通信手段の耐災害性の強化、高度化を進める必要がある。（防災危機管理課）
- 本市の防災行政無線は、デジタル化方式で整備し運用してきたが、設備の老朽化、電波法改正による不適合といった問題点を抱えている。災害時に住民へ確実かつ円滑に情報伝達するために、防災行政無線設備を計画的に更新していく必要がある。（防災危機管理課）

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等による災害情報が必要な者に伝達できない事態

(情報提供手段の多様化)

- 市民に警報等の災害情報を確実に伝えることができるように、複数の通信手段を活用した情報伝達が必要であるため、関係事業者の協力を得て、防災行政無線、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ホームページ、SNS等を用いた伝達手段の多重化、多様化を進めていく必要がある。（防災危機管理課、秘書広報課）
- 防災拠点等において、無料公衆無線LANを整備することは、情報を的確に伝達することに有効であるため、災害時においても災害発生状況、警報等の発令情報などの情報収集機能として有効に機能する無料公衆無線LANについて、検討を進めていく必要がある。（防災危機管理課、公共施設所管課）
- 災害情報、警報等発令情報、火災情報等を市民に伝達するために、「ちたまる安全安心メルマガ」を運用している。現在約6,400人の登録があるが、市からの災害情報伝達手段の一つとして、更なる登録者の増加を図る必要がある。（防災危機管理課）

目標（５）大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む。）
を機能不全に陥らせない

５－１ サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

（企業BCP策定の促進等）

- 災害時、市内企業の事業資産の損害を最小限に留め、事業継続や早期復旧を可能とするために、事業継続計画（BCP）策定に関し、愛知県等で実施しているBCP策定に関する支援策などの情報提供や周知・啓発を進めていく必要がある。（防災危機管理課、商工振興課）

（企業防災力の強化）

- 市内企業の防災意識の向上を図るために、要請に応じて、地震・津波等に関する出前講座を実施する必要がある。（防災危機管理課）
- 発災直後の社内での災害対応や社員が帰宅困難な状態になることに備えるために、食糧、飲料水、毛布などの企業内備蓄を啓発する必要がある。（防災危機管理課）

５－２ 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

（燃料供給ルートの確保に向けた体制整備）

- ライフライン事業者との防災訓練や情報提供・災害時の活動拠点の連携といった協定を締結することによって、災害発生時の連携強化を進めていく必要がある。（防災危機管理課）
- 燃料供給ルートを実際に確保し、サプライチェーンを維持するために、緊急輸送道路の耐震化などの整備を進めていく必要がある。（土木課）

５－３ コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

（石油コンビナート地区の災害時連携体制の確立）

- 関係４消防本部（名古屋市消防局、東海市消防本部、知多市消防本部、海部南部消防組合消防本部）で構成する名古屋港臨海石油コンビナート防災協議連絡会への参加及び特別防災区域内事業所で構成される知多市石油コンビナート等特別防災区域保安連絡協議会との協力によって、各種検証や情報共有を行っているほか、流出油処理や火災対応等について海上保安庁と業務提携を行っており、引き続き連携を図っていく必要がある。（防災危機管理課、商工振興課、予防課）

（危険な物質を扱う施設における防災対策）

- 大規模災害時に市街地への被害拡大の防止を図るために、法令に基づく定期的な検査等を通じた施設の適正管理及びエネルギー関連施設、危険な物質を取扱う施設の大規模災害への対策及び老朽化対策を促す必要がある。（予防課）

(コンビナート災害等への対応力の強化)

- 愛知県石油コンビナート等防災計画を踏まえ、コンビナート災害等の発生・拡大の防止を図るために、関係機関による合同訓練に参加するとともに、被災状況等の情報共有や大規模・特殊災害対応体制、装備資機材等の機能向上を図る必要がある。(庶務課、予防課、消防署)

(有害物質の漏えい等の防止対策の推進)

- 有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するために、企業における化学物質の管理方法や事故発生時の対応計画策定等の事前対策の強化に対する啓発や、大規模な出火や有害物資の流出が発生した際の周知体制の強化を図っていく必要がある。(環境政策課、予防課)

(海岸保全施設等の整備)

- 大規模な地震・津波に備え、引き続き、名古屋港における高潮防波堤や防潮壁などの防災施設の整備を働きかける必要がある。(企画情報課、土木課)

5-4 基幹的交通ネットワークの機能停止

(道路等の災害対策の推進)

- 大規模地震等の災害発生時においても、経済活動、市民に及ぼす影響を最小化し、災害時応急活動及び警戒宣言発令時対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員、救助・救急、医療活動のためのエネルギー等の物資輸送ルートを実実に確保するために、緊急輸送道路や幹線道路など、基幹的交通ネットワークの整備を進める必要がある。(朝倉駅周辺整備推進室、土木課)
- 緊急輸送道路や避難所への物資輸送ルートなどにある重要な橋りょうは、大規模地震発生時においても通行ができるように、橋りょう本体の耐震補強を推進する必要がある。(土木課)
- 大規模災害時に被害の軽減を図り、円滑な避難、救助活動及び物資輸送等を可能にするために、避難路や緊急輸送道路となる道路や道路付属物、橋りょう等の維持補修、老朽化対策を進める必要がある。(土木課)
- 各避難所へ迅速に物資を輸送するために、また、救助・救急、医療活動に必要なエネルギーを円滑に輸送するためには、通行不能となった輸送ルートの道路啓開を迅速に実施することが重要であり、この迅速な輸送道路啓開に向けて、災害時受援計画を策定し、「早期復旧支援ルート確保手順(中部版 くしの歯作戦)」で指定されている幹線道路や緊急輸送ルートの情報共有、道路啓開に必要な体制を整備する必要がある。(防災危機管理課、土木課)

5-5 食糧等の安定供給の停滞

(物流ネットワークの整備)

- 物流インフラの災害対応の強化に向けて、道路、橋りょう等の耐震対策等を推進する必要がある。(土木課)

(食糧の確保)

- 大規模災害が発生した際、避難生活を送る市民等の生活を確保するために、食糧や飲料水などを計画的に備蓄していく必要があるとともに、備蓄した食糧だけでなく、事業者等との連携による食糧等の安定的な供給を行うために、協定締結によって食糧等の確保を進めていく必要がある。(防災危機管理課)

(農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化)

- 農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力強化のために、土地改良施設の耐震化、老朽化対策等の災害対応力強化のためのハード対策と、地域コミュニティと連携した施設の保全・管理や施設管理者の体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する必要がある。(農業振興課)

目標(6) 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・ガスサプライチェーンの機能停止

(ライフラインの災害対応力強化)

- 電力の長期供給停止を発生させないために、発電所、送電線網や電力システムの災害対応力強化及び復旧の迅速化を促す必要がある。(防災危機管理課)
- 災害に備え、耐震性に優れたガス管への計画的な取替えを促す必要がある。(防災危機管理課)
- 災害発生時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るために、電気、ガス等ライフライン事業者との協力体制を構築する必要がある。(防災危機管理課)

(自立・分散型エネルギーの導入の促進)

- 災害時のエネルギー供給を確保するための取組を進めるとともに、エネルギー供給源を多様化するために、太陽光発電などの再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進していく必要がある。(防災危機管理課、環境政策課)

6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止

(水道施設の耐震化・老朽化対策の推進)

- 大規模自然災害発生時における水道水の安定供給を図るために、配水場から市街地まで水道水を供給する主要な配水管（基幹配水管）の耐震化を進めるとともに、老朽化が進行している水道管路の更新を計画的に進める必要がある。（水道課）

(広域的な応援体制の確立)

- 大規模自然災害発生時に配水場、ポンプ場や配水管の損傷による断水が発生し、避難所など地域への水道水供給が止まってしまう事態を想定し、応急給水について速やかに対応するために、他都市からの給水車の受入れ体制の確保など広域的な応援体制を確立していく必要がある。（水道課）

(復旧体制の強化)

- 大規模自然災害発生時の断水を早期に解消し、水道水供給の再開を図るために、損傷した配水場、ポンプ場や配水管に対する応急処置や復旧を行う要員及び資機材を確保しておく必要がある。このため、関係業者の協力体制の整備を行っておく必要がある。（水道課）

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(マンホールトイレの整備)

- 大規模地震における避難所のトイレ不足に対応するために、避難所に指定されている小中学校等に整備した災害用マンホールトイレの適切な利用に向けて周知・啓発を行う必要がある。（防災危機管理課、下水道課）

(下水道施設の耐震化・老朽化対策の推進)

- 災害時の下水道施設の破損による機能停止や交通障害の発生を防止するために、南部浄化センター、中継ポンプ場及び汚水管きよ等の更新及び耐震化を推進する必要がある。（下水道課）

(災害時の廃棄物の処理体制の整備)

- 知多市災害廃棄物処理計画に基づき、災害時にし尿等の処理を適正かつ円滑に実施できる体制を整備しておく必要がある。（環境政策課）

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

(基幹的交通ネットワークの確保)

- 大規模地震等の災害発生時においても、経済活動、市民に及ぼす影響を最小化し、災害時応急活動及び警戒宣言発令時対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員、救助・救急、医療活動のためのエネルギー等の物資輸送ルートを実実に確保するために、緊急輸送道路や幹線道路など、基幹的交通ネットワークの整備を進める必要がある。(朝倉駅周辺整備推進室、土木課)
- 緊急輸送道路や避難所への物資輸送ルートなどにある重要な橋りょうは、大規模地震発生時においても通行ができるように、橋りょう本体の耐震補強を推進する必要がある。(土木課)

(迅速な輸送道路啓開に向けた体制整備)

- 迅速な輸送道路啓開に向けて、災害時受援計画を策定し、緊急輸送ルートの情報共有、道路啓開に必要な体制を整備する必要がある。(防災危機管理課、土木課)
- 大規模自然災害発生時に、道路上の放置車両や立ち往生車両によって救助活動、緊急物資輸送等災害応急対策に支障を生じることが懸念されるため、道路管理者や警察等が連携して、放置車両などの移動を行うなど、緊急車両等通行ルートの早期啓開を行う体制を整備する必要がある。(土木課)
- 臨海部の企業への物資輸送や復旧資機材を実実に確保できるように、南海トラフ地震対策中部圏戦略会議が策定・公表している「早期復旧支援ルート確保手順(中部版 くしの歯作戦)」について、関係機関の役割を具体化し、計画の実効性向上を図っていく必要がある。(土木課)

6-5 大規模自然災害等による用水の供給の途絶

(水の安定供給体制の確保)

- 大規模自然災害発生時においても安定した給水を行うことが可能となる受水体制を目指し、災害発生時復旧対策の策定、関係機関の連携等ソフト対策を推進する必要がある。(水道課)

6-6 避難所の機能不足等による避難者の生活に支障が出る事態

(避難所運営体制の整備)

- 大規模自然災害発生時に開設する避難所では、避難生活が長期に渡ることから、避難者による避難所運営が想定されているため、地域が主体的に避難所の運営管理ができるように整備している避難所運営マニュアルを周知する必要がある。(福祉課)

- 町内会や自主防災会等と避難所運営に関する訓練を通じて、地域が主体的に避難所の管理運営を行うことができるよう意識啓発に取り組む必要がある。(防災危機管理課、福祉課)
- 大規模自然災害発生時に避難所を開設した際、避難所運営マニュアル等が作成されていても、初期段階からスムーズに避難所の開設、運営体制を構築していくことは大変難しいことから、特に初期段階での避難所開設・運営を主導していくために、主たる避難所である小中学校、まちづくりセンター、公民館等の近隣に在住する職員を避難所派遣職員として指定し、円滑な避難所開設・運営体制の強化を図る必要がある。(防災危機管理課)

(避難所施設の老朽化対策及び耐震化の推進)

- 東日本大震災や平成 28 年熊本地震では、避難所となる公共施設の内外壁の落下や非構造部材の落下によって避難所として使用できなかった公共施設が見受けられた。避難者の安全な避難所生活を確保するために、避難所に指定されている学校施設等の老朽化対策及び内外壁の落下等を防止する非構造部材の耐震化を推進する必要がある。(市民協働課、学校教育課、生涯学習課)

(避難所施設の環境改善)

- 避難生活を安心して送ることができるように、多目的トイレの設置やトイレの洋式化など、避難所施設の環境改善を図るとともに、災害情報等を迅速に提供できるように、テレビ、ラジオ等の情報伝達機器の設置を推進する必要がある。(公共施設所管課)

(避難所用備蓄品及び救助用資機材の確保)

- 主たる避難所である小中学校、まちづくりセンター等に備蓄している避難所用備蓄品について、避難者の良好な生活環境の確保に向け、内容の見直しを行うとともに、適切な量を確保していく必要がある。(防災危機管理課)
- 大規模自然災害発生時に共助の中心として活動する各自主防災会にはその地域特性を踏まえた資機材や備蓄品の確保が必要であるため、コミュニティや自主防災会等が整備する災害対応用備蓄品や資機材について、コミュニティ等へ積極的に支援することで、地域における備蓄品や資機材の確保を図っていく必要がある。(市民協働課、防災危機管理課)

(マンホールトイレの整備)

- 大規模地震における避難所のトイレ不足に対応するために、避難所に指定されている小中学校等に整備した災害用マンホールトイレの適切な利用に向けて周知・啓発を行う必要がある。(防災危機管理課、下水道課)

(要配慮者等への支援体制の整備)

- 災害時において避難行動要支援者の安否確認や避難誘導を円滑に行うことができるように、日頃から市と地域が連携して避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者（災害時要援護者）の登録制度の普及、登録者拡大に向けた啓発活動を進めていく必要がある。（福祉課、長寿課）
- 避難所運営を行う人と避難者である高齢者や障がい者、外国人等とのコミュニケーションを手助けするものとして、コミュニケーション支援ボードを各避難所に配置し、要配慮者の避難所生活を支援していく必要がある。（福祉課）
- オストメイトの避難生活を支援するために、ストマ用装具を携帯できないまま避難せざるを得ない場合に備え、災害時に預入者の求めに応じて供給できる体制を整える必要がある。（福祉課、健康推進課）

目標（7）制御不能な二次災害を発生させない

7-1 市街地での大規模火災の発生

(救助・救急活動能力の充実・強化)

- 大規模地震災害などの災害現場での救助・救急活動能力を高めるために、活動に必要な救助資機材、高度救命処置資機材等を充実させるとともに、教育訓練の充実・強化を図っていく必要がある。（庶務課、消防署）
- 大規模地震災害などの災害現場での救助・救急活動において、消防や警察とともに地域で活動していく消防団、自主防災会について、市・地域が一体となって組織の充実・強化を図っていく必要がある。（庶務課）

(災害に強いまちづくりの推進)

- 市街地の災害防除の面から、避難・延焼遮断空間の確保、狭あい道路の解消のために、道路・公園などの公共施設の整備を継続実施していく必要がある。（都市計画課、土木課、緑と花の推進課）
- 災害時に大きな被害が想定される密集市街地等を対象に、防災対策に資する計画的な都市基盤整備を展開するとともに、地域住民が実施する防災対策に資する事業を支援することによって、市街地の防災空間の拡大に取り組んでいく必要がある。（防災危機管理課、市民協働課、都市計画課、予防課）
- 管理不全の空家は、地震による倒壊の危険性や管理の不徹底による防火・防犯上の問題などが指摘されていることから、これらの空家に対する取組として、空家等対策計画を策定し、適正管理や除却等を促す必要がある。（都市計画課）

- 狭あい道路の対策は、安全で良好な居住環境の確保と災害に強いまちづくりのために、幅員 1.8 メートル以上 4 メートル未満の狭あい道路の道路後退用地の取得を推進する必要がある。（土木課）

7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

（河川・海岸施設の強化）

- 津波・高潮による浸水を防ぐために、老朽化した堤防護岸の補強、堤防高の低い箇所のかさ上げについて、関係機関への働きかけなどを含めた積極的な取組が必要である。（土木課）
- 河川の河口部や海岸にある水門等は、地震発生時においても操作が可能となるような耐震対策や、地震後の地域の排水機能を確保するため排水機場等の耐震対策について、関係機関への働きかけなどを含めた積極的な取組が必要である。（土木課、農業振興課）

（危険な物質を扱う施設における防災対策）

- 大規模災害時に市街地への被害拡大の防止を図るために、法令に基づく定期的な検査等を通じた施設の適正管理及びエネルギー関連施設、危険な物質を取扱う施設の大規模災害への対策及び老朽化対策を促す必要がある。（予防課）

（コンビナート災害等への対応力の強化）

- 愛知県石油コンビナート等防災計画を踏まえ、コンビナート災害等の発生・拡大の防止を図るために、関係機関による合同訓練に参加するとともに、被災状況等の情報共有や大規模・特殊災害対応体制、装備資機材等の機能向上を図る必要がある。（庶務課、予防課、消防署）

（有害物質の漏えい等の防止対策の推進）

- 有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するために、企業における化学物質の管理方法や事故発生時の対応計画策定等の事前対策の強化に対する啓発や、大規模な出火や有害物資の流出が発生した際の周知体制の強化を図っていく必要がある。（環境政策課、予防課）

（臨海部の物流ルートの確保）

- 臨海部の企業への物資輸送や復旧資機材を確実に確保できるように、南海トラフ地震対策中部圏戦略会議が策定・公表している「早期復旧支援ルート確保手順（中部版 くしの歯作戦）」について、関係機関の役割を具体化し、計画の実効性向上を図っていく必要がある。

7-3 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

(沿道の通行障害建築物の耐震化の促進)

- 緊急輸送道路や避難路等の機能及び安全を確保するために、道路等に面する建築物の耐震診断、耐震改修の実施やブロック塀・屋外看板等の耐震対策、落下防止対策に対する所有者への指導・助言を進めていく必要がある。(都市計画課)

(災害情報の収集体制の強化)

- 被害状況の早期把握、二次災害の防止、復旧計画の速やかな立案等に役立てるために、住民からの通報、現場職員からの報告、観測データなど、災害情報の収集体制の強化を推進する必要がある。(防災危機管理課)

7-4 排水機場等の防災施設、ため池等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(ため池等の防災対策の推進)

- 周辺住民の生命・財産を守るために、農業用ため池は、老朽化対策や地震対策の必要性に応じた整備を推進する必要がある。(農業振興課)
- 豪雨や地震の発生などにより堤体が決壊した場合に人家等に大きな被害を与えるおそれのある農業用ため池は、周辺住民の防災意識の向上を図るために、ハザードマップを作成・配布していく必要がある。(農業振興課)

(排水機場等の防災対策の推進)

- 排水機場等の損壊・機能不全によって排水不良が発生し、浸水が長期化することを防ぐために、排水機場等の耐震化を進めていく必要がある。(農業振興課)
- 災害発生時に、排水機場等が安定的に施設機能の効果を発揮できるように、計画的な整備・維持管理を行う必要がある。(農業振興課)

7-5 有害物質の大規模拡散・流出

(有害物質の漏えい等の防止対策の推進)

- 有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するために、企業における化学物質の管理方法や事故発生時の対応計画策定等の事前対策の強化に対する啓発や、大規模な出火や有害物資の流出が発生した際の周知体制の強化を図っていく必要がある。(環境政策課、予防課)

7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(農地や農業水利施設等の保全管理と体制整備)

- 地域の主体性・協働力を活かした農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や、自立的な防災・復旧活動のための体制を構築していく必要がある。(農業振興課)

(治山対策の推進)

- 市街地等の周辺にある保安林の機能を高度に発揮させ、山地災害の防止等と併せて生活環境を保全・形成するために、森林の造成改良整備等を進めていく必要がある。(緑と花の推進課)

7-7 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

(風評被害を防止する的確な情報発信のための体制強化)

- 災害発生時に、風評被害等に対応するために、マニュアルの作成や情報発信手段の確保など、的確な情報発信のための体制強化を図っていく必要がある。(防災危機管理課、秘書広報課、商工振興課、農業振興課)

目標(8) 大規模自然災害発生後であっても、人口や企業の流出を回避し、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物処理計画の推進)

- 知多市災害廃棄物処理計画に基づき適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物処理を行う実行性を高めるために、教育・訓練による人材育成等を行い、災害廃棄物処理体制の充実を図る必要がある。(ごみ対策課)

(廃棄物処理施設の災害対応力の強化)

- 大規模自然災害発生時に、処理施設の能力の維持を図るために、老朽化したごみ焼却施設の計画的な改修を推進する必要がある。(ごみ対策課)
- 大規模自然災害発生時に、円滑・迅速に災害廃棄物の処理を行う対応力を強化するために、廃棄物の広域的な処理体制の整備を推進する必要がある。(ごみ対策課)

8-2 人材(専門家、コーディネーター、ボランティア、労働者、地域に精通した技術者等)や物資等の不足による復旧・復興が大幅に遅れる事態

(復旧・復興を担う人材等の育成)

- 被災した住宅や宅地の危険度判定を的確に実施するために、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の養成を推進するとともに、訓練等の実施によって実施体制の整備を図る必要がある。(防災危機管理課、都市計画課)

(行政機関の機能低下の回避)

- 大規模自然災害時に、復旧・復興業務に従事する行政職員等が勤務する施設の被災による機能の大幅な低下を回避するために、体制・施設の強化を図る必要がある。(防災危機管理課、公共施設所管課)

(市役所等の機能低下の回避)

- 災害発生時には、市役所や消防本部等は救助・救急活動、災害応急対策活動の活動拠点となることや、小中学校、まちづくりセンター等は避難所として活用されることから、想定される地震や津波等に対して耐震補強や改修といった施設の整備、非常用発電設備の整備といった機能面の充実を図る必要がある。(公共施設所管課)
- 現在、大規模自然災害が発生した際には、市役所庁舎に災害対策本部と事務局を設置することとなっている。この庁舎は、耐震改修工事は既に実施しているものの、建築後50年近く経過しており、地震の揺れなどによって内外壁、吊り天井などの落下による機能制限が発生することが危惧されるため、災害発生時に救助・救急活動、災害応急対策活動といった対策の中心として機能する災害対策本部や、広域受援によって来訪する応援部隊の活動拠点として防災センターを新庁舎の建設と併せて整備し、災害発生時に指揮命令系統が機能するよう維持する必要がある。(総務課、防災危機管理課)
- 災害発生時に迅速な災害応急対策活動や復旧・復興の主体として重要な役割を担うことから、その業務の継続と早期復旧を図るために、「知多市業務継続計画」を平成28年2月に策定し、定期的に改訂作業を行っている。今後も全ての部署の協力を得て、計画を定期的に見直すとともに職員へ計画の周知を図っていく必要がある。(防災危機管理課)

(円滑な遺体の処置に向けた体制等の確保)

- 遺体の処置を円滑に行うために、遺体安置所の確保、物資等の整備や訓練を実施するとともに、老朽化した火葬施設の計画的な改修及び火葬場の体制整備を推進する必要がある。(環境政策課)

(事前復旧・復興計画等の策定)

- 事前復旧・復興計画等を策定し、施設整備や訓練等を行いながら復旧・復興体制の強化を図る必要がある。(防災危機管理課)

(災害ボランティアの円滑な受入れ・活動体制の構築)

- 災害ボランティアを受け入れるボランティアコーディネーターを養成するなど、災害ボランティアセンターの体制を整備する必要がある。(防災危機管理課)

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等による復旧・復興が大幅に遅れる事態

(地域コミュニティ力の強化に向けた支援)

- 地域防災の担い手であるコミュニティや町内会、自主防災会の大規模災害発生時の対応力を向上させるために、防災訓練・教育、防災リーダーの養成などの支援を継続して実施していく必要がある。(防災危機管理課、市民協働課)

(職員・施設等の被災による機能低下の回避)

- 治安の悪化等を防ぐために、業務継続計画の充実による行政機能の低下を抑制するとともに、警察、防犯協力団体との連携を強化する取組を推進する必要がある。(防災危機管理課、市民協働課)

8-4 基幹インフラの損壊による復旧・復興が大幅に遅れる事態

(幹線交通分断に伴うリスクの想定及び対策の推進)

- 大規模自然災害発生時に、基幹的交通ネットワークを機能停止に陥らせないように、地震や津波、洪水、高潮等の浸水想定を踏まえ、幹線道路が分断するリスクの想定とともに対策の検討を進めていく必要がある。(防災危機管理課)

(基幹インフラ復旧等の大幅な遅れへの対応)

- 基幹インフラの広域的な損壊によって復旧・復興が大幅に遅れる事態を想定した対策について、関係機関と連携を図りながら総合的な取組を行っていく必要がある。(防災危機管理課)

(都市機能の適切な配置)

- 立地適正化計画と防災対策との連携を強化することによって、都市機能施設や住居等を適切に配置した災害に強いまちづくりを推進する必要がある。(都市計画課)

(地籍調査の推進)

- 災害後の円滑な復旧・復興を確保するために、土地境界等を明確にしておく地籍調査等を推進する必要がある。(土木課)

8-5 被災者の住居確保等の遅延による生活再建が遅れる事態

(応急仮設住宅・復興住宅の迅速な確保に向けた取組)

- 応急仮設住宅を迅速に提供するために、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保することで、迅速な応急仮設住宅建設に対する取組を進めていく必要がある。(都市計画課)

- 被災者が早期に住居を確保することができるように、県や民間企業との連携によって、公営住宅や民間賃貸住宅等の情報を迅速に把握し、既存ストックの活用を図ることができる体制整備を図る必要がある。（都市計画課）

（自宅住居による生活再建の促進）

- 被災した住宅や宅地の危険度判定を的確に実施するために、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の養成を推進するとともに、訓練等の実施によって実施体制の整備を図る必要がある。（都市計画課）
- 自宅居住による生活再建を促進するために、被災住宅の応急修理を適確かつ迅速にできる体制を構築する必要がある。（防災危機管理課、都市計画課）

（罹災証明書の交付体制の整備）

- 早期の復旧・復興を図るために、罹災証明書交付業務の迅速性と的確性の確保を図っていく必要があるため、従事者を対象とする交付業務の訓練や住家の被害認定調査業務研修に取り組む必要がある。（税務課、市民窓口課、防災危機管理課）

2 施策分野ごとの脆弱性評価結果

ア 個別施策分野

① 行政機能・消防等

【行政機能】

（災害対策本部の機能確保）

- 現在、大規模自然災害が発生した際には、市役所庁舎に災害対策本部と事務局を設置することとなっている。この庁舎は、耐震改修工事は既に実施しているものの、建築後 50 年近く経過しており、地震の揺れなどによって内外壁、吊り天井などの落下による機能制限が発生することが危惧されるため、災害発生時に救助・救急活動、災害応急対策活動といった対策の中心として機能する災害対策本部や、広域受援によって来訪する応援部隊の活動拠点として防災センターを新庁舎の建設と併せて整備し、災害発生時に指揮命令系統が機能するよう維持する必要がある。(3-2) (総務課、防災危機管理課)

（業務継続計画の作成及び見直し）

- 災害発生時に迅速な災害応急対策活動や復旧・復興の主体として重要な役割を担うことから、その業務の継続と早期復旧を図るために、「知多市業務継続計画」を平成 28 年 2 月に策定し、定期的に改訂作業を行っている。今後も全ての部署の協力を得て、計画を定期的に見直すとともに職員へ計画の周知を図っていく必要がある。(3-2、8-2) (防災危機管理課)

（市所管施設の機能確保）

- 災害発生時には、市役所を始めとした公共施設は救助・救急活動、災害応急対策活動の活動拠点となることや、小中学校、まちづくりセンター等は避難所として活用されることから、想定される地震や津波等に対して耐震補強や改修といった施設の整備、非常用発電設備の整備といった機能面の充実を図る必要がある。(3-2) (8-2) (公共施設所管課)

（公共施設の非構造部材の耐震化等の推進）

- 大規模地震発災時の災害対応拠点や避難所となる公共施設では、内外壁や吊り天井等の落下によって施設が使用困難とならないように、非構造部材の落下防止対策を推進していく必要がある。(1-1、1-2、3-2) (公共施設所管課)

(避難所運営体制の整備)

- 大規模自然災害発生時に開設する避難所では、避難生活が長期に渡ることから、避難者による避難所運営が想定されているため、地域が主体的に避難所の運営管理ができるように整備している避難所運営マニュアルを周知する必要がある。(6-6) (福祉課)

(避難所施設の老朽化対策及び耐震化の推進)

- 東日本大震災や平成 28 年熊本地震では、避難所となる公共施設の内外壁の落下や非構造部材の落下によって避難所として使用できなかつた公共施設が見受けられた。避難者の安全な避難所生活を確保するために、避難所に指定されている学校施設等の老朽化対策及び内外壁の落下等を防止する非構造部材の耐震化を推進する必要がある。(6-6) (市民協働課、学校教育課、生涯学習課)

(避難所施設の環境改善)

- 避難生活を安心して送ることができるように、多目的トイレの設置やトイレの洋式化など、避難所施設の環境改善を図るとともに、災害情報等を迅速に提供できるよう、テレビやラジオ等の情報伝達機器の設置を推進する必要がある。(6-6) (公共施設所管課)

(備蓄の推進)

- 避難所への避難者及び在宅避難など避難所以外にいる避難者に食糧、飲料水等を提供するために、備蓄計画に基づき、必要とされる食糧・飲料水等の備蓄を行うとともに、東日本大震災や平成 28 年熊本地震などの経験から、避難所などにおける必要物資の研究・検討を行っていく必要がある。(2-1) (防災危機管理課)

(避難所用備蓄品及び救助用資機材の確保)

- 主たる避難所である小中学校、まちづくりセンター等に備蓄している避難所用備蓄品について、避難者の良好な生活環境の確保に向け、内容の見直しを行うとともに、適切な量を確保していく必要がある。(6-6) (防災危機管理課)

(災害時の広域連携の推進)

- 災害発生時に広域的な応援を受けることができるように、関係機関、他の自治体との協定を締結することで災害時に物資調達スムーズに実施できる体制を構築する必要がある。(2-1) (防災危機管理課、企画情報課)
- 市は、災害発生時に円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるように、自衛隊・警察・消防・海上保安庁・TEC-FORCE (緊急災害対策派遣隊)・DMAT (災害時派遣医療チーム)を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機

材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート確保などをまとめた災害時受援計画を策定しておく必要がある。(3-2) (防災危機管理課)

(行政機関の機能低下の回避)

- 大規模自然災害時に、復旧・復興業務に従事する行政職員等が勤務する施設の被災による機能の大幅な低下を回避するために、体制・施設の強化を図る必要がある。(8-2) (防災危機管理課、公共施設所管課)

(職員・施設等の被災による機能低下の回避)

- 治安の悪化等を防ぐために、業務継続計画の充実による行政機能の低下を抑制するとともに、警察、防犯協力団体との連携を強化する取組を推進する必要がある。(8-2) (防災危機管理課、市民協働課)

(事前復旧・復興計画等の策定)

- 事前復旧・復興計画等を策定し、施設整備や訓練等を行いながら復旧・復興体制の強化を図る必要がある。(8-2) (防災危機管理課)

(罹災証明書の交付体制の整備)

- 早期の復旧・復興を図るために、罹災証明書交付業務の迅速性と的確性の確保を図っていく必要があるため、従事者を対象とする交付業務の訓練や住家の被害認定調査業務研修に取り組む必要がある。(8-5) (税務課、市民窓口課、防災危機管理課)

【消防等】

(災害時防犯体制の強化)

- 災害時、留守宅への「空き巣」や、休業中の商店などに侵入する「店舗荒らし」「自販機荒らし」などの街頭犯罪の多発を抑制し、地域の安全・安心を確保するためには、警察機能だけでなく、地域による見回りなどの防犯活動が有効な手段となってくるため、平常時から地域の自主防犯団体への支援を行うことで、地域における防犯活動の強化を図っていく必要がある。(3-1) (市民協働課)

(消防力の強化)

- 消防署・出張所等の各施設を適切に維持管理するとともに、通信機能など時代に合わせ積極的な機能強化を図る必要があるとともに、機能の不足や老朽化した施設は、災害発生時にその役割を果たすことができるように計画的な改修、移転・建替えを検討していく必要がある。(2-3) (庶務課)

- 大規模化、複雑多様化する各種災害に対応するために、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づく消防施設整備計画によって、消防車両や消防水利等の施設、設備を計画的に更新・整備する必要がある。(2-3) (庶務課)

(災害対応の体制・資機材強化)

- 大規模自然災害発生時に、自衛隊、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、海上保安庁が連携し、迅速な救助・救急活動を実施することができるように合同訓練や情報交換の機会を設け、災害発生時に相互が連携して活動できる体制を構築していく必要がある。(2-3) (防災危機管理課、予防課、消防署)

(救助・救急活動能力の充実・強化)

- 大規模地震災害などの災害現場での救助・救急活動能力を高めるために、活動に必要な救助資機材、高度救命処置資機材等を充実させるとともに、教育訓練の充実・強化を図っていく必要がある。(7-1) (庶務課、消防署)
- 大規模地震災害などの災害現場での救助・救急活動において、消防や警察とともに地域で活動していく消防団、自主防災会について、市・地域が一体となって組織の充実・強化を図っていく必要がある。(7-1) (庶務課)

(消防団の災害対応力の強化)

- 地域防災力の維持・向上に必要不可欠な存在である消防団は、その活動が活発に実施できるように活動環境の整備や処遇改善、市民の消防団活動への理解を深めることで消防団員の入団促進を図るとともに、複雑多様化する各種災害に適切に対応できるように、その知識・技能を向上させるための訓練を充実・強化する必要がある。(2-3) (庶務課)
- 地域の災害活動拠点である消防団詰所や消防団車両、資機材等の装備を充実・強化する必要がある。(2-3) (庶務課)

(不特定多数の者が利用する建築物等の防火・耐火対策)

- 消防法に規定する防火対象物は、防火管理者を必ず選任させ、消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の点検整備、火気の使用又は取扱いに関する指導を徹底していく必要がある。(1-2) (予防課)
- 防火対象物は、消防法の規定に基づく消防用設備等の完全設置を推進し、当該対象物における防火管理体制の強化を図る必要がある。(1-2) (予防課)
- 不特定多数の者が利用する建物の防火・耐火性能を保持するために、定期的に施設及び設備の安全点検を行い、危険箇所又は補修が必要な箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る必要がある。(1-2) (公共施設所管課)

(危険な物質を扱う施設における防災対策)

- 大規模災害時に市街地への被害拡大の防止を図るために、法令に基づく定期的な検査等を通じた施設の適正管理及びエネルギー関連施設、危険な物質を取扱う施設の大規模災害への対策及び老朽化対策を促す必要がある。(5-3) (予防課)

(コンビナート災害等への対応力の強化)

- 愛知県石油コンビナート等防災計画を踏まえ、コンビナート災害等の発生・拡大の防止を図るために、関係機関による合同訓練に参加するとともに、被災状況等の情報共有や大規模・特殊災害対応体制、装備資機材等の機能向上を図る必要がある。(5-3) (庶務課、予防課、消防署)

② 住宅・都市

(住宅・建築物等の耐震化)

- 昭和 56 年以前に着工された木造住宅に対する無料耐震診断や耐震改修、除却、シェルター設置の補助、非木造住宅に対する耐震診断の補助、ブロック塀の除却の補助を実施するとともに、既存建築物の耐震性の向上を推進するために、啓発活動を積極的に実施する必要がある。(1-1) (都市計画課)

(家具等の転倒防止対策及びガラスの飛散防止対策の推進)

- 地震動による家具等の転倒やガラスの飛散による被害を防ぐために、家具等転倒防止対策事業を推進するとともに、出前講座等によってガラス飛散防止対策の普及・啓発を図る必要がある。(1-1) (防災危機管理課、長寿課)

(災害に強いまちづくりの推進)

- 市街地の災害防除の面から、避難・延焼遮断空間の確保、狭あい道路の解消のために、道路・公園などの公共施設の整備を継続実施していく必要がある。(1-1、7-1) (都市計画課、土木課、緑と花の推進課)
- 災害時に大きな被害が想定される密集市街地等を対象に、防災対策に資する計画的な都市基盤整備を展開するとともに、地域住民が実施する防災対策に資する事業を支援することによって、市街地の防災空間の拡大に取り組んでいく必要がある。(1-1、7-1) (防災危機管理課、市民協働課、都市計画課、予防課)
- 管理不全の空家は、地震による倒壊の危険性や管理の不徹底による防火・防犯上の問題などが指摘されている。本市もこれらの空家に対する取組として、空家等対策計画を策定し、適正管理や除却等を促す必要がある。(1-1、7-1) (都市計画課)

- 狭あい道路の対策は、安全で良好な居住環境の確保と災害に強いまちづくりのために、幅員 1.8 メートル以上 4 メートル未満の狭あい道路の道路後退用地の取得を推進する必要がある。(1-1、7-1) (土木課)

(不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進)

- 建物等の耐震改修の促進に関する法律に規定する、病院、学校及び劇場、駅、大規模集客施設等不特定多数の人が利用する特定建築物や、その他の防災上重要な建築物について、耐震性の向上を図るために、民間施設関係団体等へ耐震化の必要性の啓発に取り組む必要がある。(1-2) (都市計画課)

(沿道の通行障害建築物の耐震化の促進)

- 緊急輸送道路や避難路等の機能及び安全を確保するために、道路等に面する建築物の耐震診断、耐震改修の実施やブロック塀・屋外看板等の耐震対策、落下防止対策に対する所有者への指導・助言を進めていく必要がある。(7-3) (都市計画課)

(都市機能の適切な配置)

- 立地適正化計画と防災対策との連携を強化することによって、都市機能施設や住居等を適切に配置した災害に強いまちづくりを推進する必要がある。(8-4) (都市計画課)

(応急仮設住宅・復興住宅の迅速な確保に向けた取組)

- 応急仮設住宅を迅速に提供するために、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保することで、迅速な応急仮設住宅建設に対する取組を進めていく必要がある。(8-5) (都市計画課)
- 被災者が早期に住居を確保することができるように、県や民間企業との連携によって、公営住宅や民間賃貸住宅等の情報を迅速に把握し、既存ストックの活用を図ることができる体制整備を図る必要がある。(8-5) (都市計画課)

(復旧・復興を担う人材等の育成)

- 被災した住宅や宅地の危険度判定を的確に実施するために、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の養成を推進するとともに、訓練等の実施によって実施体制の整備を図る必要がある。(8-2、8-5) (防災危機管理課、都市計画課)

(自宅住居による生活再建の促進)

- 自宅居住による生活再建を促進するために、被災住宅の応急修理を適確かつ迅速にできる体制を構築する必要がある。(8-5) (防災危機管理課、都市計画課)

(避難場所・避難路の確保・整備等)

- 現在、避難地として避難場所、避難所を指定しているが、引き続き災害対策基本法施行令に定める基準に従って、災害の危機が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する必要がある。(1-3、1-5) (防災危機管理課)
- 被災した場合に避難路としての使用が見込まれる道路は、見通しの確保、安全性の向上等、避難の円滑化に必要な整備を行う必要がある。(1-3) (土木課)
- 避難路を確保するために、橋りょう等の耐震化、老朽化対策を推進する必要がある。(1-3) (土木課)

(津波・高潮に強い地域づくり)

- 津波・高潮による浸水の危険性のある地域では、津波避難ビルの指定・確保について調査・研究していく必要がある。(1-3) (防災危機管理課)
- 避難対象地域では、その地区の自主防災会等と市が協働して、津波避難経路図を作成し、早期避難を目指した避難訓練を各自主防災会等と実施していく必要がある。(1-3) (防災危機管理課)
- 要配慮者利用施設の利用者の津波発生時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、津波災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の所有者又は管理者に、避難確保計画の策定、避難訓練の実施が義務化された。このため、津波災害警戒区域内にある要配慮者利用施設における避難確保計画の策定、避難訓練の実施を支援する必要がある。(1-3) (防災危機管理課)

(市街地における河川・海岸施設等の強化)

- 河川・海岸施設、水門等の耐震化・機能強化のための改修、排水機場や管きよ、貯留施設等の浸水対策施設の整備などの耐震化・老朽化対策を国・県・市が連携して推進する必要がある。(1-4) (農業振興課、土木課)
- 本市が管理する河川は、準用河川を始めとし末端水路にまで至るが、堤防の損傷に起因する浸水を未然に防止するために、堤防背後の低い地区の河川堤防の老朽程度を把握するとともに、河川の維持水位を低下させるための河川改修を計画的に促進する必要がある。(1-4) (土木課)

(河川氾濫からの減災に係る取組の実施)

- 知多半島圏域水防災協議会でとりまとめる「知多半島圏域に係る取組方針」に沿った河川氾濫に対する減災の取組を国・県・市が連携して継続的に推進していく必要がある。(1-4) (防災危機管理課、土木課)

- 要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の所有者又は管理者に、避難確保計画の策定、避難訓練の実施が義務化された。このため、市内の河川において洪水浸水想定区域の指定がされた場合に、区域内にある要配慮者利用施設における避難確保計画の策定、避難訓練の実施を支援する必要がある。(1-4) (防災危機管理課)

(ハザードマップの作成・周知・啓発)

- 国及び県は、水防法に基づき洪水予報を実施する河川又は特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川で、洪水浸水想定区域を指定したときは、市に洪水浸水想定等の情報を提供する。現在、県が想定最大規模の洪水浸水想定区域の公表や調査を行っており、市内河川で浸水想定図が公表され、洪水浸水想定区域の指定を受けた場合に、早期に洪水ハザードマップを作成し、住民への周知・啓発を行う必要がある。(1-4) (土木課)

(雨水対策の推進)

- 大雨等による市街地の浸水被害を防止するために、雨水管や排水路、調整池等を計画的・継続的に整備していく必要があるとともに、市街地における雨水排除を図るために、ポンプ場、下水管きょの新設又は改修を行い、予想される被害を未然に防止する必要がある。(1-4) (土木課、下水道課)

(ハード・ソフトを組み合わせた浸水対策の推進)

- 大規模水害を未然に防ぐために、土地利用と一体となった減災対策や、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うための防災情報の高度化、地域水防力の強化、自らの生命及び生活を守ることができるよう災害に対する意識の醸成と地域で助け合えるような地域防災力の向上といったソフト対策をハード対策と組み合わせて実施することによって、より効果的な浸水対策を国・県・市・地域が連携して実施していく必要がある。(1-4) (防災危機管理課、土木課)

(排水機場等の防災対策の推進)

- 排水機場等の損壊・機能不全によって排水不良が発生し、浸水が長期化してしまうことを防ぐために、排水機場等の耐震化を進めていく必要がある。(7-4) (農業振興課)
- 災害発生時に、排水機場等が安定的に施設機能の効果を発揮できるように、計画的な整備・維持管理を行う必要がある。(7-4) (農業振興課)

(水道施設の耐震化・老朽化対策の推進)

- 大規模地震等の災害発生時においても迅速に水道施設を稼働させ、安全・安心な給水を確保するために、水道施設の老朽化対策と合わせて耐震対策を推進する必要がある。(2-1) (水道課)

(広域的な応援体制の確立)

- 大規模自然災害発生時に配水場、ポンプ場や配水管の損傷による断水が発生し、避難所など地域への水道水供給が止まってしまう事態を想定し、応急給水について速やかに対応するために、他都市からの給水車の受入れ体制の確保など広域的な応援体制を確立していく必要がある。(6-2) (水道課)

(復旧体制の強化)

- 大規模自然災害発生時の断水を早期に解消し、水道水供給の再開を図るために、損傷した配水場、ポンプ場や配水管に対する応急処置や復旧を行う要員及び資機材を確保しておく必要がある。このため、関係業者の協力体制の整備を行っておく必要がある。(6-2) (水道課)

(水の安定供給体制の確保)

- 大規模自然災害発生時においても安定した給水を行うことが可能となる受水体制を目指し、災害発生時復旧対策の策定、関係機関の連携等ソフト対策を推進する必要がある。(6-5) (水道課)

(下水道施設の耐震化・老朽化対策の推進)

- 災害時の下水道施設の破損による機能停止や交通障害の発生を防止するために、南部浄化センター、中継ポンプ場及び污水管きよ等の更新及び耐震化を推進する必要がある。(6-3) (下水道課)

③ 保健医療・福祉

(災害時の医療機能の確保・充実)

- 大規模災害発生時には、医師団・歯科医師会・薬剤師会とともに応急救護活動を実施することとなっているため、災害時の活動が円滑に進むように平時から医師団・歯科医師会・薬剤師会と防災訓練などを通じた連携強化を図る必要がある。(2-6) (健康推進課)
- DMAT (災害時派遣医療チーム)の運用を行う「知多半島医療圏災害医療対策会議」を所管する半田保健所と、大規模災害時の医師などの派遣について会議を通じて連携を強化していく必要がある。(2-6) (防災危機管理課、健康推進課)

- 災害発生時には、知多保健所に防災WEBメール等によって、被害状況報告及び保健師派遣・応援要請を行うことから、迅速な保健師応援要請ができるように、平時から知多保健所と伝達訓練などを通じて連携強化を図る必要がある。(2-6) (防災危機管理課、健康推進課)

(防疫体制の整備)

- 災害発生時には、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件が重なり、感染症などの疾病が発生し、又は多発するおそれが生じることから、感染症の流行を未然に防止するために、感染症に関する資機材を整備するとともに、民間事業者等と防疫に関する協定の締結を進めることによって、迅速な防疫活動を実施する必要がある。(2-7) (環境政策課)

(要配慮者等への支援体制の整備)

- 避難所における長期避難生活が困難となる高齢者や障がい者などの要配慮者等が二次的に避難する場所を確保するために、社会福祉施設などとの福祉避難所に関する協定の締結を進め、福祉避難所の拡充を図っていく必要がある。(2-6) (福祉課、長寿課)
- 災害時において避難行動要支援者の安否確認や避難誘導を円滑に行うことができるように、日頃から市と地域が連携して避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者(災害時要援護者)の登録制度の普及、登録者拡大に向けた啓発活動を進めていく必要がある。(6-6) (福祉課、長寿課)
- 避難所運営を行う人と避難者である高齢者や障がい者、外国人等とのコミュニケーションを手助けするものとして、コミュニケーション支援ボードを各避難所に配置し、要配慮者の避難所生活を支援していく必要がある。(6-6) (福祉課)
- オストメイトの避難生活を支援するために、ストマ用装具を携帯できないまま避難せざるを得ない場合に備え、災害時に預入者の求めに応じて供給できる体制を整える必要がある。(6-6) (福祉課、健康推進課)

(災害ボランティアの円滑な受入れ・活動体制の構築)

- 災害ボランティアを受け入れるボランティアコーディネーターを養成するなど、災害ボランティアセンターの体制を整備する必要がある。(8-2) (防災危機管理課)

④ エネルギー

(災害時における燃料の確保)

- 災害対策本部のある市役所等において、機能確保に必要となる非常用発電設備用の石油燃料を確保するために、知多石油業協同組合との協定に基づく供給方法の調整、情報伝達訓練を実施していく必要がある。(2-4) (財政課)

- 災害発生時に救助・救急活動、道路啓開活動、物資輸送を行う消防・救急車両及び公用車の燃料を確保するために、災害時受援計画を策定し、臨時給油所設置のための資機材等の整備を図っておく必要がある。(2-4) (財政課、防災危機管理課)

(燃料供給ルートの確保に向けた体制整備)

- ライフライン事業者との防災訓練や情報提供・災害時の活動拠点の連携といった協定を締結することによって、災害発生時の連携強化を進めていく必要がある。(5-2) (防災危機管理課)
- 燃料供給ルートを実際に確保し、サプライチェーンを維持するために、緊急輸送道路の耐震化などの整備を進めていく必要がある。(5-2) (土木課)

(災害時における電力の確保)

- 災害発生時、行政機能の中核である市役所、救助・救急活動の拠点である消防署等は、電力供給がストップした場合でも、その機能が維持できるように、停電発生時の電力確保施設である非常用発電設備について、機能強化の検討や適切な更新を行っていく必要がある。(2-4) (総務課、防災危機管理課、庶務課、公共施設所管課)

(ライフラインの災害対応力強化)

- 電力の長期供給停止を発生させないために、発電所、送電線網や電力システムの災害対応力強化及び復旧の迅速化を促す必要がある。(6-1) (防災危機管理課)
- 災害に備え、耐震性に優れたガス管への計画的な取り換えを促す必要がある。(6-1) (防災危機管理課)
- 災害発生時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るために、電気、ガス等ライフライン事業者との協力体制を構築する必要がある。(6-1) (防災危機管理課)

(自立・分散型エネルギーの導入の促進)

- 災害時のエネルギー供給を確保するための取組を進めるとともに、エネルギー供給源を多様化するために、太陽光発電などの再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進していく必要がある。(6-1) (防災危機管理課、環境政策課)

⑤ 情報通信

(市民への確実な情報の伝達等)

- 情報伝達の不備等による避難行動の遅れが出ないように、防災行政無線等の防災設備を適切に運用・維持管理するとともに、計画的に更新していく必要がある。(1-6) (防災危機管理課)

- 川の水位情報を市民に伝達するために、津波による遡上、河川の増水や氾濫、道路の冠水等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、河川監視カメラの整備を進める必要がある。(1-6) (防災危機管理課)
- 外国人市民が防災や災害時の対応について理解を深めることができるように、基本的な知識を提供する啓発事業を実施する必要がある。(1-6) (防災危機管理課、市民協働課)

(情報通信機能の耐災害性の強化・高度化)

- 電力の供給停止によって、情報通信が麻痺・長期停止した場合でも、災害情報を市民へ情報伝達できるように、有線通信機能・無線通信機能の併用といった情報通信機能の複線化、同報系防災行政無線親局及び各子局への非常用予備電源配備、設備の耐震・防火・防水対策など情報システムや通信手段の耐災害性の強化、高度化を進める必要がある。(4-1) (防災危機管理課)
- 本市の防災行政無線は、デジタル化方式で整備し運用してきたが、設備の老朽化、電波法改正による不適合といった問題点を抱えている。災害時に住民へ確実かつ円滑に情報伝達するために、防災行政無線設備を計画的に更新していく必要がある。(4-1) (防災危機管理課)

(専用通信における事前予防対策)

- 発災時の通信機能を確保するために、衛星通信回線の設定、バックアップ回線の設定、通信ルートの二重化等を進めるとともに、移動無線、携帯電話等の資機材の充実を図ることによって災害への備えに取り組んでいく必要がある。(1-6) (防災危機管理課)

(情報提供手段の多様化)

- 市民に警報等の災害情報を確実に伝えることができるように、複数の通信手段を活用した情報伝達が必要であるため、関係事業者の協力を得て、防災行政無線、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ホームページ、SNS等を用いた伝達手段の多重化、多様化を進めていく必要がある。(4-2) (防災危機管理課、秘書広報課)
- 防災拠点等において、無料公衆無線LANを整備することは、的確な情報伝達に有効であるため、災害時でも災害発生状況、警報等の発令情報などの情報収集機能として有効に機能する無料公衆無線LANについて、検討を進めていく必要がある。(4-2) (防災危機管理課、公共施設所管課)
- 災害情報、警報等発令情報、火災情報等を市民に伝達するために、「ちたまる安全安心メルマガ」を運用している。現在約6,400人の登録があるが、市からの災害情報伝達手段の一つとして、更なる登録者の増加を図る必要がある。(4-2) (防災危機管理課)

(適時・適切・確実な情報の発信)

- 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告などの避難情報は、空振りをおそれず、適切な時機に、迅速かつ確実に発令する必要がある。また、外国人、高齢者、障がい者など、要配慮者にも情報を確実に伝えることができるように、防災行政無線による放送、災害情報共有システム(Lアラート)によるテレビ・ラジオによる伝達、携帯電話事業者との連携による緊急速報メールの配信など、多様な手段によって情報提供をする必要がある。(1-6) (防災危機管理課、秘書広報課)

(効果的な教育・啓発の推進)

- ちたまる安全安心メルマガ、広報ちた、SNS、ホームページ等を活用した広報活動によって、災害発生時の早期避難などについて住民の意識啓発を推進する必要がある。(1-6) (防災危機管理課、秘書広報課)

(災害情報の収集体制の強化)

- 被害状況の早期把握、二次災害の防止、復旧計画の速やかな立案等に役立てるために、住民からの通報、現場職員からの報告、観測データなど、災害情報の収集体制の強化を推進する必要がある。(7-3) (防災危機管理課)

(風評被害を防止する的確な情報発信のための体制強化)

- 災害発生時に、風評被害等に対応するために、マニュアルの作成や情報発信手段の確保など、的確な情報発信のための体制強化を図っていく必要がある。(7-7) (防災危機管理課、秘書広報課、商工振興課、農業振興課)

⑥ 産業・経済

(企業防災力の強化)

- 企業の防災意識及び防災力の向上を図るために、事業所における防災訓練・消防訓練の充実・強化を図る必要がある。(1-1) (防災危機管理課、予防課)
- 企業と地域が連携した自発的な防災活動に取り組むため、企業を地域コミュニティの一員として捉え、地域で行われる防災訓練等への積極的な参加を推進していく必要がある。(1-1) (防災危機管理課、予防課)
- 市内企業の防災意識の向上を図るために、要請に応じて、地震・津波等に関する出前講座を実施する必要がある。(5-1) (防災危機管理課)
- 発災直後の社内での災害対応や社員が帰宅困難な状態になることに備えるために、食糧、飲料水、毛布などの企業内備蓄を啓発する必要がある。(5-1) (防災危機管理課)

(企業BCP策定の促進等)

- 災害時、市内企業の事業資産の損害を最小限に留め、事業継続や早期復旧を可能とするために、事業継続計画（BCP）策定に関し、愛知県等で実施しているBCP策定に関する支援策などの情報提供や周知・啓発を進めていく必要がある。(5-1) (防災危機管理課、商工振興課)

⑦ 交通・物流

(物資輸送ルートの確保・道路等の災害対策の推進・基幹的交通ネットワークの確保)

- 大規模地震等の災害発生時でも、経済活動、市民に及ぼす影響を最小化し、災害時応急活動及び警戒宣言発令時対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員、救助・救急、医療活動のためのエネルギー等の物資輸送ルートを確実に確保するために、緊急輸送道路や幹線道路など、基幹的交通ネットワークの整備を進める必要がある。(2-1、2-4、5-4、6-4) (朝倉駅周辺整備推進室、土木課)
- 緊急輸送道路や避難所への物資輸送ルートなどにある重要な橋りょうは、大規模地震発生時においても通行ができるように、橋りょう本体の耐震補強を推進する必要がある。(2-1、2-4、5-4、6-4) (土木課)
- 大規模災害時に被害の軽減を図り、円滑な避難、救助活動及び物資輸送等を可能にするために、避難路や緊急輸送道路となる道路や道路付属物、橋りょう等の維持補修、老朽化対策を進める必要がある。(2-1、2-4、5-4) (土木課)
- 各避難所へ迅速に物資を輸送するために、また、救助・救急、医療活動に必要なエネルギーを円滑に輸送するためには、通行不能となった輸送ルートの道路啓開を迅速に実施することが重要であり、この迅速な輸送道路啓開に向けて、災害時受援計画を策定し、「早期復旧支援ルート確保手順（中部版 くしの歯作戦）」で指定されている幹線道路や緊急輸送ルートの情報共有、道路啓開に必要な体制を整備する必要がある。(2-4、5-4) (防災危機管理課、土木課)

(物流ネットワークの整備)

- 物流インフラの災害対応の強化に向けて、道路、橋りょう等の耐震対策等を推進する必要がある。(5-5) (土木課)

(迅速な輸送道路啓開に向けた体制整備)

- 迅速な輸送道路啓開に向けて、災害時受援計画を策定し、緊急輸送ルートの情報共有、道路啓開に必要な体制を整備する必要がある。(2-1、6-4) (防災危機管理課、土木課)

- 大規模自然災害発生時に、道路上の放置車両や立ち往生車両によって救助活動、緊急物資輸送等災害応急対策に支障を生じることが懸念されるため、道路管理者や警察等が連携して、放置車両などの移動を行うなど、緊急車両等通行ルートの早期啓開を行う体制を整備する必要がある。(6-4) (土木課)
- 臨海部の企業への物資輸送や復旧資機材を確実に確保できるように、南海トラフ地震対策中部圏戦略会議が策定・公表している「早期復旧支援ルート確保手順(中部版 くしの歯作戦)」について、関係機関の役割を具体化し、計画の実効性向上を図っていく必要がある。(6-4) (土木課)

(幹線交通分断に伴うリスクの想定及び対策の推進)

- 大規模自然災害発生時に、基幹的交通ネットワークを機能停止に陥らせないように、地震や津波、洪水、高潮等の浸水想定を踏まえ、幹線道路が分断するリスクの想定とともに対策の検討を進めていく必要がある。(8-4) (防災危機管理課)

(基幹インフラ復旧等の大幅な遅れへの対応)

- 基幹インフラの広域的な損壊によって復旧・復興が大幅に遅れる事態を想定した対策について、関係機関と連携を図りながら総合的な取組を行っていく必要がある。(8-4) (防災危機管理課)

(帰宅困難者等支援対策の推進)

- 大規模災害発生時に帰宅困難者を発生させないために、各事業所や学校に従業員や児童・生徒をその場に留めるなど従業員や児童・生徒の保護について啓発し、帰宅困難者発生を少しでも低減させるための取組が必要である。(2-5) (防災危機管理課、商工振興課、学校教育課)
- 電車不通によって発生する帰宅困難者等に対する支援として、食糧、飲料水、防寒用ブランケット、徒歩帰宅支援マップなどの配備を図っていく必要がある。(2-5) (防災危機管理課)

(物資調達体制の強化・受援体制の構築)

- 被災者に物資を確実にかつ迅速に届けることができるように、災害時受援計画を策定し、物資の要請体制、調達体制、輸送体制等、供給の仕組みを整備する必要がある。(2-1) (防災危機管理課)

(孤立集落等の発生を防ぐ施設整備等の推進)

- 災害時の救助や輸送等のために、孤立の可能性のある集落等につながる道路の整備を推進する必要がある。特に津波浸水や土砂災害による被害が想定される地域等では、道路網の充実に努める必要がある。(2-2) (土木課)

⑧ 農林水産

(農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化)

- 農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力強化のために、土地改良施設の耐震化、老朽化対策等の災害対応力強化のためのハード対策と、地域コミュニティと連携した施設の保全・管理や施設管理者の体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する必要がある。(5-5) (農業振興課)

(農地や農業水利施設等の保全管理と体制整備)

- 地域の主体性・協働力を活かした農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や、自立的な防災・復旧活動のための体制を構築していく必要がある。(7-6) (農業振興課)

(農業用ため池の安全性の向上)

- 周辺住民の生命・財産を守るために、農業用ため池は、老朽化対策や地震対策の必要性に応じ、順次整備を推進する必要がある。(1-5、7-4) (農業振興課)
- 豪雨や地震の発生などにより堤体が決壊した場合に人家等に大きな被害を与えるおそれのある農業用ため池は、周辺住民の防災意識の向上を図るために、ハザードマップを作成・配布していく必要がある。(1-5、7-4) (農業振興課)

(食糧の確保)

- 大規模災害が発生した際、避難生活を送る市民等の生活を確保するために、食糧や飲料水などを計画的に備蓄していく必要があるとともに、備蓄した食糧だけでなく、事業者等との連携による食糧等の安定的な供給を行うために、協定締結によって食糧等の確保を進めていく必要がある。(5-5) (防災危機管理課)

⑨ 環境

(災害廃棄物処理計画の推進)

- 知多市災害廃棄物処理計画に基づき適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物処理を行う実行性を高めるために、教育・訓練による人材育成等を行い、災害廃棄物処理体制の充実に努める必要がある。(8-1) (ごみ対策課)

(災害時の廃棄物の処理体制の整備)

- 知多市災害廃棄物処理計画に基づき、災害時にし尿等の処理を適正かつ円滑に実施できる体制を整備しておく必要がある。(8-1) (環境政策課)

(廃棄物処理施設の災害対応力の強化)

- 大規模自然災害発生時に、処理施設の能力の維持を図るために、老朽化したごみ焼却施設の計画的な改修を推進する必要がある。(8-1) (ごみ対策課)
- 大規模自然災害発生時に、円滑・迅速に災害廃棄物の処理を行う対応力を強化するために、廃棄物の広域的な処理体制の整備を推進する必要がある。(8-1) (ごみ対策課)

(マンホールトイレの整備)

- 大規模地震における避難所のトイレ不足に対応するために、避難所に指定されている小中学校等に整備した災害用マンホールトイレの適切な利用に向けて周知・啓発を行う必要がある。(6-3、6-6) (防災危機管理課、下水道課)

(有害物質の漏えい等の防止対策の推進)

- 有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するために、企業における化学物質の管理方法や事故発生時の対応計画策定等の事前対策の強化に対する啓発や、大規模な出火や有害物資の流出が発生した際の周知体制の強化を図っていく必要がある。(7-5) (環境政策課、予防課)

(円滑な遺体の処置に向けた体制等の確保)

- 遺体の処置を円滑に行うために、遺体安置所の確保、物資等の整備や訓練を実施するとともに、老朽化した火葬施設の計画的な改修及び火葬場の体制整備を推進する必要がある。(2-7、8-2) (環境政策課)

⑩ 土地利用及び地域保全

(河川・海岸施設の強化)

- 津波・高潮による浸水を防ぐために、老朽化した堤防護岸の補強、堤防高の低い箇所のかさ上げについて、関係機関への働きかけなどを含めた積極的な取組が必要である。(1-3、7-2) (土木課)
- 河川の河口部や海岸にある水門等は、地震発生時においても操作が可能となるような耐震対策や、地震後の地域の排水機能を確保するため排水機場等の耐震対策について、関係機関への働きかけなどを含めた積極的な取組が必要である。(1-3、7-2) (農業振興課・土木課)

(海岸保全施設等の整備)

- 大規模な地震・津波に備え、引き続き、名古屋港における高潮防波堤や防潮壁などの防災施設の整備を働きかける必要がある。(5-3) (企画情報課、土木課)

(土砂災害対策の推進)

- 台風や集中豪雨等による土砂災害に対し、人的被害を防止するために、土砂災害防止施設(急傾斜地崩壊防止施設)の整備の働きかけなど、国・県・市が連携して事業を着実に実施していく必要がある。(1-5) (土木課)
- 土砂災害警戒区域の指定がされた地区は、土砂災害の危険性や避難の重要性を周知するために、土砂災害ハザードマップを作成するとともに、影響地区の各世帯への配布を実施していく必要がある。(1-5) (土木課)
- 土砂災害の危険性や避難の重要性を周知するために、住民説明会の開催や、県・市・地域の連携のもと土砂災害を想定した避難訓練を実施するなど、住民の防災意識の向上を図る必要がある。(1-5) (防災危機管理課)
- 要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の所有者又は管理者に、避難確保計画の策定、避難訓練の実施が義務化された。このため、土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設における避難確保計画の策定、避難訓練の実施を支援する必要がある。(1-5) (防災危機管理課)

(治山対策の推進)

- 市街地等の周辺にある保安林の機能を高度に発揮させ、山地災害の防止等と併せて生活環境を保全・形成するために、森林の造成改良整備等を進めていく必要がある。(1-5、7-6) (緑と花の推進課)

(効果的な教育・啓発の推進)

- 住民が的確な避難行動を取ることができるようにするために、避難場所、避難所、災害危険地域等を明示した防災マップ、洪水時の浸水実績を示したハザードマップ(浸水実績図)などを配布・公表することで、住民への意識啓発を図る必要がある。(1-6) (防災危機管理課、土木課)

イ 横断的分野

① リスクコミュニケーション

(地域コミュニティ力の強化に向けた支援)

- 地域防災の担い手であるコミュニティや町内会、自主防災会の大規模災害発生時の対応力を向上させるために、防災訓練・教育、防災リーダーの養成などの支援を継続して実施していく必要がある。(8-3) (防災危機管理課、市民協働課)

(避難所運営体制の整備)

- 大規模自然災害発生時に開設する避難所では、避難生活が長期に渡ることから、避難者による避難所運営が想定されているため、地域が主体的に避難所の運営管理ができるように整備している避難所運営マニュアルを周知する必要がある。(6-6) (福祉課)
- 町内会や自主防災会等と避難所運営に関する訓練を通じて、地域が主体的に避難所の管理運営を行うことができるように意識啓発に取り組む必要がある。(6-6) (防災危機管理課、福祉課)

(避難所用備蓄品及び救助用資機材の確保)

- 大規模自然災害発生時に共助の中心として活動する各自主防災会にはその地域特性を踏まえた資機材や備蓄品の確保が必要であるため、コミュニティや自主防災会等が整備する災害対応用備蓄品や資機材について、コミュニティ等へ積極的に支援することで、地域における備蓄品や資機材の確保を図っていく必要がある。(6-6) (市民協働課、防災危機管理課)

(地域防災力の強化)

- 災害時発災直後の減災効果を高めるためには、地域の防災力の充実・強化が大切である。このため地域防災力の要となるコミュニティや自主防災会による防災訓練・初期消火訓練等を充実・強化していく必要がある。(1-1) (防災危機管理課、予防課)
- 地域防災力向上のために、研修会への派遣や出前講座の開催によって、防災リーダーや自主防災会の育成を推進する必要があるとともに、避難所運営をスムーズに実施できるようにするために、女性の担い手の養成にも取り組んでいく必要がある。(1-1) (防災危機管理課)

(企業防災力の強化)

- 企業の防災意識及び防災力の向上を図るために、事業所における防災訓練・消防訓練の充実・強化を図る必要がある。(1-1) (防災危機管理課、予防課)

- 企業と地域が連携した自発的な防災活動に取り組むため、企業を地域コミュニティの一員として捉え、地域で行われる防災訓練等への積極的な参加を推進していく必要がある。(1-1) (防災危機管理課、予防課)

(石油コンビナート地区の災害時連携体制の確立)

- 関係 4 消防本部 (名古屋市消防局、東海市消防本部、知多市消防本部、海部南部消防組合消防本部) で構成する名古屋港臨海石油コンビナート防災協議連絡会への参加及び特別防災区域内事業所で構成される知多市石油コンビナート等特別防災区域保安連絡協議会との協力によって、各種検証や情報共有を行っているほか、流出油処理や火災対応等について海上保安庁と業務提携を行っており、引き続き連携を図っていく必要がある。(5-3) (防災危機管理課、商工振興課、予防課)

(要配慮者等への支援体制の整備)

- 避難所運営を行う人と避難者である高齢者や障がい者、外国人等とのコミュニケーションを手助けするものとして、コミュニケーション支援ボードを各避難所に配置し、要配慮者の避難所生活を支援していく必要がある。(6-6) (福祉課)

(効果的な教育・啓発の推進)

- ちたまる安全安心メルマガ、広報ちた、SNS、ホームページ等を活用した広報活動によって、災害発生時の早期避難などについて住民の意識啓発を推進する必要がある。(1-6) (防災危機管理課、秘書広報課)
- 若い世代に対し、災害に関する知識と的確な避難行動の知識を教育・啓発することは、迅速な避難行動の開始や、教育・啓発を受けた生徒等が家庭で話題とすることによる知識の拡散など、大きな効果が期待できることが東日本大震災でも報告されているため、中学生などを対象とした防災教育・啓発を実施していく必要がある。(1-6) (防災危機管理課)

(備蓄の推進)

- 家庭内での食糧・飲料水等の備蓄は、「3日程度」を啓発してきたが、現在は「3日間(できれば1週間分)」となっているため、家庭内での食糧・飲料水等の備蓄量の増強について、防災訓練、出前講座、防災教育等で啓発していく必要がある。(2-1) (防災危機管理課)

(帰宅困難者等支援対策の推進)

- 大規模災害発生時に帰宅困難者を発生させないために、各事業所や学校に従業員や児童・生徒をその場に留めるなど従業員や児童・生徒の保護について啓発し、帰宅困難

者発生を少しでも低減させるための取組が必要である。(2-5) (防災危機管理課、商工振興課、学校教育課)

(災害時防犯体制の強化)

- 災害時、留守宅への「空き巣」や、休業中の商店などに侵入する「店舗荒らし」「自販機荒らし」などの街頭犯罪の多発を抑制し、地域の安全・安心を確保するために、警察機能だけでなく、地域による見回りなどの防犯活動が有効な手段となってくるため、平常時から地域の自主防犯団体への支援を行うことで、地域における防犯活動の強化を図っていく必要がある。(3-1) (市民協働課)

(風評被害を防止する的確な情報発信のための体制強化)

- 災害発生時に、風評被害等に対応するために、マニュアルの作成や情報発信手段の確保など、的確な情報発信のための体制強化を図っていく必要がある。(7-7) (防災危機管理課、秘書広報課、商工振興課、農業振興課)

(災害ボランティアの円滑な受入れ・活動体制の構築)

- 災害ボランティアを受け入れるボランティアコーディネーターを養成するなど、災害ボランティアセンターの体制を整備する必要がある。(8-2) (防災危機管理課)

(津波・高潮に強い地域づくり)

- 避難対象地域では、その地区の自主防災会等と市が協働して、津波避難経路図を作成し、早期避難を目指した避難訓練を各自主防災会等と実施していく必要がある。(1-3) (防災危機管理課)

(河川氾濫からの減災に係る取組の実施)

- 知多半島圏域水防災協議会でとりまとめる「知多半島圏域に係る取組方針」に沿った河川氾濫に対する減災の取組を国・県・市が連携して継続的に推進していく必要がある。(1-4) (防災危機管理課、土木課)

(ハード・ソフトを組み合わせた浸水対策の推進)

- 大規模水害を未然に防ぐために、土地利用と一体となった減災対策や、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うための防災情報の高度化、地域水防力の強化、自らの生命及び生活を守ることができるように災害に対する意識の醸成と地域で助け合えるような地域防災力の向上といったソフト対策をハード対策と組み合わせることで実施することによって、より効果的な浸水対策を国・県・市・地域が連携して実施していく必要がある。(1-4) (防災危機管理課、土木課)

(土砂災害対策の推進)

- 土砂災害の危険性や避難の重要性を周知するために、住民説明会の開催や、県・市・地域の連携のもと土砂災害を想定した避難訓練を実施するなど、住民の防災意識の向上を図る必要がある。(1-5) (防災危機管理課)

② 老朽化対策

(公共施設の耐震化・老朽化対策の推進)

- 大規模地震発災時における公園施設、保育施設、高齢者施設、学校施設等の安全性の向上を図るために、施設の耐震化・老朽化対策を推進する必要がある。(1-1) (公共施設所管課)

(避難所施設の老朽化対策及び耐震化の推進)

- 東日本大震災や平成28年熊本地震では、避難所となる公共施設の内外壁の落下や非構造部材の落下によって避難所として使用できなかった公共施設が見受けられた。避難者の安全な避難所生活を確保するために、避難所に指定されている学校施設等の老朽化対策及び内外壁の落下等を防止する非構造部材の耐震化を推進する必要がある。(6-6) (市民協働課、学校教育課、生涯学習課)

(河川・海岸施設の強化)

- 津波・高潮による浸水を防ぐために、老朽化した堤防護岸の補強、堤防高の低い箇所のかさ上げについて、関係機関への働きかけなどを含めた積極的な取組が必要である。(1-3、7-2) (土木課)

(市街地における河川・海岸施設等の強化)

- 河川・海岸施設、水門等の耐震化・機能強化のための改修、排水機場や管きよ、貯留施設等の浸水対策施設の整備などの耐震化・老朽化対策を国・県・市が連携して推進する必要がある。(1-4) (農業振興課、土木課)
- 本市が管理する河川は、準用河川を始めとし末端水路にまで至るが、堤防の損傷に起因する浸水を未然に防止するために、堤防背後の低い地区の河川堤防の老朽程度を把握するとともに、河川の維持水位を低下させるための河川改修を計画的に促進する必要がある。(1-4) (土木課)

(水道施設の耐震化・老朽化対策の推進)

- 大規模地震等の災害発生時においても迅速に水道施設を稼働させ、安全・安心な給水を確認するために、水道施設の老朽化対策と合わせて耐震対策を推進する必要がある。(2-1) (水道課)

- 大規模自然災害発生時における水道水の安定供給を図るために、配水場から市街地まで水道水を供給する主要な配水管（基幹配水管）の耐震化を進めるとともに、老朽化が進行している水道管路の更新を計画的に進める必要がある。（6-2）（水道課）

（下水道施設の耐震化・老朽化対策の推進）

- 災害時の下水道施設の破損による機能停止や交通障害の発生を防止するために、南部浄化センター、中継ポンプ場及び污水管きょ等の更新及び耐震化を推進する必要がある。（6-3）（下水道課）

（農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化）

- 農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力強化のために、土地改良施設の耐震化、老朽化対策等の災害対応力強化のためのハード対策と、地域コミュニティと連携した施設の保全・管理や施設管理者の体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する必要がある。（5-5）（農業振興課）

（廃棄物処理施設の災害対応力の強化）

- 大規模自然災害発生時に、処理施設の能力の維持を図るために、老朽化したごみ焼却施設の計画的な改修を推進する必要がある。（8-1）（ごみ対策課）

③ 産学官民・広域連携

（ライフラインの災害対応力強化）

- 災害発生時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るために、電気、ガス等ライフライン事業者との協力体制を構築する必要がある。（6-1）（防災危機管理課）

（復旧体制の強化）

- 大規模自然災害発生時の断水を早期に解消し、水道水供給の再開を図るために、損傷した配水場、ポンプ場や配水管に対する応急処置や復旧を行う要員及び資機材を確保しておく必要がある。このため、関係業者の協力体制の整備を行っておく必要がある。（6-2）（水道課）

（迅速な輸送道路啓開に向けた体制整備）

- 臨海部の企業への物資輸送や復旧資機材を確実に確保できるように、南海トラフ地震対策中部圏戦略会議が策定・公表している「早期復旧支援ルート確保手順（中部版 くしの歯作戦）」について、関係機関の役割を具体化し、計画の実効性向上を図っていく必要がある。（6-4、7-2）（土木課）

(災害時の広域連携の推進)

- 災害発生時に広域的な応援を受けることができるように、関係機関、他の自治体との協定を締結することで災害時に物資調達がスムーズに実施できる体制を構築する必要がある。(2-1) (防災危機管理課、企画情報課)
- 市は、災害発生時に円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるように、自衛隊・警察・消防・海上保安庁・TEC-FORCE (緊急災害対策派遣隊)・DMAT (災害時派遣医療チーム)を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート確保などをまとめた災害時受援計画を策定しておく必要がある。(3-2) (防災危機管理課)

(広域的な応援体制の確立)

- 大規模自然災害発生時に配水場、ポンプ場や配水管の損傷による断水が発生し、避難所など地域への水道水供給が止まってしまう事態を想定し、応急給水について速やかに対応するために、他都市からの給水車の受入れ体制の確保など広域的な応援体制を確立していく必要がある。(6-2) (水道課)

(廃棄物処理施設の災害対応力の強化)

- 大規模自然災害発生時に、円滑・迅速に災害廃棄物の処理を行う対応力を強化するために、廃棄物の広域的な処理体制の整備を推進する必要がある。(8-1) (ごみ対策課)

(災害時の廃棄物の処理体制の整備)

- 知多市災害廃棄物処理計画に基づき、災害時にし尿等の処理を適正かつ円滑に実施できる体制を整備しておく必要がある。(8-1) (環境政策課)

3 知多市地域強靱化計画アクションプラン

知多市地域強靱化計画アクションプラン(令和8年度～令和10年度)
個別施策・横断的分野別一覧

行政機能・消防等		単位:千円						
No.	事業名	取組事項	担当課室	3年間 事業費合計	8年度 事業費	9年度 事業費	10年度 事業費	
1	推進すべき施策の方針 備蓄の推進	備蓄食料等の配備	防災危機管理課	29,820	9,940	9,940	9,940	
2	避難所用備蓄品及び救助用資機材の確保	災害用携帯トイレ購入	防災危機管理課	4,209	1,403	1,403	1,403	
3	災害対策本部の機能確保	災害時の活動拠点となる防災センターも備えた新庁舎の整備	新庁舎整備室	7,801,604	6,871,139	418,465	512,000	
4	罹災証明書の交付体制の整備	罹災証明書交付関連システム構築委託	税務課	9,565	7,075	1,245	1,245	
5	消防力の強化	消防車両の分解点検(大型化学高所放水車)	庶務課	30,000	0	30,000	0	
6	消防力の強化	消防車両整備事業(石油貯蔵施設設立地対策等交付金事業を含む)	庶務課	262,015	46,505	73,000	142,510	
7	消防力の強化	消防資機材の更新	庶務課	44,866	38,069	4,250	2,547	
8	救助・救急活動能力の充実・強化	救急資器材等の更新(自動体外式除動器、発電機付照明器具)	庶務課	18,706	6,192	7,870	4,644	
9	消防団の災害対応力の強化	消防団車両等の更新	庶務課	8,900	0	8,900	0	

住宅・都市		単位:千円						
No.	事業名	取組事項	担当課室	3年間 事業費合計	8年度 事業費	9年度 事業費	10年度 事業費	
10	高齢者福祉事業 ※事業計画外分	家具等転倒防止対策	長寿課	339	113	113	113	
11	排水機場等の防災対策の推進	農業水利施設の機能保全(県営大草排水機場)	農業振興課	49,400	1,140	2,090	46,170	
12	住宅・建築物等の耐震化	民間木造住宅耐震診断の実施	都市計画課	13,614	4,538	4,538	4,538	
13	住宅・建築物等の耐震化	民間木造住宅耐震診断の補助	都市計画課	5,400	1,800	1,800	1,800	
14	住宅・建築物等の耐震化	民間木造住宅耐震改修等の補助	都市計画課	41,700	13,900	13,900	13,900	
15	災害に強いまちづくりの推進	空家等実態調査	都市計画課	7,678	0	0	7,678	

知多地域強靱化計画アクションプラン(令和8年度～令和10年度)
個別施策・横断的分野別一覧

No.		事業名		取組事項	担当課室	3年間 事業費合計	8年度 事業費	9年度 事業費	10年度 事業費
16	7	都市機能の適切な配置	朝倉駅周辺整備事業	朝倉駅周辺整備(無電柱化等の震災対策 も含む)	都市計画課	913,436	888,799	14,614	10,023
17	8	市街地における河川・海岸施設の強化	河川等管理事業	河川等の維持管理	土木課	130,500	43,500	43,500	43,500
18	9	市街地における河川・海岸施設の強化	河川等管理事業	急傾斜地崩壊対策事業(生出地区・長浦 3丁目地区)	土木課	17,000	8,500	8,500	0
19	10	雨水対策の推進	道路新設改良事業	排水対策(日長川第13排水区)	土木課	36,000	0	6,000	30,000
20	11	雨水対策の推進	道路新設改良事業	排水対策(新舞子第4排水区)	土木課	53,000	35,700	17,300	0
21	12	雨水対策の推進	河川等改良事業	排水対策(東部3号雨水幹線)	土木課	8,258	8,258	0	0
22	13	下水道施設の耐震化・老朽化対策等の推進	南部浄化センター施設整備事業	浄化センター地震対策	下水道課	984,900	330,300	498,600	156,000
23	14	下水道施設の耐震化・老朽化対策等の推進	南部浄化センター施設整備事業	浄化センター老朽化対策	下水道課	2,382,000	727,000	818,000	837,000
24	15	下水道施設の耐震化・老朽化対策等の推進	管渠等施設整備事業	管渠地震対策事業	下水道課	998,000	398,000	300,000	300,000
25	16	下水道施設の耐震化・老朽化対策等の推進	管渠等施設整備事業	管渠施設老朽化対策	下水道課	686,000	236,000	210,000	240,000
26	17	下水道施設の耐震化・老朽化対策等の推進	雨水排水施設整備事業	浸水被害対策	下水道課	472,700	134,200	338,500	0
27	18	水道施設の耐震化・老朽化対策等の推進	配水管設備新設改良事業	配水管耐震化等対策(基幹配水管等)	水道課	787,800	288,000	196,200	303,600
28	19	水道施設の耐震化・老朽化対策等の推進	配水管設備新設改良事業	配水管耐震化等対策(重要給水施設配水管)	水道課	4,000	4,000	0	0
29	20	水道施設の耐震化・老朽化対策等の推進	配水管設備新設改良事業	配水管耐震化等対策(老朽化した配水管)	水道課	425,790	26,000	257,200	142,590
30	21	水道施設の耐震化・老朽化対策等の推進	配水管設備新設改良事業	配水管耐震化等対策(西知多道路整備に 関連の布設替)	水道課	204,800	100,400	83,300	21,100
31	22	水道施設の耐震化・老朽化対策等の推進	配水管設備新設改良事業	配水管耐震化等対策(道路改良事業関連 の布設替)	水道課	29,250	19,000	1,000	9,250

住宅・都市(続き)

単位:千円

知多市地域強靱化計画アクションプラン(令和8年度～令和10年度)
個別施策・横断的分野別一覧

住宅・都市(続き)

通し No.	No.	推進すべき施策の方針	事業名	取組事項	担当課室	3年間 事業費合計	8年度 事業費	9年度 事業費	10年度 事業費
32	23	水道施設の耐震化・老朽化 対策等の推進	配水管設備新設改良事業	配水施設老朽化対策(水道施設等)	水道課	357,300	20,000	166,300	171,000

情報通信

通し No.	No.	推進すべき施策の方針	事業名	取組事項	担当課室	3年間 事業費合計	8年度 事業費	9年度 事業費	10年度 事業費
33	1	市民への確実な情報の伝達 等	防災設備等管理事業 ※実施計画外分	防災行政無線の適切な維持管理	防災危機管理課	14,669	5,275	4,697	4,697
34	2	市民への確実な情報の伝達 等	防災設備等管理事業 ※実施計画外分	河川監視防災カメラの運用	防災危機管理課	2,115	705	705	705
35	3	情報通信機能の耐災害性の 強化・高度化	防災設備等整備事業	携帯型無線機の更新	防災危機管理課	16,770	0	15,030	1,740
36	4	情報提供手段の多様化	防災まちづくり事業 ※実施計画外分	災害情報等の提供(ちたまる安全安心メ ルマガ)	防災危機管理課	990	330	330	330

交通・物流

通し No.	No.	推進すべき施策の方針	事業名	取組事項	担当課室	3年間 事業費合計	8年度 事業費	9年度 事業費	10年度 事業費
37	1	物資輸送ルートの確保、道 路等の災害対策の推進、物 流ネットワークの整備、避難 場所・避難路の確保・整備等	道路維持管理事業	道路舗装等の適正な維持管理	土木課	274,200	91,400	91,400	91,400
38	2	物資輸送ルートの確保、道 路等の災害対策の推進、物 流ネットワークの整備、避難 場所・避難路の確保・整備等	交通安全施設管理事業	道路照明灯等の計画的な補修(道路ス トック補修事業)	土木課	140,850	37,400	49,200	54,250
39	3	物資輸送ルートの確保、道 路等の災害対策の推進、物 流ネットワークの整備、避難 場所・避難路の確保・整備等	道路新設改良事業	道路舗装の計画的な修繕(道路ストック補 修事業)	土木課	169,900	69,900	50,000	50,000
40	4	物資輸送ルートの確保、道 路等の災害対策の推進、物 流ネットワークの整備、避難 場所・避難路の確保・整備等	道路新設改良事業	道路舗装等の維持補修	土木課	210,000	70,000	70,000	70,000

知多市地域強靱化計画アクションプラン（令和8年度～令和10年度）
個別施策・横断的分野別一覧

単位：千円

通し No.	No.	推進すべき施策の方針	事業名	取組事項	担当課室	3年間 事業費合計	8年度 事業費	9年度 事業費	10年度 事業費
41	5	物資輸送ルートの確保、道路等の災害対策の推進、物流ネットワークの整備、避難場所・避難路の確保・整備等	道路新設改良事業	防災道路の舗装修繕（石油貯蔵施設立地対策等交付金事業）	土木課	77,300	27,300	25,000	25,000
42	6	物資輸送ルートの確保、道路等の災害対策の推進、物流ネットワークの整備、避難場所・避難路の確保・整備等	道路新設改良事業	無電柱化施設整備事業	土木課	30,000	30,000	0	0
43	7	物資輸送ルートの確保、道路等の災害対策の推進、物流ネットワークの整備、避難場所・避難路の確保・整備等	道路新設改良事業	道路整備事業（県事業関連 葉師前線）	土木課	971	971	0	0
44	8	物資輸送ルートの確保、道路等の災害対策の推進、物流ネットワークの整備、避難場所・避難路の確保・整備等	道路新設改良事業	道路整備事業（市道南大平地線）	土木課	87,000	67,000	0	20,000
45	9	物資輸送ルートの確保、道路等の災害対策の推進、物流ネットワークの整備、避難場所・避難路の確保・整備等	道路新設改良事業	道路整備事業（県事業関連 西知多道路）	土木課	1,754	1,754	0	0
46	10	物資輸送ルートの確保、道路等の災害対策の推進、物流ネットワークの整備、避難場所・避難路の確保・整備等	道路新設改良事業	道路整備事業（県事業関連 都市計画道路知多刈谷線）	土木課	47,443	43,126	4,317	0
47	11	物資輸送ルートの確保、道路等の災害対策の推進、物流ネットワークの整備、避難場所・避難路の確保・整備等	橋りよう維持管理事業	橋りよう等の適正な維持管理（点検）	土木課	55,720	23,620	15,370	16,730
48	12	物資輸送ルートの確保、道路等の災害対策の推進、物流ネットワークの整備、避難場所・避難路の確保・整備等	橋りよう補修事業	橋りよう等の適正な維持管理（補修）	土木課	109,200	2,700	6,000	100,500
49	13	物資輸送ルートの確保、道路等の災害対策の推進、物流ネットワークの整備、避難場所・避難路の確保・整備等	橋りよう新設改良事業	橋りよう整備事業（三ツ又橋）	土木課	269,000	269,000	0	0

知多市地域強靱化計画アクションプラン(令和8年度～令和10年度)
個別施策・横断的分野別一覧

農林水産

No.		推進すべき施策の方針	事業名	取組事項	担当課室	3年間 事業費合計	8年度 事業費	9年度 事業費	10年度 事業費
50	1	農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化	土地改良施設整備事業	土地改良施設整備(農道整備等)	農業振興課	17,200	17,200	0	0
51	2	農業用ため池の安全性の向上	土地改良施設整備事業	農業用ため池耐震対策(県営 防災ダム)	農業振興課	53,570	13,200	29,370	11,000
52	3	農業用ため池の安全性の向上	土地改良施設整備事業	農業用ため池漏水調査	農業振興課	10,800	10,800	0	0

土地利用及び地域保全

No.		推進すべき施策の方針	事業名	取組事項	担当課室	3年間 事業費合計	8年度 事業費	9年度 事業費	10年度 事業費
53	1	効果的な教育・啓発の推進	防災まちづくり事業	防災マップ等を作成配布	防災危機管理課	872	0	872	0

老朽化対策

No.		推進すべき施策の方針	事業名	取組事項	担当課室	3年間 事業費合計	8年度 事業費	9年度 事業費	10年度 事業費
54	1	公共施設の耐震化・老朽化対策等の推進	地区公共施設整備事業	施設老朽化に伴う整備(外壁塗装等)	市民協働課	1,576	1,576	0	0
55	2	公共施設の耐震化・老朽化対策等の推進	保育園整備費	保育園の施設整備(老朽化対策)	幼児保育課	34,500	34,500	0	0
56	3	公共施設の耐震化・老朽化対策等の推進	こども園整備費	こども園の施設整備(老朽化対策)	幼児保育課	14,187	11,187	0	3,000
57	4	公共施設の耐震化・老朽化対策等の推進	やまもも園整備費	やまもも園の施設整備(老朽化対策)	幼児保育課	4,000	4,000	0	0
58	5	公共施設の耐震化・老朽化対策等の推進	生涯学習施設整備事業	施設老朽化に伴う整備(屋上防水)(図書館)	生涯学習スポーツ課	98,911	98,911	0	0
59	6	公共施設の耐震化・老朽化対策等の推進	公民館整備費	施設老朽化に伴う整備(外壁等)(ふれあいプラザ)	生涯学習スポーツ課	105,018	105,018	0	0

知多市地域強靱化計画アクションプラン(令和8年度～令和10年度)
個別施策・横断的分野別一覧

単位:千円

通し No.	No.	事業名	取組事項	担当課室	3年間 事業費合計	8年度 事業費	9年度 事業費	10年度 事業費
60	7	斎場整備事業	斎場設備更新(火葬炉)	環境政策課	27,500	11,000	9,500	7,000
61	8	市営住宅整備事業	施設老朽化による整備(外壁等)と公営住宅等長寿命化計画の改訂	都市計画課	36,578	30,000	0	6,578
62	9	公園等整備事業	公園施設の改修(旭公園整備)	緑と花の推進課	46,200	30,700	15,500	0
63	10	公園等整備事業	公園施設の改修(佐布里緑と花のふれあい公園整備)	緑と花の推進課	9,600	9,600	0	0
64	11	公園等整備事業	公園施設の改修(知多運動公園整備)	緑と花の推進課	156,623	105,623	0	51,000
65	12	公園等整備事業	公園施設の改修(街区公園等)	緑と花の推進課	239,300	160,000	38,900	40,400
66	13	小学校建設事業	学校施設の維持管理・長寿命化(小学校)	学校教育課	1,091,847	422,398	370,449	299,000
67	14	中学校建設事業	学校施設の維持管理・長寿命化(中学校)	学校教育課	595,070	301,070	155,000	139,000
68	15	学校給食センター整備事業	施設の改修工事等(学校給食センター)	学校教育課	17,665	6,625	4,945	6,095

※ 上記の取組事項は、第6次知多市総合計画における第7次実施計画をもとにとりまとめたもので、今後事業費等を変更する場合があります。

用語説明

【あ】

液状化現象

地震の際に、地下水位の高い砂地盤が振動によって液体状になる現象。

SNS（エヌエヌエス）

ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、インターネット上でコミュニティを作り、人間関係の構築を促進するサービスのこと。Facebook、LINE、Twitter など様々なサービスがある。

Lアラート（エルアラート）

災害などの住民の安心・安全にかかわる情報を迅速かつ効率的に伝達することを目的とした、情報流通のための基盤。

応急仮設住宅

地震や水害、土砂災害といった自然災害などによって、居住できる住家を失い、自らの資金では住宅を新たに得ることができない人に対し、行政が貸与する仮の住宅。

オストメイト

人工肛門・人工膀胱を造設している人。

【か】

帰宅困難者

勤務先や外出先等で地震などの自然災害に遭遇し、自宅への帰還が困難になった人々。

急傾斜地崩壊危険箇所

斜面傾斜 30 度以上、高さ 5m 以上の急傾斜地で、がけ崩れが起きた時に人家への被害が想定される箇所。

狭あい道路

幅員 4 m 未満で、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項の規定によって同条第 1 項の道路とみなされるもの又はこれに準ずるものとして特定行政庁に指定された道路。

業務継続計画（BCP）

災害時に人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下で、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定めた計画。「事業継続計画」、「BCP (Business Continuity Plan の略)」ともいう。

緊急輸送道路

大規模な地震等の災害が発生した場合に、救命活動や物資輸送を円滑に行うために、国・県・市町村などが事前に指定する道路。

広域受援

大規模災害が発生した際に、県内外等、被災地以外からの応援部隊や救援物資等を受けること。円滑かつ迅速に受け入れることができるように、あらかじめ広域受援計画やマニュアル等を定め、受援体制を構築しておく必要がある。

洪水予報河川

水防法の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が気象庁長官と共同して実施する洪水予報の対象として指定した河川。

高度救命処置資器材

救助活動を行う際に用いられる装備資機材の総称で、心電計、自動体外式除細動器、血中酸素飽和度測定器、気道確保用資機材などをいう。

小売吸引力指数

各市町村の1人当たり小売業年間商品販売額を県の1人当たり小売業年間商品販売額で除したものの指数が1.00より大きい場合は、買い物客を外部から引き付け、1.00未満の場合は外部に流出していると見ることができる。

護岸

海岸、河岸などで、水流や波浪の浸食被害を防ぐために、地盤の表面や堤防の法面を覆って保護する構造物。

国土強靱化基本計画

国土強靱化基本法第10条に基づき、国土強靱化に関する国の他の計画等の指針となるように策定された計画。平成26年6月策定。

国土強靱化基本法

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」の略称。国民の生命と財産を守るために、事前防災・減災の考え方にに基づき、強くしなやかな国をつくる「国土強靱化」の総合的・計画的な実施を目的とする法律（平成 25 年法律第 95 号）。

コミュニケーション支援ボード

障がい者、外国人などが避難所で過ごすときに、支援ボードの文字や絵を指さすことで、情報を伝えやすくするもの。日本語だけでなく、外国語（英語、中国語、韓国語、ポルトガル語）にも対応している。

【さ】

災害対策基本法

国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するために、防災に関し、国、地方公共団体、及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置、その他必要な災害対策の基本を定める法律。昭和 34 年に大きな被害をもたらした伊勢湾台風を契機として制定された（昭和 36 年法律第 223 号）。

災害廃棄物

地震や津波、洪水などの災害に伴って発生する廃棄物のこと。倒壊・破損した建物などがれきや木くず、コンクリート等をいう。

災害廃棄物処理計画

災害によって大量に生じる廃棄物等を迅速かつ適正に処理するために、必要な事項を定めたもの。

災害用マンホールトイレ

災害時にマンホールの上に仮設トイレを設置し、直接下水道に流し使用するもの。

サプライチェーン

製造業で、原材料調達・生産管理・物流・販売までを一つの連続したシステムとして捉えたときの名称。供給網。

シェルター

自然災害や兵器による攻撃などから身を守るための場所。

市街化区域

都市計画区域の無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために都市計画法で定められた分類のひとつ。既に市街化を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

重要業績指標

組織の目標達成の度合いを定義する補助となる計量基準群であり、それぞれの取組で、数値化した指標など達成度合いを分かりやすく示したもの。「K P I (Key Performance Indicator の略)」ともいう。

消防法

火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害に因る被害を軽減することで安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的に制定された法律(昭和 23 年法律第 186 号)。

自立・分散型エネルギー

従来の大規模な集中型の発電所等による電力供給に対し、地域で必要とされるエネルギーは地域でつくるというシステム。

水位周知河川

洪水予報河川以外の河川で、水防法の規定によって、国土交通大臣又は都道府県知事が気象庁長官と共同して実施する洪水予報の対象として指定した河川。

水防法

洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的に制定された法律（昭和 24 年法律第 193 号）。

ストマ

人工肛門・人工膀胱。

脆弱性（ぜいじゃくせい）

もろくて弱い性質。

【た】

耐震性貯水槽

大規模災害によって水の供給が停止した時に、地下の安全な貯水槽に水を貯え、火災発生時に消火用水に利用するもの。飲料水兼用の耐震性貯水槽もある。

地域強靱化計画（国土強靱化地域計画）

国土強靱化基本法第 13 条に規定されているもので、「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」とされている。

知多半島圏域水防災協議会

国土交通省が策定した水防災意識社会再構築ビジョンを踏まえて、平成 27 年 9 月に発生した「関東・東北豪雨」のような大規模な水害に対して減災を図るために、知多半島 3 市 4 町（半田市、常滑市、知多市、阿久比町、南知多町、美浜町、武豊町）と愛知県、名古屋地方気象台、国土交通省中部地方整備局が参画し、平成 29 年 2 月に設立した協議会。

ちたまる安全安心メルマガ

本市が行っている登録制のメールで、知多市における、防災情報、気象情報、火災情報などの情報を配信するサービス。大雨警報や暴風警報、津波警報などの気象情報は気象庁から発表され次第、自動で配信される。

中部版くしの歯作戦

東日本大震災を踏まえ、津波による甚大な被害が想定される太平洋沿岸部での救援・救護活動、緊急物資の輸送等を迅速に行うために、復帰・復興を見据えた地震防災に関する道路啓開オペレーション計画を、あらかじめ関係機関が連携して策定し、共有していくことが重要であるとの認識の下、国土交通省中部地方整備局によって平成 24 年 3 月に策定（平成 29 年 5 月改定）されたもの。「早期復旧支援ルート確保手順」ともいう。

津波避難ビル

津波浸水予想地域内で、地域住民が一時または緊急避難・退避する施設（人工構造物に限る。）。

TEC-FORCE（テックフォース）

緊急災害対策派遣隊。大規模自然災害発生時に迅速な支援を行うために、国土交通省に設置された組織。被災地方公共団体等が行う被災状況の把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を実施する。

DMAT（ディーマット）

災害時派遣医療チーム。医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職及び事務職員）で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故等の現場に、急性期（概ね48時間以内）に活動できる機動性を持った専門的な訓練を受けた医療チーム。

同報系防災行政無線

屋外拡声器や個別受信機を介して、市町村役所から住民等に対して直接・同時に防災情報や行政情報を伝えるシステム。

これに対して、車載型や携帯型の移動局と市役所（災害対策本部）等との間で通信を行う移動系防災行政無線もある。主として行政機関内の通信手段と使用している。

道路啓開

緊急車両等の通行のために、1車線でもとにかく通れるように早急に最低限の瓦れき処理を行い、簡易な段差修正によって救援ルートを開けること。

土砂災害警戒区域（土砂災害特別警戒区域）

土砂災害のおそれのある土地の地形や土地利用状況等を県が調査した結果を基に、知事が関係市町村長の意見を聴いた上で指定する区域。

土砂災害特別警戒区域は、土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域。

土地区画整理事業

道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整えて宅地の利用の増進を図る事業。

【な】

南海トラフ地震対策中部圏戦略会議

東日本大震災を踏まえ、運命を共にする中部圏の国、地方公共団体、学識経験者、地元経済界が幅広く連携し、南海トラフ地震等の巨大地震に対して総合的かつ広域的視点から一体となって重点的・戦略的に取り組むべき事項を「中部圏地震防災基本戦

略」として協働で策定し、フォローアップする組織（平成26年6月「東海・東南海・南海地震対策中部圏戦略会議」より改称）。

二次災害

災害や事故等が起こった際に、それに派生して起こる災害のこと。豪雨の後の土砂災害、地震の後の火災等をいう。

農業水利施設

ダムなどの基幹的施設から、地域に網の目のように張り巡らされている末端の用排水路施設に至るまでの農業水利のための施設。農業生産の基盤となる。

【は】

排水機場

大雨による農地や農業用施設などへの水害を未然に防止するために、排水ポンプを運転して、雨水を川や海に強制的に排水するための施設。

ハザードマップ

自然災害による被害が予測される区域や災害の程度のほか、危険を回避するための避難場所、避難経路等の必要な防災情報を分かりやすく地図上に示したもの。

非構造部材

建築物を構成する部材のうち、天井材、窓ガラス、照明器具、空調設備など建物のデザインや居住性の向上などを目的に設置される部材。

被災建築物応急危険度判定士

大地震での二次災害を防ぐために、被災した建物を調べ、余震による倒壊や部材の落下などの危険性を判定する専門家。（建築士などの資格を持つ人が一定の講習を受けることで県から認定される）。

被災宅地危険度判定士

大規模な地震・大雨などで被害を受けた宅地を調査し、二次被害の危険度を判定する技術者。地方公共団体の要請に応じて、宅地の亀裂などの被害状況を調べる。

避難行動要支援者

高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を必要とする人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を必要とする人。

PDCAサイクル（ピーディーシーエーサイクル）

事業活動における生産管理や品質管理などの業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、継続的な業務改善活動の推進が可能とされる。

福祉避難所

災害時に、一次避難所での避難生活が困難で、特別な支援を必要とする高齢者や障がい者などを対象に設けられる市町村指定の二次避難所をいう。

宝永地震、安政東海地震、安政南海地震、昭和東南海地震、昭和南海地震

宝永地震（1707年10月）

震源域：東海道沖から南海道沖 規模：マグニチュード8.6

安政東海地震（1854年12月）

震源域：紀伊半島東沖から駿河湾 規模：マグニチュード8.4

安政南海地震（安政東海地震発生から約31時間後）

震源域：紀伊水道から四国沖 規模：マグニチュード8.4

昭和東南海地震（1944年12月）

震源域：熊野灘から浜名湖沖 規模：マグニチュード7.9

昭和南海地震（1946年12月）

震源域：潮岬南方沖 規模：マグニチュード8.0

愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果では、この5つの地震の被害を網羅できるように想定した過去地震最大モデルが示され、本市の地震・津波対策を進める上で、軸となる想定として位置付けている。

防火管理者

消防法に定める国家資格であり、その資格を有する者のうち、防火対象物において防火上必要な業務を適切に遂行でき、従業員を管理・監督・統括できる地位にあるもので、防火対象物の防火上の管理・予防・消防活動を行う者。

防災マップ

平成26年5月に愛知県が公表した、愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果を盛り込み、地震による被害から市民が避難する際の参考となる情報をまとめたもの。土砂災害の危険箇所、津波浸水想定図、液状化危険度なども示している。「知多市地震防災マップ」の名称で配布している。

防災リーダー

災害に対する正しい知識や防災活動の技術を習得し、地域において自主的な防災活動を効果的に実践するために必要な調整や指導などを中心的に行う人。

ボランティアコーディネーター

大規模な災害が発生したときに、ボランティアによる救援・救助活動が円滑で効果的に行われるために、ボランティアと被災者との調整を行う人材のこと。

【ま】

密集市街地

老朽化した木造建築物が密集し、かつ公共施設（道路・公園・広場など）が十分に整備されていないため、地震や火災が発生した際に、延焼防止や避難のために必要な機能が確保されていない状況にある市街地。

【や】

要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策上、特に配慮を必要とする人。

【ら】

罹災証明書

地震や台風、豪雨等によって被災した住家等の被害の程度を市町村が証明したもの。

リスクコミュニケーション

社会を取り巻くさまざまなリスクに関する情報や意見を、行政、専門家、企業、住民など関係者の間で相互に交換し、相互理解を深めること。

リスクシナリオ

基本目標や事前に備えるべき目標を達成できない状態を引き起こす、目標を妨げる事態。

臨時給油所

救助活動拠点等として活用する施設に常設の給油施設がない場合、又は地域内の給油施設の破損、不足が著しいことが想定される場合に、あらかじめ定められた臨時の給油施設設置場所。

知多市地域強靱化計画

令和元年11月策定
(アクションプラン更新
令和5年8月・令和8年4月)

知多市総務部防災危機管理課
〒478-8601 知多市緑町1番地
電話 0562-36-2638 (直通)、FAX 0562-32-1010